

幼保連携型認定こども園

指導監査基準

令和6年度

川崎市 こども未来局

指導監査基準中の「評価区分」

法令等の適合区分	評価区分	指導形態
法令若しくは通知に対する違反がある、又は前年度の口頭指示事項に対して改善の取り組みがなされていない場合	A	法令若しくは通知（以下「法令等」という。）に対する違反（軽微なものを除く。）がある、又は前年度の口頭指示事項に対して改善の取り組みがなされていない場合は、当該事項を文書指示事項とし、期限を定めて改善報告書の提出を求める。
法令等に対する違反であって軽微なものである場合	B	法令等に対する違反であって軽微なものである場合は、当該事項を口頭指示事項として文書により通知し、法人等の自主的な是正又は改善を指導する。この場合において、改善報告書の提出は不要とする。
法令等に対する違反ではないが、福祉の向上のため改善が必要な場合	C	「B」に至らない記載ミス等の軽微な誤り、及び水準向上のための助言指導。

※判断基準に定める指摘事項を確認の対象としつつ、それ以外の事項についても必要に応じて指摘となる場合あり。

運宮編

本指導監査基準では、関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

NO.	関係法令及び通知等		略称
1	(平成26年9月5日条例第34号)川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例	条例	認定こども園条例
2	(平成26年9月5日条例第36号)川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例	条例	運営基準条例
3	(平成30年4月1日)川崎市認定こども園の認定、認可、運営の条件等に係る取扱要綱	要綱	市取扱要綱
4	(平成18年6月15日号外法律第77号)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	法律	認定こども園法
5	(平成26年6月4日号外政令第203号)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令	政令	認定こども園法施行令
6	(平成26年7月2日号外内閣府、文部科学省、厚生労働省令第2号)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則	省令	認定こども園法施行規則
7	(昭和22年3月31日法律第26号)学校教育法	法律	学教法
8	(昭和22年5月23日文部省令第11号)学校教育法施行規則	省令	学教法施行規則
9	(昭和33年4月10日法律第56号)学校保健安全法	法律	学保法
10	(昭和33年6月10日政令第174号)学校保健安全法施行令	政令	学保法施行令
11	(昭和33年6月13日文部省令第18号)学校保健安全法施行規則	省令	学保法施行規則
12	(平成21年3月31日号外文部科学賞告示第60号)学校環境衛生基準	告示	環境衛生基準
13	(昭和31年12月13日文部省令第32条)幼稚園設置基準	省令	幼稚園設置基準
14	(大正11年4月22日法律第70号)健康保険法	法律	健康保険法

本指導監査基準では、関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

NO.	関係法令及び通知等	略称
15	(昭和29年5月19日法律第115号)厚生年金保険法	法律 厚生年金保険法
16	(昭和49年12月28日号外法律第116号)雇用保険法	法律 雇用保険法
17	(昭和34年4月15日号外法律第137号)最低賃金法	法律 最低賃金法
18	(昭和26年3月29日法律第45号)社会福祉法	法律 社会福祉法
19	(昭和32年6月15日法律第177号)水道法	法律 水道法
20	(昭和32年12月14日厚生省令第45号)水道法施行規則	省令 水道法施行規則
21	(昭和47年6月8日法律第57号)労働安全衛生法	法律 安衛法
22	(昭和47年8月19日政令第318号)労働安全衛生法施行令	政令 安衛法施行令
23	(昭和47年9月30日労働省令第32号)労働安全衛生規則	省令 安衛則
24	(昭和22年4月7日法律第49号)労働基準法	法律 労基法
25	(昭和22年8月30日号外厚生省令第23号)労働基準法施行規則	省令 労基法施行規則
26	(昭和22年4月7日法律第50号)労働者災害補償保険法	法律 労働者災害保険法
27	(平成24年12月14日条例第56号)川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	条例 認可基準条例
28	(平成14年8月2日法律第103号)健康増進法	法律 健康増進法

本指導監査基準では、関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

NO.	関係法令及び通知等	略称
29	(平成12年4月25日児発第471号)児童福祉行政指導監査の実施について	国通知 児福指導監査要綱
30	(昭和41年7月21日法律第132号)労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律	法律 労働施策総合推進法
31	(平成12年5月8日法律第57号)土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	法律 土砂災害防止法
32	(昭和24年6月4日号外法律第193号)水防法	法律 水防法

<運営編>

1 児童の利用状況	1	(5)社会保険の加入	14
(1)定員の遵守	1	(6)職員の確保と定着化	14
2 児童の受入状況	1	(7)安全衛生管理体制	15
(1)受入年齢	1	(8)雇用管理上の措置等	15
(2)入園資格	1	(9)職員の健康診断	15
(3)提供拒否の禁止等	1	(10)職員研修	17
(4)障害児の受入れ	2	7 施設・設備の安全管理	17
(5)学級の編制の基準	2	(1)施設の状況	17
3 開園日・開園時間等	2	(2)設備の状況	22
(1)開園日	2	(3)施設・設備の衛生	24
(2)開園時間	2	(4)施設・設備の安全	37
(3)教育・保育時間	3	(5)飲料水等の衛生管理	38
4 規程等の整備	3	(6)施設の害虫駆除等	38
(1)重要事項に関する規程	3	(7)施設内の受動喫煙の防止	38
(2)重要事項に関する説明	4	8 園具及び教具	38
(3)重要事項の掲示等	4	9 非常災害対策	39
(4)園則	4	(1)防火管理者	39
(5)就業規則等の整備	4	(2)消防計画	39
5 帳簿の整備	5	(3)避難・消火訓練等	39
(1)園長の届出	5	(4)消防用設備	39
(2)報告の徴収	5	(5)避難確保計画	40
(3)出席簿	5	(6)防災備蓄	40
(4)表簿	5	(7)業務継続計画	40
(5)学校医執務記録簿	6	10 事故防止	41
(6)学校歯科医執務記録簿	6	(1)事故の記録及び防止	41
(7)学校薬剤師執務記録簿	6	(2)学校安全計画	41
(8)勤務体制	7	(3)危険等発生時対処要領	42
(9)帳簿の整備	7	11 防犯対策	42
6 職員の状況	7	12 虐待等の禁止と防止	42
(1)職員配置	7	13 苦情対応等	43
(2)職員の資格保有	11	14 秘密保持等	44
(3)労働条件の明示	14	15 利用者等への情報提供	44
(4)職員給与等の状況	14	16 運営の状況に関する評価等	45
		17 地域の医療機関等との連携	45

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
<p>1 児童の利用状況 (1)定員の遵守</p>	<p>1 認定こども園の設置者は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、子ども・子育て支援法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分については、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 (1)認定こども園 子ども・子育て支援法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分 (2)略 (3)略</p> <p>2 次の各号に該当する場合においては利用定員数の増員の見直しを行うこととする。 (1)教育標準時間認定に係る園児数が、次年度において定員を上回ることがあらかじめ見込まれる場合又は、連続する過去2年度間常に定員を超え、かつ、各年度の年間平均在園率が120%以上となる場合 (2)保育認定に係る園児数が定員の弾力化の結果、単年度で概ね125%を超える場合又は、連続する過去5年度間常に定員を超え、かつ、各年度の年間平均在園率が120%以上となる場合</p>	<p>1 定員が確認定員どおりとなっているか。</p> <p>1 定員の弾力化基準は遵守されているか。</p>	<p>(1)総定員が確認定員どおりとなっていない。 (2)認定区分(3号は0歳児と1・2歳児)ごとの定員が確認定員どおりとなっていない。</p> <p>(1)単年度で定員の125%を超過している。 (2)連続する過去5年度間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上となっている。</p>	<p>A B B</p>	<p>(1)運営基準条例第4条第2項 (1)運営基準条例第4条第2項</p> <p>(1)運営基準条例第22条 (2)市取扱要綱第3条第1項から第3項 (1)運営基準条例第22条 (2)市取扱要綱第3条第1項から第3項</p>
<p>2 児童の受入状況 (1)受入年齢</p>	<p>1 幼稚園型認定こども園以外の認定こども園における、保育認定こどもの受入年齢は生後5か月から原則とする。ただし、この要綱の施行日(平成30年4月1日)前に設置された認定こども園については、なお従前からの受入年齢によるものとし、施設設置者の申請により、本市と協議の上、生後43日目から5か月未満までの受入れを行うこと、又は受入年齢を生後5か月より後とすることができる。</p>	<p>1 市にあらかじめ申請又は協議した受入年齢どおりの受入れを行っているか。</p>	<p>(1)市への事前申請又は協議がなく受入年齢を変更している。</p>	<p>A</p>	<p>(1)市取扱要綱第4条第1項</p>
<p>(2)入園資格</p>	<p>1 幼保連携型認定こども園に入園することのできる者は、満三歳以上の子ども及び満三歳未満の保育を必要とする子どもとする。</p>	<p>1 満三歳以上の子ども及び満三歳未満の保育を必要とする子ども以外の子どもを入園させていないか。</p>	<p>(1)満三歳以上の子ども及び満三歳未満の保育を必要とする子ども以外の子どもを入園させている。</p>	<p>A</p>	<p>(1)認定こども園法第11条</p>
<p>(3)提供拒否の禁止等</p>	<p>1 認定こども園の設置者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 認定こども園の設置者は、利用の申込みに係る子ども・子育て支援法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p> <p>3 認定こども園の設置者は、利用の申込に係る子ども・子育て支援法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できる方法で選考するものとする。</p> <p>4 認定こども園の設置者は、前2項の選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。</p>	<p>1 利用の申込みを、正当な理由がなく拒んでいないか。</p> <p>1 1号認定子どもの利用の申込みが、利用定員の総数を超える場合において、公正な方法により選考しているか。</p> <p>1 2号認定又は3号認定子どもの利用の申込みが、利用定員の総数を超える場合において、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できる方法で選考しているか。</p> <p>1 選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行っているか。</p>	<p>(1)利用の申込みを、正当な理由がなく拒んでいる。</p> <p>(1)1号認定子どもの利用の申込みが、利用定員の総数を超える場合において、公正な方法により選考していない。</p> <p>(1)2号認定又は3号認定子どもの利用の申込みが、利用定員の総数を超える場合において、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できる方法で選考していない。</p> <p>(1)選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行っていない。</p>	<p>A A A A</p>	<p>(1)運営基準条例第6条第1項</p> <p>(1)運営基準条例第6条第2項</p> <p>(1)運営基準条例第6条第3項</p> <p>(1)運営基準条例第6条第4項</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
(4)障害児の受入れ	<p>5 認定こども園の設置者は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。</p>	<p>1 適切な教育・保育を提供することが困難である場合に、適切な特定教育・保育施設の紹介等の措置を速やかに講じているか。</p>	<p>(1)適切な教育・保育を提供することが困難である場合に、適切な特定教育・保育施設の紹介等の措置を速やかに講じていない。</p>	A	(1)運営基準条例第6条第5項
	<p>1 本市の認定こども園における、保育認定に係る障害児の受入れは、全施設で実施するものとする。</p>	<p>1 障害児の受入れを理由なく断っていないか。</p>	<p>(1)障害児の受入れを理由なく断っている。</p>	A	(1)市取扱要綱第10条第1項
	<p>2 保育認定に係る障害児の受入れの可否は、嘱託医による入園前健康診断と川崎市保育所入所児童等健康管理委員会(以下「健康管理委員会」という。)の審査の結果を踏まえ、各福祉事務所長が決定するものとする。</p>	<p>1 障害児の受入れにあたり、入園前健康診断と健康管理委員会の審査を適切に経ているか。ただし、嘱託医が必要と認める場合に限る。</p>	<p>(1)入園前健康診断と健康管理委員会の審査を適切に経ていない。</p>	A	(1)市取扱要綱第10条第2項
	<p>3 保育認定に係る障害児の受入れに当たり、通常の職員体制では、受入が困難な場合には、職員の加配を行うものとする。</p>	<p>1 通常の職員体制では、受入れが困難な場合に、職員が加配されているか。</p>	<p>(1)通常の職員体制では、受入が困難な場合に、職員の加配がされていない。</p>	B	(1)市取扱要綱第10条第3項
(5)学級の編制の基準	<p>1 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編成するものとする。</p>	<p>1 満3歳以上の園児について、学級を編成しているか。</p>	<p>(1)満3歳以上の園児について、学級を編成していない。</p>	A	(1)認定こども園条例第5条第1項
	<p>2 1学級の園児数は、35人以下を原則とする。</p>	<p>1 1学級の園児数は、35人以下を原則としているか。</p>	<p>(1)1学級の園児数を、35人以下を原則としていない。</p>	B	(1)認定こども園条例第5条第2項
	<p>3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。</p>	<p>1 学級は、原則、学年の初めの日において同じ年齢にある園児で編制しているか。</p>	<p>(1)学級を、原則、学年の初めの日において同じ年齢にある園児で編制していない。</p>	B	(1)認定こども園条例第5条第3項
3 開園日・開園時間等 (1)開園日	<p>1 幼保連携型認定こども園における開園日は、次に掲げる日を除いた日を原則とする。 (1)日曜日 (2)国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3)12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)</p>	<p>1 開園日が原則どおりとなっているか。</p>	<p>(1)開園日が原則どおりとなっていない。</p>	B	(1)認定こども園条例第10条第1項
	<p>2 保育認定における土曜保育については、1人でも利用希望がある場合は、開園するものとし、利用希望がない場合は、開園しないことができる。</p>	<p>1 土曜保育の実施が適正かつ円滑になされているか。</p>	<p>(1)土曜保育の利用希望があるにもかかわらず土曜保育が実施されていない。</p>	A	(1)市取扱要綱第8条第2項、第4項
	<p>3 第2項に基づき土曜保育を実施する認定こども園は、あらかじめ、利用者と十分な連絡調整を行い、その円滑な実施が図られるように努めるものとする。</p>		<p>(2)土曜保育が円滑に利用できない仕組みとなっている。</p>	B	(1)市取扱要綱第8条第2項、第4項
(2)開園時間	<p>1 幼保連携型認定こども園における開園時間は、1日につき11時間を原則とする。</p>	<p>1 開園時間は7時から18時、又は7時30分から18時30分となっているか。</p>	<p>(1)開園時間が7時から18時、又は7時30分から18時30分となっていない。</p>	A	(1)認定こども園条例第10条第2項 (2)市取扱要綱第8条第1項
	<p>2 認定こども園条例第10条第2項に規定する開所時間は、7時から18時まで、又は7時30分から18時30分までとする。</p>				

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
(3)教育・保育時間	<p>1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。 (1)毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下回ってはならない。 (2)教育に係る標準的な1日当たりの時間(次号において「教育時間」という。)は、4時間とし、園児の心身の発達程度、季節等に適切に配慮すること。 (3)保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間(満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。)は、1日につき8時間を原則とすること。</p> <p>2 前項第3号の時間については、園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定める。</p> <p>3 認定こども園条例第10条第3項第3号に規定する教育・保育時間の設定については、各福祉事務所長が認定した保育必要量に基づき、保育標準時間の場合は前条第1項の開所時間の範囲内で、保育短時間認定の場合は次項のコアタイムの範囲内で設定するものとする。</p> <p>4 認定こども園における保育認定に係る中心と定める教育・保育時間(以下「コアタイム」という。)は8時30分から16時30分まで、又は9時から17時までとする。</p> <p>5 ならし保育中の教育・保育時間については、子どもが認定こども園の生活に慣れるまでの間、本来の保育時間を短縮できるものとし、保護者の就労環境等も考慮の上、必要以上に実施期間が長くないよう配慮するものとする。</p>	<p>1 教育週数が39週を下回っていないか。</p> <p>2 教育時間が4時間となっているか。</p> <p>1 教育及び保育の時間が保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して定められているか。</p> <p>1 保育時間を保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して定めているか(保育標準時間と保育短時間の何れの設定区分についても)。</p> <p>1 コアタイムを適切に定めているか。</p> <p>1 ならし保育の実施期間が必要以上に長くなっていないか。</p> <p>2 ならし保育の時間設定が適当か。</p>	<p>(1)教育週数が39週を下回っている。</p> <p>(1)教育時間が4時間となっていない。</p> <p>(1)教育及び保育の時間が保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して定められていない。</p> <p>(1)保育時間を保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して定めていない。</p> <p>(1)コアタイムを適切に定めていない。</p> <p>(1)ならし保育の実施期間が必要以上に長くなっている事例がある。</p> <p>(1)保育の時間設定に明らかに合理性に欠ける点がある(転園児の取り扱い等)。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>(1)認定こども園条例第10条第3項</p> <p>(1)認定こども園条例第10条第3項</p> <p>(1)認定こども園条例第10条第4項</p> <p>(1)市取扱要綱第9条第2項</p> <p>(1)市取扱要綱第9条第1項</p> <p>(1)市取扱要綱第9条第3項</p> <p>(1)市取扱要綱第9条第3項</p>
<p>4 規程等の整備</p> <p>(1)重要事項に関する規程</p>	<p>1 認定こども園の設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 (1)施設の目的及び運営の方針 (2)提供する特定教育・保育の内容 (3)職員の職種、員数及び職務の内容 (4)特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。)及び時間並びに提供を行わない日 (5)第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6)第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員 (7)施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たったの留意事項(第6条第2項及び第3項の選考の方法を含む。) (8)緊急時等における対応方法 (9)非常災害対策 (10)虐待等の防止のための措置に関する事項 (11)その他施設の運営に関する重要事項</p>	<p>1 運営規程を定めているか。</p> <p>2 運営規程の内容は適切か。</p>	<p>(1)運営規程を定めていない。</p> <p>(1)運営規程の内容が適切でない。</p>	<p>A</p> <p>B</p>	<p>(1)運営基準条例第20条</p> <p>(1)運営基準条例第20条</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
(2)重要事項に関する説明	<p>1 認定こども園の設置者は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込を行った教育保育給付認定保護者(以下「利用申込者」という。)に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。</p>	<p>1 運営規程の概要その他利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を保護者に文書で説明し、同意を得ているか。</p>	<p>(1)運営規程の概要その他利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項説明書を整備していない。</p> <p>(2)当該重要事項を保護者に交付・説明し、同意を得ていない。</p>	<p>A</p> <p>A</p>	<p>(1)運営基準条例第5条第1項</p> <p>(1)運営基準条例第5条第1項</p>
(3)重要事項の揭示等	<p>1 認定こども園の設置者は、当該認定こども園の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用の申込みを行おうとする教育・保育給付認定保護者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、当該重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。</p>	<p>1 運営規程の概要その他利用申込みを行おうとする保護者の認定こども園の選択に資する重要事項の揭示がされているか。また、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しているか。</p>	<p>(1)運営規程の概要その他利用申込を行おうとする保護者の認定こども園の選択に資する重要事項の揭示がされていない。</p> <p>(2)電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p>	<p>(1)運営基準条例第23条</p> <p>(1)運営基準条例第23条</p>
(4)園則	<p>1 幼保連携型認定こども園の設置についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、次に掲げる事項を記載した書類及び法第十三条第一項の条例で定める要件に適合していることを証する書類を添えてしなければならない。(省略)</p> <p>五 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程(以下「園則」という。)(省略)</p> <p>2 園則には、少なくとも、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項</p> <p>二 教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項</p> <p>三 保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項</p> <p>四 利用定員及び職員組織に関する事項</p> <p>五 入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項</p> <p>六 保育料その他の費用徴収に関する事項</p> <p>七 その他施設の管理についての重要事項</p>	<p>1 園則を作成しているか。</p> <p>2 園則の内容は適切か。</p>	<p>(1)園則を作成していない。</p> <p>(1)園則の内容が適切でない。</p>	<p>A</p> <p>B</p>	<p>(1)認定こども園法施行規則第15条</p> <p>(1)認定こども園法施行規則第16条</p>
(5)就業規則等の整備	<p>1 認定こども園は、運営基準条例第20条に規定する運営規程のほか、当該施設及び施設の職員に適用する就業規則、給与規程、経理規程等の必要な規定類を整備するものとする。</p>	<p>1 常時10人以上の職員を使用する場合に、就業規則等を作成しているか。</p> <p>2 常時10人以上の職員を使用する場合に、就業規則等の作成(変更)を、労働基準監督署に届け出ているか。</p> <p>3 時間外及び休日労働をさせる場合等に、協定を結び、労働基準監督署に届け出ているか。</p> <p>4 上記、就業規則、協定等が見やすい場所への掲示・備え付け、書面の交付等によって、職員に周知されているか。</p>	<p>(1)常時10人以上の職員を使用しているものの就業規則等を作成していない。</p> <p>(1)常時10人以上の職員を使用しているものの就業規則等の作成(変更)を、労働基準監督署に届け出ているか。</p> <p>(1)時間外及び休日労働をさせる場合等に、協定を結び、労働基準監督署に届け出ているか。</p> <p>(1)上記、就業規則、協定等が見やすい場所への掲示・備え付け、書面の交付等によって、職員に周知されていない。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>B</p>	<p>(1)市取扱要綱第22条 (2)労基法第36条、89条、106条他</p> <p>(1)市取扱要綱第22条 (2)労基法第36条、89条、106条他</p> <p>(1)労基法第36条、89条、106条他</p> <p>(1)労基法第36条、89条、106条他</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
<p>5 帳簿の整備</p> <p>(1)園長の届出</p> <p>(2)報告の徴収</p> <p>(3)出席簿</p> <p>(4)表簿</p>	<p>1 国及び地方公共団体以外の者の設置する幼保連携型認定こども園は、園長を定め、都道府県知事(指定都市等(同法第3条第1項に規定する指定都市等をいう。以下この条において同じ。))の区域内にあつては、当該指定都市等の長))に、届け出なければならない。</p> <p>1 認定こども園の設置者は、毎年、主務省令で定めるところにより、その運営の状況を都道府県知事に報告しなければならない。</p> <p>2 法第30条第1項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事(指定都市等所在施設である認定こども園については当該指定都市等の長)の定める日までに提出することにより行うものとする。 一 報告年月日の前日において在席している法第4条第1項第3号に規定する保育を必要とする子どもに係る利用定員(満3歳未満の者の数及び満3歳以上の者の数に区分するものとする。)及び同項第4号に規定する保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員(満3歳未満の者の数及び満3歳以上の者の数に区分するものとする。) 二 当該認定こども園が法第3条第1項又は第3項の都道府県(指定都市等所在施設である幼稚園若しくは保育所等又は連携施設については、当該指定都市等)の条例で定める要件に適合していることを確認するために必要な事項として都道府県知事が定める事項 三 法第28条の規定により周知された同条に規定する教育保育概要を確認するために必要な事項として都道府県知事が定める事項</p> <p>1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第一項に規定する園長(以下「園長」という。)は、当該学校に在学する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児について出席簿を作成しなければならない。</p> <p>1 学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。 一 学校に関係のある法令 二 園則、日課表、教科用図書配置表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌 三 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表 四 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿 五 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿 六 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録 七 往復文書処理簿</p> <p>2 前項の表簿は、別に定めるもののほか、五年間保存しなければならない。</p>	<p>1 園長を定め、市長に届け出ているか。</p> <p>1 運営の状況を毎年報告しているか。</p> <p>1 出席簿を作成しているか。</p> <p>1 学教法施行規則第28条に規定する表簿を概ね備えているか。</p> <p>1 表簿を五年間保存しているか。</p>	<p>(1)園長を定め、市長に届け出していない。</p> <p>(1)運営の状況を毎年報告していない。</p> <p>(1)出席簿を作成していない。</p> <p>(1)学教法施行規則第28条に規定する表簿を全く備えていない。</p> <p>(1)表簿を五年間保存していない。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>A</p>	<p>(1)認定こども園法第26条 (2)学教法第10条 (3)認定こども園法施行令第4条</p> <p>(1)認定こども園法第30条 (2)認定こども園法施行規則第29条第1項から第3項</p> <p>(1)認定こども園法施行規則第26条 (2)学校教育法施行規則第25条</p> <p>(1)認定こども園法施行規則第26条 (2)学教法施行規則第28条第1項</p> <p>(1)認定こども園法施行規則第26条 (2)学教法施行規則第28条第2項、第3項</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
(5)学校医執務記録簿	<p>1 学校医の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。</p> <p>二 学校の環境衛生の維持及び改善に関し、学校薬剤師と協力して、必要な指導及び助言を行うこと。</p> <p>三 学校保健法第八条の健康相談に従事すること。</p> <p>四 学校保健安全法第九条の保健指導に従事すること。</p> <p>五 学校保健安全法第十三条の健康診断に従事すること。</p> <p>六 学校保健法第十四条の疾病の予防措置に従事すること。</p> <p>七 学校保健安全法第二章第四節の感染症の予防に関し必要な指導及び助言を行い、並びに学校における感染症及び食中毒の予防処置に従事すること。</p> <p>八 園長の求めにより、救急処置に従事すること。</p> <p>九 市町村の教育委員会又は学校の設置者の求めにより、学校保健安全法第十一条の健康診断又は学校保健安全法第十五条第一項の健康診断に従事すること。</p> <p>十 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること。</p> <p>2 学校医は、前項の職務に従事したときは、その状況の概要を学校医執務記録簿に記入して園長に提出するものとする。</p>	<p>1 学校医が学保法施行規則第二十二條第一項の職務に従事したときに、学校医執務記録簿に記入し、園長に提出しているか。</p>	<p>(1)学校医が学保法施行規則第二十二條第一項の職務に従事したときに、学校医執務記録簿に記入し、園長に提出していない。</p>	A	<p>(1)認定こども園法施行規則第27条</p> <p>(2)学保法第23条第1項、第5項</p> <p>(3)学保法施行規則第22条第1項、第2項</p>
(6)学校歯科医執務記録簿	<p>1 学校歯科医の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。</p> <p>二 学校保健法第八条の健康相談に従事すること。</p> <p>三 学校保健法第九条の保健指導に従事すること。</p> <p>四 学校保健法第十三条の健康診断のうち歯の検査に従事すること。</p> <p>五 学校保健法第十四条の疾病の予防処置のうち齲歯その他の歯疾の予防措置に従事すること。</p> <p>六 市町村の教育委員会の求めにより、学校保健安全法第十一条の健康診断のうち歯の検査に従事すること。</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること。</p> <p>2 学校歯科医は、前項の職務に従事したときは、その状況の概要を学校歯科医執務記録簿に記入して園長に提出するものとする。</p>	<p>1 学校歯科医が学保法施行規則第二十三條第一項の職務に従事したときに、学校歯科医執務記録簿に記入し、園長に提出しているか。</p>	<p>(1)学校歯科医が学保法施行規則第二十三條第一項の職務に従事したときに、学校歯科医執務記録簿に記入し、園長に提出していない。</p>	A	<p>(1)認定こども園法施行規則第27条</p> <p>(2)学保法第23条第2項、第5項</p> <p>(3)学保法施行規則第24条第1項、第2項</p>
(7)学校薬剤師執務記録簿	<p>1 学校薬剤師の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。</p> <p>二 第一条の環境衛生検査に従事すること。</p> <p>三 学校の環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導及び助言を行うこと。</p> <p>四 学校保健法第八条の健康相談に従事すること。</p> <p>五 学校保健法第九条の保健指導に従事すること。</p> <p>六 学校において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し必要な指導及び助言を行い、及びこれらのものについて必要に応じ試験、検査又は鑑定を行うこと。</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること。</p> <p>2 学校薬剤師は、前項の職務に従事したときは、その状況の概要を学校薬剤師執務記録簿に記入して園長に提出するものとする。</p>	<p>1 学校薬剤師が学保法施行規則第二十四條第一項の職務に従事したときに、学校歯科医執務記録簿に記入し、園長に提出しているか。</p>	<p>(1)学校薬剤師が学保法施行規則第二十四條第一項の職務に従事したときに、学校歯科医執務記録簿に記入し、園長に提出していない。</p>	A	<p>(1)認定こども園法施行規則第27条</p> <p>(2)学保法第23条第2項、第5項</p> <p>(3)学保法施行規則第23条第1項、第2項</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等										
(8)勤務体制	1 認定こども園の設置者は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定めておかなければならない。	1 職員の勤務体制を定めているか。	(1)職員の勤務体制を定めていない。	B	(1)運営基準条例第21条第1項										
(9)帳簿の整備	1 認定こども園の設置者は、職員、設備及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。	1 職員の名簿、履歴書、出勤簿、賃金台帳、業務分掌、会議録などの帳簿が整備されているか。 2 資産台帳や出納簿、予算算の状況などが明らかにされた帳簿が整備されているか。 3 園日誌、児童の出欠状況、健康診断の記録などが明らかにされた帳簿が整備されているか。	(1)職員の名簿、履歴書、出勤簿、賃金台帳、業務分掌、会議録などの帳簿が整備されていない、又は、実態と異なる。 (1)資産台帳や出納簿、予算算の状況などが明らかにされた帳簿が整備されていない。 (1)園日誌、児童の出欠状況、健康診断の記録などが明らかにされた帳簿が整備されていない。	B B B	(1)運営基準条例第34条第1項 (2)認可基準条例第18条 (1)運営基準条例第34条第1項 (2)認可基準条例第18条 (1)運営基準条例第34条第1項 (2)認可基準条例第18条										
6 職員の状況 (1)職員配置	1 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭(次項において「保育教諭等という。」)を1人以上置かねばならない。 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。 2 幼保連携型認定こども園には、園長及び保育教諭を置かななければならない。 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。 <table border="1" data-bbox="387 1117 1055 1244"> <thead> <tr> <th>園児の区分</th> <th>員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 満4歳以上の園児</td> <td>おおむね25人につき1人</td> </tr> <tr> <td>2 満3歳以上満4歳未満の園児</td> <td>おおむね15人につき1人</td> </tr> <tr> <td>3 満1歳以上満3歳未満の園児</td> <td>おおむね6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>4 満1歳未満の園児</td> <td>おおむね3人につき1人</td> </tr> </tbody> </table> 備考 1 この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項及び附則第9項において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第8項において準用する場合を含む。))の登録(以下この項において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。 2 この表に定める員数は、同表の左欄の園児の区分ごとに右欄の園児数に応じ定める員数を合算した数とする。	園児の区分	員数	1 満4歳以上の園児	おおむね25人につき1人	2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね15人につき1人	3 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人	4 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人	1 各学級ごとに担任する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭を1人以上置いているか。 2 保育教諭等を助保育教諭若しくは講師をもって代えるときに、学級数の3分の1を超えていないか。 1 園長が年間を通じて設置されているか。 2 園長が監査実施時点で実際に園長業務に従事しているか。 1 年齢別配置基準保育教諭等が年間(前回監査結果通知時から今回監査結果通知時までの間。以下同じ)を通じて配置されているか。 2 年齢別配置基準保育教諭等が監査実施時点で実際に配置されているか。 3 年齢別配置基準保育教諭等及び最低2人の保育教諭等が時間帯別で配置されているか。	(1)各学級ごとに担任する専任の主幹保育共有、指導保育教諭又は保育教諭を1人以上置いていない。 (1)保育教諭等を助保育教諭若しくは講師をもって代えるときに、3分の1を超えている。 (1)園長が年間を通じてを配置されていない。 (1)園長が監査実施時点で実際に園長業務に従事していない。 (1)年齢別配置基準保育教諭等が年間を通じて配置されていない月がある。 (1)年齢別配置基準保育教諭等が監査実施時点で実際に配置されていない。 (1)年齢別配置基準保育教諭等及び最低2人の保育教諭等が時間帯別で配置されていない。	B B A A A A	(1)認定こども園条例第6条第1項、第2項 (2)認定こども園法第14条第1項 (1)認定こども園条例第6条第1項、第2項 (2)認定こども園法第14条第1項 (1)認定こども園法第14条第1項、第26条 (2)学教法第7条 (3)認定こども園法施行令第4条 (1)認定こども園法第14条第1項、第26条 (2)学教法第7条 (3)認定こども園法施行令第4条 (1)認定こども園条例第6条第3項、附則第2項、第8項～第11項 (2)市取扱要綱第6条第1項、第5項 (3)認定こども園法第14条第1項 (1)認定こども園条例第6条第3項、附則第2項、第8項～第11項 (2)市取扱要綱第6条第1項、第5項 (3)認定こども園法第14条第1項 (1)認定こども園条例第6条第3項、附則第2項、第8項～第13項 (2)市取扱要綱第6条第1項、第5項 (3)認定こども園法第14条第1項
園児の区分	員数														
1 満4歳以上の園児	おおむね25人につき1人														
2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね15人につき1人														
3 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人														
4 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人														

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
	<p>3 この表の第1項及び第2項に係る員数が学級数を下回るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。</p> <p>4 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を1人増加するものとする。</p> <p>5 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。</p> <p>【教育及び保育に直接従事する者(保育教諭等)の算定方法】 園児の数を年齢区分ごとの配置基準で除して小数点第2位以下を切り捨てて少数点第1位まで求め、各々を合計した後少数点以下を四捨五入したものの合計以上の人数が、常勤職員として確保しなければならない。</p> <p>【幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例】 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、認定こども園条例第6条第3項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員(以下「職員」という。)の数が1人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち1人は、同項の表備考第1項の規定にかかわらず、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者として認めることができる。</p> <p>【保育教諭等の読替え】 認定こども園条例第6条第3項の表備考第1項に規定する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。)をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p> <p>【市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の読替え】 1日につき8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第6条第3項の表備考第1項に規定する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数差し引いて得た数の範囲で、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p> <p>【市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の定義】 市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者は、認定こども園、保育所等で保育業務に従事した期間が常勤で1年以上ある者、家庭的保育者及び子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者とする。</p> <p>【保健師、看護師、准看護師の保育士読替え】 第6条第3項の表備考第1項に規定する者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、4人未満の満1歳未満の園児を入園させる幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって第6条第3項の表備考第1項に規定する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p> <p>この場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p> <p>【市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者を読み替える際の上限】 附則第9項から第11項までの規定により第6条第3項の表備考第1項に規定する者を小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は</p>				

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
	<p>看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同条第3項の規定によりおかなければならない職員の数¹の3分の1を超えてはならない。</p> <p>【みなし幼保連携型認定こども園の取り扱い】 認定こども園条例の施行の日(以下「施行日(H26.9.5)」という。)から起算して5年間は、第6条第3項の規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園(一部改正法附則第3条第1項の規定により法第17条第1項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園(一部改正法による改正前の法第7条第1項に規定する認定こども園である同法第3条第3項に規定する幼保連携施設(幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。)をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)の職員配置については、施行日の前日における認定こども園の要件を定める条例(平成18年神奈川県条例第65条)に規定する旧幼保連携型認定こども園の例によることができる。</p> <p>【幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例】 認定こども園条例の施行日(H26.9.5)から起算して5年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第6条第3項の規定の適用については、同項の表備考第1項中「かつ、」とあるのは「又は」とすることができる。</p> <p>4 学校には、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長(第9条及び第10条において単に「園長」という。)及び相当数の教員を置かなければならない。</p> <p>5 特別の事情のあるときは、第1項の規定にかかわらず、保育教諭に代えて助保育教諭又は講師をおくことができる。</p> <p>6 児童福祉施設の設置者は、その運営上必要と認められる場合は、当該児童福祉施設の職員の一部を、他の学校又は社会福祉施設と兼ねさせることができる。この規定は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事させる職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねさせる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>7 認定こども園の設置者は、当該認定こども園の職員によって特定・教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>8 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、認可基準条例第46条の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>9 保育認定子どもに給食の提供を行う場合にあっては、保育認定に係る利用定員(当該給食提供の対象となる子どもに限る。次項において同じ。)の区分に応じて、40人定員以下の認定こども園において調理員1人、41人定員以上の認定こども園において、調理員を2人以上を常勤にて配置するものとする。なお、調理業務を全部委託する認定こども園にあっては、委託業務を行う上で、本基準を下回らないようにするものとする。</p> <p>10 学校には、学校医を置くものとする。</p> <p>11 保育認定子どもに係る学校医(嘱託医)については、川崎市医師会から推薦を受けた医師とする。</p>	<p>1 他の学校又は社会福祉施設を併設するとき、それぞれの施設に必要な基準を満たしているか。</p> <p>1 国基準調理員が年間を通じて配置されているか。</p> <p>2 国基準調理員が監査実施時点で実際に配置されているか。</p> <p>1 学校医(嘱託医)を置いているか。</p> <p>1 学校医(嘱託医)は川崎市医師会から推薦を受けた医師か。</p>	<p>(1)他の学校又は社会福祉施設を併設するとき、それぞれの施設に必要な基準を満たしていない。</p> <p>(1)国基準調理員が年間を通じて配置されていない。</p> <p>(1)国基準調理員が監査実施時点で実際に配置されていない。</p> <p>(1)学校医(嘱託医)を置いていない。</p> <p>(1)学校医(嘱託医)が川崎市医師会から推薦を受けた医師でない。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>(1)認定こども園条例第14条第2項 (2)認可基準条例第9条 (3)運営基準条例第21条第2項</p> <p>(1)認定こども園条例第6条第4項 (1)市取扱要綱第6条第6項</p> <p>(1)認定こども園条例第6条第4項 (1)市取扱要綱第6条第6項</p> <p>(1)認定こども園法第27条 (2)学保法第23条第1項</p> <p>(1)市取扱要綱第6条第8項</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
	<p>12 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。</p> <p>13 教育及び保育従事者の数は、前項に規定するもののほか、保育認定に係る利用定員が90人以下の場合に1人、保育標準時間認定を受けた子どもが利用する場合に1人、及び主幹保育教諭等を専任化させるための代替要員を2人(うち1人は非常勤講師等でも可とする)、留意事項通知に定める常勤換算で配置するものとする。</p> <p>14 すべての学級に専任の学級担任を配置できるよう、教育標準時間認定及び3歳以上の保育認定の子どもに係る利用定員が36人以上300人以下の場合に、教育及び保育従事者を1名、留意事項通知に定める常勤換算にて配置するよう努めるものとする。また、前2項において規定する保育教諭等の数を超えて、保育教諭等を留意事項通知に定める認定こども園教育標準時間認定に係るチーム保育加配加算の利用定員区分ごとの上限人数(※)を配置するよう努めるものとする。 ※教育標準時間認定子ども及び保育(2号)認定子どもに係る利用定員区分ごとの上限人数 45人以下:1人、46人以上150人以下:2人、151人以上240人以下:3人、241人以上270人以下:3.5人、271人以上300人以下:5人、301人以上450人以下:6人、451人以上:8人</p> <p>15 前3項に加えて、休憩休業要員として、当分の間、日々、保育認定子どもに係る年齢別の利用定員又は実員を各職員配置基準で除して小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位まで求めて得た数を合計した後に小数点以下を四捨五入して得られる数(ただし、算定の結果が0となる場合は1とする。)で、利用定員又は実員に係る当該数のいずれか多い方の数を4で除した人数(当該人数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた人数)の保育教諭に加え、年休代替要員として1人を常勤にて配置するよう努めるものとする。</p> <p>16 前項に規定するもののほか、保育認定子どもに係る利用定員の区分に応じて、61人定員以上150人定員以下について調理員1人、151人定員以上240人定員未満について調理員2人、240人定員以上については3人の調理員を常勤にて配置するよう努めるものとする。なお、調理業務を全部委託する認定こども園にあっては、委託業務を行う上で、本基準を下回らないように努めるものとする。</p> <p>17 法第14条第1項及び第2項並びに認定こども園条例第6条第1項から第5項までの各号に規定する者のほか、保健師、看護師又は准看護師及び栄養士を1人以上、常勤にて配置するよう努めるものとする。この場合において、認可基準条例附則第11項及び認定要件条例附則第7項の規定に基づき、第1項に規定する教育及び保育従事者の数に、保健師、看護師又は准看護師を1人まで含めることができるものとする(学級を担任する者を除く。)。また、第6項及び第7項の調理員の数に、栄養士を人数分まで、含められるものとし、調理業務を全部委託する場合にあっては、委託業務を行う上で、同様の取扱とする。</p>	<p>1 学校歯科医(嘱託歯科医)及び学校薬剤師(嘱託薬剤師)を置いているか。</p> <p>1 その他国基準保育教諭等が年間を通じて配置されているか。</p> <p>2 その他国基準保育教諭が監査実施時点で実際に配置されているか。</p> <p>1 学級編成調整加算、チーム保育加配加算の保育教諭並びに休憩休業保育教諭及び年休代替保育教諭が年間を通じて配置されているか。</p> <p>2 学級編成調整加算、チーム保育加配加算の保育教諭並びに休憩休業保育教諭及び年休代替保育教諭が監査実施時点で配置されているか。</p> <p>1 市加配調理員が年間を通じて配置されるか。</p> <p>2 市加配調理員が監査実施時点で実際に配置されているか。</p> <p>1 保健師、看護師又は准看護師が年間を通じて配置されているか。</p> <p>2 保健師、看護師又は准看護師が監査実施時点で配置されているか。</p> <p>3 栄養士が年間を通じて配置されているか。</p> <p>4 栄養士が監査実施時点で配置されているか。</p>	<p>(1)学校歯科医(嘱託歯科医)及び学校薬剤師(嘱託薬剤師)を置いていない。</p> <p>(1)その他国基準保育教諭等が年間を通じて配置されていない。</p> <p>(1)その他国基準保育教諭が監査実施時点で実際に配置されていない。</p> <p>(1)学級編成調整加算、チーム保育加配加算の保育教諭並びに休憩休業保育教諭及び年休代替保育教諭が年間を通じて1人も配置されていない月が複数月ある。</p> <p>(2)学級編成調整加算、チーム保育加配加算の保育教諭並びに休憩休業保育教諭及び年休代替保育教諭が年間を通じて1人しか配置されていない月が複数月ある。</p> <p>(1)学級編成調整加算、チーム保育加配加算の保育教諭並びに休憩休業保育教諭及び年休代替保育教諭が監査実施時点で1人も配置されていない。</p> <p>(1)市加配調理員が年間を通じて配置されない月がある。</p> <p>(1)市加配調理員が監査実施時点で実際に配置されていない。</p> <p>(1)保健師、看護師又は准看護師が年間を通じて配置されていない。</p> <p>(1)保健師、看護師又は准看護師が監査実施時点で配置されていない。</p> <p>(1)栄養士が年間を通じて配置されていない。</p> <p>(1)栄養士が監査実施時点で配置されていない。</p>	<p>B</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>	<p>(1)認定こども園法第27条 (2)学保法第23条第2項</p> <p>(1)市取扱要綱第6条第2項</p> <p>(1)市取扱要綱第6条第2項</p> <p>(1)市取扱要綱第6条第2項、第4項</p> <p>(1)市取扱要綱第6条第2項、第4項</p> <p>(1)市取扱要綱第6条第2項、第4項</p> <p>(1)市取扱要綱第6条第7項</p> <p>(1)市取扱要綱第6条第7項</p> <p>(1)市取扱要綱第6条第9項</p> <p>(1)市取扱要綱第6条第9項</p> <p>(1)市取扱要綱第6条第9項</p> <p>(1)市取扱要綱第6条第9項</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
(2)職員の資格保有	<p>18 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。</p> <p>(1)副園長又は教頭 (2)主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭 (3)事務職員</p>	<p>1 副園長又は教頭が年間を通じて配置されているか。</p> <p>2 副園長又は教頭が監査実施時点で配置されていない。</p> <p>3 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭が通年で配置されているか。</p> <p>4 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭が監査実施時点で配置されているか。</p> <p>5 事務職員が年間を通じて配置されているか。</p> <p>6 事務職員が監査実施時点で配置されているか。</p>	<p>(1)副園長又は教頭が監査実施時点で配置されていない。</p> <p>(1)副園長又は教頭が監査実施時点で配置されていない。</p> <p>(1)主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭が通年で配置されていない。</p> <p>(1)主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭が監査実施時点で配置されていない。</p> <p>(1)事務職員が年間を通じて配置されていない。</p> <p>(1)事務職員が監査実施時点で配置されていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>	<p>(1)認定こども園条例第6条第5項</p> <p>(1)認定こども園条例第6条第5項</p> <p>(1)認定こども園条例第6条第5項</p> <p>(1)認定こども園条例第6条第5項</p> <p>(1)認定こども園条例第6条第5項</p> <p>(1)認定こども園条例第6条第5項</p>
	<p>1 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師(保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)は、幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この条において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項の登録(第四項及び第三十九条において単に「登録」という。)を受けた者でなければならない。</p> <p>【児童福祉法第18条の18第1項】 第十八条の十八 保育士となる資格を有する者が保育士となるには、保育士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。</p> <p>【保育教諭等の資格の特例】 認定こども園法の施行日〔平成27年4月1日〕から起算して十年間は、新認定こども園法(改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)第十五条第四項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。)を有する者又は児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十八条の十八第一項の登録(第三項において単に「登録」という。)を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師(保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)となることができる。</p>	<p>1 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師は幼稚園教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士証を有しているか。</p>	<p>(1)主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師は幼稚園教諭の普通免許を有し、かつ、保育士証を有していない。</p>	<p>B</p>	<p>(1)認定こども園法第15条第1項、附則第5条</p>
	<p>2 主幹養護教諭及び養護教諭は、養護教諭の普通免許状を有する者でなければならない。</p>	<p>1 主幹養護教諭及び養護教諭は、養護教諭の普通免許状を有しているか。</p>	<p>(1)主幹養護教諭及び養護教諭が養護教諭の普通免許を有していない。</p>	<p>B</p>	<p>(1)認定こども園法第15条第2項</p>
	<p>3 主幹栄養教諭及び栄養教諭は、栄養教諭の普通免許状を有する者でなければならない。</p>	<p>1 主幹栄養教諭及び栄養教諭は、栄養教諭の普通免許状を有しているか。</p>	<p>(1)主幹栄養教諭及び栄養教諭が、栄養教諭の普通免許状を有していない。</p>	<p>B</p>	<p>(1)認定こども園法第15条第3項</p>
	<p>4 助保育教諭及び講師(助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)は、幼稚園の助教諭の臨時免許状(教育職員免許法第四条第四項に規定する臨時免許状をいう。次項において同じ。)を有し、かつ、登録を受けた者でなければならない。</p>	<p>1 助保育教諭及び講師が幼稚園の助教諭の臨時免許状を有し、かつ、登録を受けているか。</p>	<p>(1)助保育教諭及び講師が幼稚園の助教諭の臨時免許状を有し、かつ、登録を受けていない。</p>	<p>B</p>	<p>(1)認定こども園法第15条第4項、附則第5条</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
	<p>【保育教諭等の資格の特例】 認定こども園法の施行日〔平成27年4月1日〕から起算して十年間は、新認定こども園法(改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)第十五条第四項の規定にかかわらず、幼稚園の助教諭の臨時免許状(教育職員免許法第四条第四項に規定する免許状をいう。)を有する者は、助保育教諭又は講師(助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)となることができる。</p> <p>5 養護助教諭は、養護助教諭の臨時免許状を有する者でなければならない。</p> <p>6 園長の資格は、教育職員免許法(昭和二十四園法律第四百七十七号)による教諭の専修免許状又は一種免許状を有し、かつ、児童福祉法第十八の十八第一項(国家戦略特別区域法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある幼保連携型認定こども園にあっては、同条第八項において準用する場合を含む。の登録を受けており、及び次に掲げる職に五年以上あることとする。 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校及び同法第二百二十四条に規定する専修学校の校長(幼保連携型認定こども園の園長を含む)の職 二 学校教育法第一条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の教授、准教授(学校教育法の一部を改正する法律(平成十七年法律第八十三号)による改正前の学校教育法第五十八条第一項及び第七十条第一項に規定する助教授を含む。)、助教、副校長(幼保連携型認定こども園の副園長を含む。)、教頭、主幹教諭(幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。)、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師(常時勤務の者に限る。及び同法第二百二十四条に規定する専修学校の教員(以下この条において「教員」という。))の職 三 学校教育法第一条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の事務職員(単純な労務に雇用される者を除く。以下この条において同じ。)、実習助手、寄宿舎指導員、(学校教育法の一部を改正する法律(平成十三年法律第五号)による改正前の学校教育法第七十三条の三第一項に規定する養母を含む。及び学校栄養職員(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第七条に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。))の職 四 学校教育法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十六号)第一条の規定による改正前の学校教育法第九十四条の規定により廃止された従前の法令の規定による学校及び旧教員養成諸学校完成(昭和二十一年勅令第二百八号)第一条の規定による教員養成諸学校の長の職 五 前号に掲げる学校及び教員養成諸学校における教員及び事務職員に相当する者の職</p> <p>六 海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおける第一号から第三号までに掲げる者に準ずるものの職 七 前号に規定する職のほか、外国の学校における第一号から第三号までに掲げる者に準ずるものの職 八 少年院法(平成二十六年法律第五十八号)による少年院又は児童福祉法による児童自立支援施設(児童福祉法等の一部を改正する法律(平成九年法律第七十四号)附則第七条第一項の規定により証明書を発行することができるもので、同条第二項の規定によりその例によることとされた同法による改正前の児童福祉法(以下この号において「旧児童福祉法」という。))第四十八条第四項ただし書の規定による指定を受けたものを除く。において強制教育又は指導を担当する者(旧児童福祉法第四十四条に規定する救護院(旧児童福祉法第四十八条第四項ただし書の規定による指定を受けたものを除く。))において指導を担当する者を含む。の職 九 児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設及び連携施設を構成する保育機能施設の長の職 十 児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設及び連携施設を構成する保育機能施設において児童の保育に直接従事する職員の職</p>	<p>1 養護助教諭が養護助教諭の臨時免許状を有しているか。</p> <p>1 園長は、教職員免許法による教諭の専修免許状又は一種免許状を有し、かつ、保育士証を有し、認定こども園法施行規則に掲げる職に五年以上あるか、又は認定こども園法施行規則に規定する資格を有する者と同等の資質を有すると認められるものか。</p>	<p>(1)養護助教諭が養護助教諭の臨時免許状を有していない。</p> <p>(1)園長が、教職員免許法による教諭の専修免許状又は一種免許状を有し、かつ、保育士証を有しており、及び、認定こども園法施行規則に掲げる職に五年以上なく、認定こども園法施行規則に規定する資格を有する者と同等の資質を有すると認められるものでない。</p>	<p>B</p> <p>B</p>	<p>(1)認定こども園法第15条第5項</p> <p>(1)認定こども園法施行規則第12条、13条</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
	<p>十一 児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設及び連携施設を構成する保育機能施設の事務職員の職</p> <p>十二 児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業、同条第十一項に規定する居宅訪問型保育事業及び同条第十二項に規定する事業所内保育事業(以下この条において「家庭的保育事業等」という。)の管理者の職</p> <p>十三 家庭的保育事業等において児童の保育に直接従事する職員の職</p> <p>十四 家庭的保育事業等における事務職員の職</p> <p>十五 第一号から前号までに掲げるもののほか、国又は地方公共団体において教育(教育基本法(平成十八年法律第二十号)第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育以外の教育を含む。以下この号において同じ。)若しくは児童福祉に関する事務又は教育若しくは児童福祉を担当する国家公務員又は地方公務員(単純な労務に雇用される者を除く。)の職</p> <p>十六 外国の官公庁における前号に準ずるものの職</p> <p>7 国(国立大学法人法(平成十五年法律百二十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。)及び地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人(以下単に「公立大学法人」という。)を含む。以下この条及び第十八条において同じ。)が設置する幼保連携型認定こども園の園長の任命権者又は国及び地方公共団体以外の者が設置する幼保連携型認定こども園の設置者は、幼保連携型認定こども園の運営上特に必要がある場合には、前条の規定にかかわらず、法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の目的を実現するため、当該幼保連携型認定こども園を適切に管理及び運営する能力を有する者であって、前条に規定する資格を有する者と同等の資質を有すると認めるものを園長として任命し、又は採用することができる。</p> <p>8 次の各号のいずれかに該当する者は、園長又は教員となることができない。</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者</p> <p>三 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者</p> <p>四 日本国憲法施行の日〔昭和二年五月三日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p>9 認定こども園法施行規則第12条、第13条の規定は、副園長及び教頭の資格について準用する。</p>	<p>1 園長又は教員が欠格事項に該当していないか。</p> <p>1 副園長及び教頭は、教職員免許法による教諭の専修免許状又は一種免許状を有し、かつ、保育士資格を有し、及び、認定こども園法施行規則に掲げる職に五年以上あるか、又は認定こども園法施行規則に規定する資格を有する者と同等の資質を有すると認められるものか。</p>	<p>(1)園長又は教員が欠格事項に該当している。</p> <p>(1)副園長及び教頭は、教職員免許法による教諭の専修免許状又は一種免許状を有し、かつ、保育士資格を有し、及び、認定こども園法施行規則に掲げる職に五年以上あるか、又は認定こども園法施行規則に規定する資格を有する者と同等の資質を有すると認められるものでない。</p>	<p>A</p> <p>B</p>	<p>(1)認定こども園法第26条 (2)学教法第9条 (3)認定こども園法施行令第4条</p> <p>(1)認定こども園法施行規則第12条、13条、14条</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
(3)労働条件の明示	<p>1 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。</p> <p>使用者が法第15条第1項前段の規定により労働者に対して明示しなければならない労働条件は、次に掲げるものとする。ただし、第1号の2に掲げる事項については期間の定めのある労働契約であって当該労働契約の期間の満了後に当該労働契約を更新する場合があるものの締結の場合に限り、第4号の2から第11号までに掲げる事項については使用者がこれらに関する定めをしない場合においては、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働契約の期間に関する事項 ・有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項 ・就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 ・始業及び就業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を2組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項 ・賃金(退職手当及び第5号に規定する賃金を除く。以下この号において同じ。)の決定、計算及び支払いの方法、賃金の締切及び支払いの時期並びに昇給に関する事項 ・退職に関する事項(解雇の事由を含む。) etc <p>使用者は、法第十五条第一項前段の規定により労働者に対して明示しなければならない労働条件を事実と異なるものとしてはならない。</p> <p>法第十五条第一項後段の厚生労働省令で定める事項は、前項第一号から第四号までに掲げる事項(昇給に関する事項を除く。)とする。</p> <p>法第十五条第一項後段の厚生労働省令で定める方法は、労働者に対する前項に規定する事項が明らかとなる書面の交付とする。</p>	<p>1 労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しているか。</p>	<p>(1)労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示していない。</p> <p>(2)労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件の明示が不十分である。</p>	<p>A</p> <p>B</p>	<p>(1)労基法第15条第1項 (2)労基法施行規則第5条第1項～第4項</p> <p>(1)労基法第15条第1項 (2)労基法施行規則第5条第1項～第4項</p>
(4)職員給与等の状況	<p>1 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。</p> <p>最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。</p> <p>最低賃金は、毎年10月1日に改定される。なお、令和6年10月1日時点の神奈川県における最低賃金は時給1,162円である。</p>	<p>1 労働者に対し、最低賃金以上の賃金を支払っているか。</p>	<p>(1)労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていない。</p>	<p>A</p>	<p>(1)最低賃金法第4条第1項、第2項</p>
(5)社会保険の加入	<p>1 健康保険と厚生年金保険は、常時5人以上の従業員を使用する事業所に適用となり、雇用保険と労働者災害補償保険は、労働者を雇用又は使用する事業所に適用となるものであるため、当該事業所に使用される者は、法令に定める者を除き、被保険者となるものである。</p>	<p>1 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険に、法令に定める者を除き当該事業所に使用される者が加入しているか。</p>	<p>(1)健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険に、法令に定める者を除き当該事業所に使用される者が加入していない。</p>	<p>A</p>	<p>(1)健康保険法第3条第1項、第3項第1号 (2)厚生年金保険法第6条第1項第1号、第12条 (3)雇用保険法第5条第1項、第6条 (4)労働者災害補償法第3条第1項</p>
(6)職員の確保と定着化	<p>1 社会福祉事業を営業者は、前条第2項第2号に規定する措置の内容(社会福祉事業等を営業者が行う、社会福祉事業等従事者に係る処遇の改善(国家公務員及び地方公務員である者に係るものを除く。)及び資質の向上並びに新規の社会福祉事業等従事者の確保に資する措置その他の社会福祉事業等従事者の確保に資する措置の内容に関する事項)に則した措置を講ずるように努めなければならない。</p>	<p>1 職員の計画的な採用に努めているか。</p> <p>2 労働条件の改善等に配慮し、職員の定着促進及び離職防止に努めているか。</p>	<p>(1)職員の計画的な採用に努められていない。</p> <p>(1)当年度に園長、常勤保育教諭が複数人離職し、運営に支障が生じるなど、職員の定着促進及び離職防止に努められていない。</p> <p>(2)前年度に園長、常勤保育教諭の半数以上が離職し、職員の定着促進及び離職防止に努められていない。</p> <p>(3)前年度に園長、常勤保育教諭の半数以上が離職し、かつ運営に支障が生じるなど、職員の定着促進及び離職防止に努められていない。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>A</p>	<p>(1)社会福祉法第90条第1項</p> <p>(1)児福指導監査要綱別紙1の2の(2)の第2の2の(3)</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
(7)安全衛生管理体制	<p>1 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、都道府県労働局長の免許を受けた者その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業場の業務の区分に応じて、衛生管理者を選任し、その者に第10条第1項各号の業務(第25条の2第2項の規定により技術的事項を管理する者を専任した場合においては、同条第1項各号の措置に該当するものを除く。)のうち衛生に係る技術的事項を管理させなければならない。</p> <p>法第12条第1項の政令で定める規模の事業場は、常時50人以上の労働者を使用する事業場とする。</p> <p>2 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、医師のうちから産業医を専任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項(以下「労働者の健康管理等」という。)を行わせなければならない。</p> <p>法第13条第1項の政令で定める規模の事業場は、常時50人以上の労働者を使用する事業場とする。</p>	<p>1 常時50人以上の労働者を使用する事業場において、衛生管理者が専任され、労働基準監督署に届け出られているか。</p> <p>1 常時50人以上の労働者を使用する事業場において、産業医が専任され、労働基準監督署に届け出られているか。</p>	<p>(1)常時50人以上の労働者を使用する事業場において、衛生管理者が専任され、労働基準監督署に届け出られていない。</p> <p>(1)常時50人以上の労働者を使用する事業場において、産業医が専任され、労働基準監督署に届け出られていない。</p>	B	<p>(1)安衛法第12条第1項 (2)安衛法施行令第4条 (3)安衛則第7条第2項</p> <p>(1)安衛法第13条第1項 (2)安衛法施行令第5条 (3)安衛則第13条第2項</p>
(8)雇用管理上の措置等	<p>1 事業主は、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>1 労働者の就業環境が害されることがないよう、当該労働者からの相談に応じているか。</p> <p>2 労働者の就業環境が害されることがないよう、適切に対応するために必要な体制の整備等を講じているか。</p>	<p>(1)労働者の就業環境が害されることがないよう、相談に応じていない。</p> <p>(1)労働者の就業環境が害されることがないよう、適切に対応するために必要な体制の整備等を講じていない。</p>	A	<p>(1)労働施策総合推進法律第30条の2</p> <p>(1)労働施策総合推進法律第30条の2</p>
(9)職員の健康診断	<p>1 認定こども園に勤務する職員については、認定こども園法第27条に定めるところにより、雇入時及び定期的に健康診断を実施することとする。なお、職員の健康診断の実施については、幼保連携型認定こども園においては認可基準条例第15条第4項の規定を準用するものとする。</p> <p>2 学校の設置者は、毎学年定期的に、学校の職員の健康診断を行わなければならない。</p> <p>3 法第15条第1項の健康診断の時期については、毎学年、学校の設置者が定める適切な時期に行うものとする。</p> <p>4 法第15条第1項の健康診断における検査の項目は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 身長、体重及び腹囲 二 視力及び聴力 三 結核の有無 四 血圧 五 尿 六 胃の疾患及び異常の有無 七 貧血検査 八 肝機能検査 九 血中脂質検査 十 血糖検査 十一 心電図検査 十二 その他の疾病及び異常の有無 	<p>1 常時使用する職員について、雇入時健康診断を適切(時期及び項目)に実施しているか。</p> <p>2 常時使用する職員について、定期健康診断を適切(時期及び項目)に実施しているか。</p> <p>1 職員の健康診断の項目が適正か。</p>	<p>(1)雇入時健康診断を適切に実施していない。</p> <p>(1)定期健康診断を適切に実施していない。</p> <p>(1)職員の健康診断の項目が適正でない。</p>	B	<p>(1)市取扱要綱第12条第1項 (2)安衛法第66条、第66の3 (3)安衛則第43条、第44条</p> <p>(1)市取扱要綱第12条第1項 (2)安衛法第66条、第66の3 (3)安衛則第43条、第44条 (4)認定こども園法第27条 (5)学保法第15条第1項</p> <p>(1)認定こども園法第27条 (2)学保法第15条 (3)学保法施行規則第12条、第13条、第14条</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
	<p>2 妊娠中の女性職員においては、前項第六号に掲げる検査の項目を除くものとする。</p> <p>3 第一項各号に掲げる検査の項目のうち、二十歳以上の職員においては第一号の身長を、三十五歳未満の職員及び三十六歳以上四十歳未満の職員、妊娠中の女性職員その他の職員であつて腹囲が内蔵脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの、BMI(次の算式により算出した値をいう。以下同じ。)が二十未満である職員並びに自ら腹囲を測定し、その値を申告した職員(BMIが二十二未満である職員に限る。)(においては第一号の腹囲を、二十歳未満の職員、二十一歳以上二十五歳未満の職員、二十六歳以上三十歳未満の職員、三十一歳以上三十五歳未満の職員又は三十六歳以上四十歳未満の職員であつて感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成十年政令第四百二十号)第十二条第一項第一号又はじん肺法(昭和三十五年立法第三十号)第八条第一項第一号若しくは第三号に掲げる者に該当しないものにおいては第三号に掲げるものを、四号から第十一号に掲げるものを、それぞれ検査の項目から除くことができる。 BMI=体重(kg)/身長(m)²</p> <p>5 法第15条第1項の健康診断の方法及び技術的基準については、次項から第九項までに定めるもののほか、第三条(同条第十号中知能に関する部分を除く。)の規定を準用する。 II 前条第一項第二号の聴力は、千ヘルツ及び四千ヘルツの音に係る検査を行う。ただし、四十五歳未満の職員(三十五歳及び四十歳の職員を除く。)においては、医師が適当と認める方法によって行うことができる。 III 前条第一項第三号の結核の有無は、胸部エックス線検査により検査するものとし、胸部エックス線検査によって病変の発見された者及びその疑いのある者、結核患者並びに結核発病のおそれがあると診断されている者に対しては、胸部エックス線検査及び喀痰検査を行い、更に必要に応じ聴診、打診その他必要な検査を行う。 IV 前条第一項第四号の血圧は、血圧計を用いて測定するものとする。 V 前条第一項第五号の尿は、尿中の蛋白及び糖について試験紙法により検査する。 VI 前条第一項第六号の胃の疾病及び異常の有無は、胸部エックス線検査その他の医師が適当と認める方法により検査するものとし、癌その他の疾病及び異常の発見に努める。 VII 前条第一項第七号の貧血検査は、血色素量及び赤血球数の検査を行う。 VIII 前条第一項第八号の肝機能検査は、血清グルタミンクオキサロアチツクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミンクビツクトランスアミナーゼ(GPT)及びガンマグルタミルトランスベプチダーゼ(γ-GTP)の検査を行う。 IX 前条第一項第九号の血中脂質検査は、低比重リポ蛋白コレステロール(LDLコレステロール)、高比重リポ蛋白コレステロール(HDLコレステロール)及び血清トリグリセライドの量の検査を行う。</p> <p>6 学校の設置者は、法15条第1項の健康診断を行ったときは、第二号様式によつて、職員健康診断票を作成しなければならない。</p> <p>7 職員健康診断票は、5年間保存しなければならない。</p> <p>8 学校の設置者は、必要があるときは、臨時に、学校の職員の健康診断を行うものとする。</p>	<p>1 第二号様式によつて、健康診断票を作成しているか。</p> <p>1 職員健康診断票を5年間保存しているか。</p> <p>1 必要があるときに、臨時に、職員の健康診断を行っているか。</p>	<p>(1)第二号様式によつて、健康診断票を作成していない。</p> <p>(1)職員健康診断票を5年間保存していない。</p> <p>(2)必要があるときに、臨時に、職員の健康診断を行っていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>	<p>(1)学保法施行規則第15条第1項</p> <p>(1)学保法施行規則第15条第3項</p> <p>(1)認定こども園法第27条 (2)学保法第13条第2項、第15条第2項 (3)学保法施行規則第10条、第17条</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
(10)職員研修	<p>9 法第13条第2項の健康診断は、次に掲げるような場合が必要があるときに、必要な検査の項目について行うものとする。</p> <p>一 感染症又は食中毒の発生したとき。</p> <p>二 風水害等により感染症の発生のおそれのあるとき。</p> <p>三 夏季における休業日の直前又は直後</p> <p>四 結核、寄生虫病その他の疾病の有無について検査を行う必要のあるとき。</p> <p>五 卒業のとき。</p> <p>10 学校の設置者は、学校保健安全法第15条の健康診断の結果に基づき、治療を指示し、及び勤務を軽減する等適切な措置をとらなければならない。</p> <p>1 児童福祉施設の職員は、常に自己研さんに励み、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定めるそれぞれの児童福祉施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設の設置者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>3 認定こども園の設置者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>4 認定こども園条例第14条第1項において準用する認可基準条例第8条第1項及び認定要件条例第3条第8号に規定する職員の知識及び資質の向上等について、次の各号に掲げる点に留意すること。</p> <p>(1)園児の教育及び保育に従事する者の資質は教育及び保育の要であり、自らその向上に努めること。</p> <p>(2)教育及び保育の質の確保・向上を図るために日々の指導計画の作成や教材準備、研修等を行い、これらに必要な時間について、非常勤職員の配置等、様々な工夫を行うこと。</p> <p>(3)認定こども園の内外での適切な研修計画を作成及び実施するとともに、当該認定こども園の内外での研修の機会を確保できるよう、勤務体制の組立て等に配慮すること。</p> <p>(4)認定こども園の長は、認定こども園としての多様な機能を一体的に発揮させる能力や地域の人材及び資源を活用していく調整能力の向上に努めること。</p>	<p>1 健康診断の結果に基づき、治療を指示し、及び勤務を軽減する等適切な措置をとっているか。</p> <p>1 各職員が自己研さんに励み、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めているか。</p> <p>2 職員に対し研修の機会を確保しているか。</p> <p>3 体系的な研修計画が作成されているか。</p>	<p>(1)健康診断の結果に基づき、治療を指示し、及び勤務を軽減する等適切な措置をとっていない。</p> <p>(1)各職員が自己研さんに励み、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に一切努めていない。</p> <p>(2)各職員が自己研さんに励み、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努める中で、努めていない者が多数いる。</p> <p>(1)職員に対し研修の機会を一切確保していない。</p> <p>(2)職員のうち理由なく研修の機会を確保していない者がいる。</p> <p>(1)体系的な研修計画が作成されていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>(1)認定こども園法第27条 (2)学保法第16条</p> <p>(1)認定こども園条例第14条 (2)認可基準条例第8条第1項 (3)市取扱要綱第20条</p> <p>(1)認定こども園条例第14条 (2)認可基準条例第8条第1項 (3)市取扱要綱第20条</p> <p>(1)認定こども園条例第14条 (2)認可基準条例第8条第2項 (3)運営基準条例第21条第3項 (4)市取扱要綱第20条</p> <p>(1)認定こども園条例第14条 (2)認可基準条例第8条第2項 (3)運営基準条例第21条第3項 (4)市取扱要綱第20条</p> <p>(1)市取扱要綱第20条</p>
7 施設・設備の安全管理 (1)施設の状況	<p>1 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。</p> <p>2 園舎は、2階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建以上とすることができる。</p>	<p>1 園舎及び園庭を備えているか。</p> <p>1 園舎は2階建以下を原則としているか。</p>	<p>(1)園舎及び園庭を備えていない。</p> <p>(1)園舎は2階建以下を原則としていない。</p>	<p>A</p> <p>A</p>	<p>(1)認定こども園条例第7条第1項</p> <p>(1)認定こども園条例第7条第2項</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等								
	<p>3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下この項及び次項において「保育室等」という。)は1階に設けるものとする。ただし、園舎が第14条第1項において読み替えて準用する認可基準条例第45条第3項第1号、第2号及び第6号に掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規程により園舎を3階建以上とする場合であつて、第14条第1項において読み替えて準用する認可基準条例第45条第3項各号から第8号までに掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。</p> <p>【認可基準条例第45条第3項】</p> <p>(1)耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、(同号ロに該当するものを除く。)であること。</p> <p>(2)保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。</p> <p>(3)前号に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその11に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。</p> <p>(4)保育所の調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。)以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。</p> <p>ア スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。</p> <p>イ 調理用器具の種類に応じて有効な児童消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>(5)保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>(6)保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備がもうけられていること。</p> <p>(7)非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>(8)保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。</p> <table border="1" data-bbox="387 949 1057 1479"> <thead> <tr> <th>階</th> <th>区分</th> <th>施設又は設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2階</td> <td>常用</td> <td>1 屋内階段 2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものに限る。) 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段</td> </tr> </tbody> </table>	階	区分	施設又は設備	2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものに限る。) 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段	<p>1 保育室等は1階に設けられているか。また、2階以上に設ける場合に必要要件を満たしているか。</p>	<p>(1)保育室等を2階以上に設ける場合に必要要件を満たしていない。</p>	<p>A</p>	<p>(1)認定こども園条例第7条第3項、第14条第1項 (2)認可基準条例第45条第3項</p>
階	区分	施設又は設備											
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段											
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものに限る。) 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段											

項目(主眼事項)	基本的考え方		観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
	3階	常用 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段				
		避難用 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものに限る。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段				
	4階	常用 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段				
		避難用 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものに限る。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段				
	【幼保連携型認定こども園の設置に係る特例】 認定こども園条例の施行日の前日において現に幼稚園(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。)を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第7条第3項及び第7項並びに第8条第6項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。					
	読み替える規定	読み替えられる字句				
第7条第3項	第14条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第45条第3項第1号、第2号及び第6号に掲げる要件を満たす	耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える				

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等																														
	<p>第7条第7項 (1)次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="528 312 772 435"> <tr><th>学級数</th><th>面積(平方メートル)</th></tr> <tr><td>2学級以下</td><td>$330+30 \times (\text{学級数}-1)$</td></tr> <tr><td>3学級以上</td><td>$400+80 \times (\text{学級数}-3)$</td></tr> </table> <p>イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積</p> <p>第8条第6項 とし、保育士又は遊戯室の面積は1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積以上とする</p> <p>施行日の前日において現に保育所(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。)を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第7条第3項、第6項及び第7項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="394 826 1057 847"> <tr> <th>読み替える規定</th> <th>読み替えられる字句</th> <th>読み替える字句</th> </tr> <tr> <td data-bbox="394 847 506 922">第7条第3項</td> <td data-bbox="506 847 792 922">第14条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例</td> <td data-bbox="792 847 1057 922">児童福祉施設基準条例</td> </tr> </table> <p>第7条第6項 (1)次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="528 995 772 1118"> <tr><th>学級数</th><th>面積(平方メートル)</th></tr> <tr><td>1学級</td><td>180</td></tr> <tr><td>2学級以上</td><td>$320+100 \times (\text{学級数}-2)$</td></tr> </table> <p>第7条第7項 (1)次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="528 1267 772 1390"> <tr><th>学級数</th><th>面積(平方メートル)</th></tr> <tr><td>2学級以下</td><td>$330+30 \times (\text{学級数}-1)$</td></tr> <tr><td>3学級以上</td><td>$400+80 \times (\text{学級数}-3)$</td></tr> </table> <p>イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	学級数	面積(平方メートル)	2学級以下	$330+30 \times (\text{学級数}-1)$	3学級以上	$400+80 \times (\text{学級数}-3)$	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第7条第3項	第14条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例	児童福祉施設基準条例	学級数	面積(平方メートル)	1学級	180	2学級以上	$320+100 \times (\text{学級数}-2)$	学級数	面積(平方メートル)	2学級以下	$330+30 \times (\text{学級数}-1)$	3学級以上	$400+80 \times (\text{学級数}-3)$	<p>(1)次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="819 312 1041 435"> <tr><th>学級数</th><th>面積(平方メートル)</th></tr> <tr><td>2学級以下</td><td>$330+30 \times (\text{学級数}-1)$</td></tr> <tr><td>3学級以上</td><td>$400+80 \times (\text{学級数}-3)$</td></tr> </table> <p>とす</p> <p>(1)満3歳以上の園児数に応じ、次条第6項の規定により算定した面積</p> <p>(1)3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	学級数	面積(平方メートル)	2学級以下	$330+30 \times (\text{学級数}-1)$	3学級以上	$400+80 \times (\text{学級数}-3)$			
学級数	面積(平方メートル)																																		
2学級以下	$330+30 \times (\text{学級数}-1)$																																		
3学級以上	$400+80 \times (\text{学級数}-3)$																																		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																																	
第7条第3項	第14条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例	児童福祉施設基準条例																																	
学級数	面積(平方メートル)																																		
1学級	180																																		
2学級以上	$320+100 \times (\text{学級数}-2)$																																		
学級数	面積(平方メートル)																																		
2学級以下	$330+30 \times (\text{学級数}-1)$																																		
3学級以上	$400+80 \times (\text{学級数}-3)$																																		
学級数	面積(平方メートル)																																		
2学級以下	$330+30 \times (\text{学級数}-1)$																																		
3学級以上	$400+80 \times (\text{学級数}-3)$																																		

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等												
	<p>施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭(第7条第7項第1号の面積以上の面積のものに限る。)を設けるものは、当分の間、同条第5項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。</p> <p>(1)園児が安全に移動できる場所であること。 (2)園児が安全に利用できる場所であること。 (3)園児が日常的に利用できる場所であること。 (4)教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。</p> <p>4 前項ただし書きの場合において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。</p> <p>5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。</p> <p>6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。 (1)次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="387 798 1057 869"> <tr> <td>学級数</td> <td>面積(平方メートル)</td> </tr> <tr> <td>1学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>320+100×(学級数-2)</td> </tr> </table> <p>(2)満3歳未満の園児数に応じ、次条第6項の規定により算定した面積 【認定こども園条例第8条第6項】 乳児室又はほふく室の面積3.3平方メートルに満2歳未満の園児の数を乗じて得た面積以上とし、保育士又は遊戯室の面積は1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積とする。</p> <p>7 園舎及び建物の延床面積の算定にあたっては、園舎のための電気設備及び空調設備のための施設の床面積は含むものとし、園庭、地下駐車場の面積は除く。</p> <p>8 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。 (1)次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="387 1189 1057 1260"> <tr> <td>学級数</td> <td>面積(平方メートル)</td> </tr> <tr> <td>2学級以下</td> <td>330+30×(学級数-1)</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>400+80×(学級数-3)</td> </tr> </table> <p>イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積 (2)3.3平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積</p>	学級数	面積(平方メートル)	1学級	180	2学級以上	320+100×(学級数-2)	学級数	面積(平方メートル)	2学級以下	330+30×(学級数-1)	3学級以上	400+80×(学級数-3)	<p>1 3階以上に設けられた保育室等は、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供しているか。</p> <p>1 園舎及び園庭は、原則として、同一の敷地内又は隣接する位置に設けられているか。</p> <p>1 園舎の面積は認定こども園条例に規定された面積を充足しているか。</p> <p>1 園庭の面積は認定こども園条例に規定された面積を充足しているか。</p>	<p>(1)3階以上に設けられた保育室等が、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供していない。</p> <p>(1)園舎及び園庭が、原則として、同一の敷地内又は隣接する位置に設けられていない。</p> <p>(1)園舎の面積が認定こども園条例に規定された面積を充足していない。</p> <p>(1)園庭の面積が認定こども園条例に規定された面積を充足していない。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>(1)認定こども園条例第7条第4項</p> <p>(1)認定こども園条例第7条第5項</p> <p>(1)認定こども園条例第7条第6項 (2)市取扱要綱第5条第2項</p> <p>(1)認定こども園条例第7条第7項</p>
学級数	面積(平方メートル)																
1学級	180																
2学級以上	320+100×(学級数-2)																
学級数	面積(平方メートル)																
2学級以下	330+30×(学級数-1)																
3学級以上	400+80×(学級数-3)																

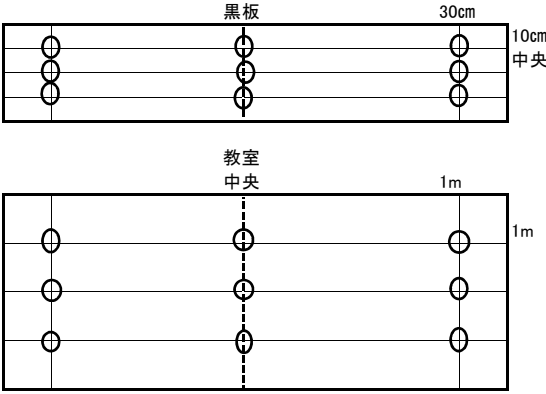
項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
(2)設備の状況	<p>9 認定こども園条例第7条に規定する園庭及び川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例第3条第6号ウに規定する屋外遊技場は、次の各号に掲げる条件を満たすものとする。</p> <p>(1)園児の状況について職員が常に確認できること。</p> <p>(2)危険な傾斜や段差がないこと。</p> <p>(3)屋外であること。ただし、屋内施設であって四方のうち少なくとも一方向が常に開放されている等、採光、通風等の状況から屋外と同じような状況と認められるものである場合は園庭とみなすことができる。</p> <p>(4)次の設備が設置された敷地は、園庭に含めないものとする。</p> <p>ア 園児が立ち入ることのできない花壇等の植栽部分</p> <p>イ プール</p> <p>ウ 園舎裏等の狭隘な敷地</p>	<p>1 園庭及び屋外遊技場は基準を満たしているか。</p>	<p>(1)園庭及び屋外遊技場が基準を満たしていない。</p>	A	(1)市取扱要綱第5条第3項
	<p>10 幼稚園の位置は、その運営上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。</p>	<p>1 施設の位置は、その運営上適切で、通園の際安全な環境にあるか。</p>	<p>(1)施設の位置が、その運営上適切で、通園の際安全な環境にない。</p>	A	(1)認定こども園条例第15条 (2)幼稚園設置基準第7条第1項
	<p>1 園舎には、次に掲げる設備(第2号に掲げる設備については、満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。)を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、職員室と保険室及び保育室と遊戯室とは、それぞれ兼用することができる。</p> <p>(1)職員室</p> <p>(2)乳児室又はほふく室</p> <p>(3)保育室</p> <p>(4)遊戯室</p> <p>(5)保健室</p> <p>(6)調理室</p> <p>(7)便所</p> <p>(8)飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備</p>	<p>1 認定こども園条例に規定された設備を備えているか。</p>	<p>(1)認定こども園条例に規定された設備を備えていない。</p>	A	(1)認定こども園条例第8条第1項
	<p>2 保育室(満3歳以上の園児に係るものに限る。)の数は、学級数を下回ってはならない。</p> <p>3 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、第14条第1項において読み替えて準用する認可基準条例第46条に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあっては、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>【必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備の定義】 再加熱を行うための設備、冷蔵庫等の保存のための設備、給食を配膳するための適切な用具及びスペース、体調不良時等の対応に支障が生じない設備等とする。</p> <p>4 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行われる園児数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。</p>	<p>1 保育室の数が学級数を下回っていないか。</p> <p>1 調理室を備えない場合には必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えているか。</p> <p>1 食事の提供をする園児数が20人未満の場合で、調理室を備えない場合に、調理設備を備えているか。</p>	<p>(1)保育士の数が学級数を下回っている。</p> <p>(1)又は調理室を備えない場合に加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えていない。</p> <p>(1)食事の提供をする園児数が20人未満の場合で、調理室を備えない場合に、調理設備を備えていない。</p>	A	(1)認定こども園条例第8条第2項 (1)認定こども園条例第8条第3項 (2)市取扱要綱第5条第4項 (1)認定こども園条例第8条第4項

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
	<p>5 次に掲げる要件を満たす保育所は、川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第14条第1項において読み替えて準用する第14条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことができる。</p> <p>(1)幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を果たし得る体制にあること及び調理業務に係る受託者との契約が、当該注意を果たし得る内容となっていること。</p> <p>(2)当該保育所又は他の施設、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点から指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)調理業務の受託者が、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等の観点から、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者であること。</p> <p>(4)幼児の年齢及び発達段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>(5)食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p> <p>6 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。</p> <p>7 乳児室又はほふく室の面積は3.3平方メートルに満2歳未満の園児の数を乗じて得た面積以上とし、保育室又は遊戯室の面積は1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積以上とする。</p> <p>8 認定こども園条例第8条第6項及び川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例第3条第6号イに規定する遊技場の面積は、90平方メートル以上を確保する。</p> <p>9 第1項各号に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。</p> <p>(1)放送聴取設備 (2)映写設備 (3)水遊び場 (4)園児清浄用設備 (5)図書室 (6)会議室</p> <p>10 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。</p> <p>11 学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする。</p> <p>12 児童福祉施設の設置者は、その運営上必要と認められる場合は、当該児童福祉施設の設備の一部を、他の学校、社会福祉施設等に兼ねさせることができる。この規定は、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備に兼ねさせる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>1 食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行う場合、必要な要件を満たしているか。</p> <p>1 飲料水用設備を、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えているか。</p> <p>1 乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室の面積が基準を満たしているか。</p> <p>1 認定こども園条例に規定された設備を備えるよう努めているか。</p> <p>1 幼保連携型認定こども園である旨を掲示しているか。</p> <p>1 保健室を設けているか。</p> <p>1 他の学校、社会福祉施設等を併設するときに、それぞれの施設に必要な基準を満たしているか。</p>	<p>(1)食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行う場合に、必要な要件を満たしていない。</p> <p>(1)飲料水用設備を、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えていない。</p> <p>(1)乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室の面積が基準を満たしていない。</p> <p>(1)認定こども園条例に規定された設備を備えるよう努めていない。</p> <p>(1)幼保連携型認定こども園である旨を掲示していない。</p> <p>(1)保健室を設けていない。</p> <p>(1)他の学校、社会福祉施設等を併設するときに、それぞれの施設に必要な基準を満たしていない。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>(1)認定こども園条例第14条第1項 (2)認可基準条例第46条</p> <p>(1)認定こども園条例第8条第5項</p> <p>(1)認定こども園条例第8条第6項 (2)市取扱要綱第5条第5項</p> <p>(1)認定こども園条例第8条第7項</p> <p>(1)認定こども園条例第12条</p> <p>(1)認定こども園法第27条 (2)学保法第7条</p> <p>(1)認定こども園条例第14条第2項</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等																
(3)施設・設備の衛生	<p>【みなし幼保連携型認定こども園の取扱】 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、認定こども園条例第7条から第9条までの規定にかかわらず、当分の間、施行日の前日における認定こども園の要件を定める条例に規定する旧幼保連携型認定こども園の例によることができる。</p> <p>1 文部科学大臣は、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項について、園児及び職員^{（園児及び職員）}の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準(以下この条において「学校環境衛生基準」という。)を定めるものとする。</p> <p>2 学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。</p> <p>3 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第一項に規定する園長(以下「園長」という。)は、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を各事項があると認めたる場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。</p> <p>4 学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号。以下「法」という。)第五条の環境衛生検査は、他の法令に基づくもののほか、毎学年定期に、法律第六条に規定する学校環境衛生基準に基づき行わなければならない。</p> <p>5 学校においては、必要があるときは、臨時に、環境衛生検査を行うものとする。</p> <p>【学校環境衛生基準】 第1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準 1 教室等の環境(換気、保温、採光、照明、騒音等の環境をいう。以下同じ。)に係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="387 1045 1055 1477"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>換気</td> <td>換気の基準として、二酸化炭素は、1500ppm以下であることが望ましい。</td> </tr> <tr> <td>(2)温度</td> <td>18℃以上、28℃以下であることが望ましい。</td> </tr> <tr> <td>(3)相対湿度</td> <td>30%以上、80%以下であることが望ましい。</td> </tr> <tr> <td>(4)浮遊粉じん</td> <td>0.10mg/m³以下であること。</td> </tr> <tr> <td>(5)気流</td> <td>0.5m/秒以下であることが望ましい。</td> </tr> <tr> <td>(6)一酸化炭素</td> <td>6ppm以下であること。</td> </tr> <tr> <td>(7)二酸化炭素</td> <td>0.06ppm以下であることが望ましい。</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	基準	換気	換気の基準として、二酸化炭素は、1500ppm以下であることが望ましい。	(2)温度	18℃以上、28℃以下であることが望ましい。	(3)相対湿度	30%以上、80%以下であることが望ましい。	(4)浮遊粉じん	0.10mg/m ³ 以下であること。	(5)気流	0.5m/秒以下であることが望ましい。	(6)一酸化炭素	6ppm以下であること。	(7)二酸化炭素	0.06ppm以下であることが望ましい。	<p>1 学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めているか。</p> <p>1 環境衛生検査を実施しているか。</p> <p>1 必要があるとき、臨時に、環境衛生検査を行っているか。</p>	<p>(1)学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めていない。</p> <p>(1)環境衛生検査を実施していない。</p> <p>(1)必要があるとき、臨時に、環境衛生検査を行っていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>(1)認定こども園法第27条 (2)学保法第6条第1項、第2項、第3項 (3)認定こども園法施行令第5条 (4)認定こども園法施行規則第27条 (5)学保法施行規則第1条</p> <p>(1)認定こども園法施行規則第27条 (2)学保法施行規則第1条</p> <p>(1)認定こども園法施行規則第27条 (2)学保法施行規則第1条</p>
検査項目	基準																				
換気	換気の基準として、二酸化炭素は、1500ppm以下であることが望ましい。																				
(2)温度	18℃以上、28℃以下であることが望ましい。																				
(3)相対湿度	30%以上、80%以下であることが望ましい。																				
(4)浮遊粉じん	0.10mg/m ³ 以下であること。																				
(5)気流	0.5m/秒以下であることが望ましい。																				
(6)一酸化炭素	6ppm以下であること。																				
(7)二酸化炭素	0.06ppm以下であることが望ましい。																				

項目(主眼事項)	基本的考え方		観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
	(8)揮発性有機化合物					
	ア.ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。				
	イ.トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。				
	ウ.キシレン	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。				
	エ.パラジクロロベンゼン	240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。				
	オ.エチルベンゼン	3800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。				
	カ.スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。				
	(9)ダニ又はダニアレルゲン	100匹/ m^2 以下又はこれと同等のアレルゲン量以下であること。				
	採光及び証明	<p>(ア)教室及びそれに準ずる場所の照度の下限值は、300lx(ルクス)とする。また、教室及び黒板の照度は、500lx以上であることが望ましい。</p> <p>(イ)教室及び黒板のそれぞれの最大照度と最小照度の比は、20:1を超えないこと。また、10:1を超えないことが望ましい。</p> <p>(ウ)コンピュータを使用する教室等の机上の照度は、500～1000lx程度が望ましい。</p> <p>(エ)テレビやコンピュータ等の画面の垂直面照度は、100～500lx程度が望ましい。</p> <p>(オ)その他の場所における照度は、産業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)Z9110に規定する学校施設の人口照明の照度基準に適合すること。</p>				
	(11)まぶしさ	<p>(ア)児童生徒等から見て、黒板の外側15°以内の範囲の輝きの強い光源(屋光の場合は窓)がないこと。</p> <p>(イ)見え方を妨害するような光沢が、黒板面及び机上面にないこと。</p> <p>(ウ)見え方を妨害するような電灯や明るい窓等が、テレビ及びコンピュータ等の画面に映じていないこと。</p>				
騒音	<p>教室内の等価騒音レベルは、窓を閉じているときはLaeq50dB(デシベル)以下、窓を開けているときはLaeq55dB以下であることが望ましい。</p>					
<p>2-1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目(1)～(7)及び(10)～(12)については、毎学年2回、検査項目(8)及び(9)については、毎学年1回定期的に検査を行うものとする。</p>						

項目(主眼事項)	基本的考え方		観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
換気及び保温等	検査項目	方法				
	(1)換気	二酸化炭素は、検知方法により測定する。				
	(2)温度	0.5度目盛の温度計を用いて測定する。				
	(3)相対湿度	0.5度目盛の乾湿球湿度計を用いて測定する。				
	(4)浮遊粉じん	相対沈降径10 μ m以下の浮遊粉じんをろ紙に捕集し、その質量による方法(Low-Volume Air Sampler 法)又は質量濃度変換係数(K)を求めて質量濃度を算出する相対濃度計を用いて測定する。				
	(5)気流	0.2m/秒以下の気流を測定することができる風速計を用いて測定する。				
	(6)一酸化炭素	検知管法により測定する。				
	(7)二酸化炭素	ザルツマン法により測定する。				
	(8)揮発性有機化合物	揮発性有機化合物の採取は、教室等内の温度が高い時期に行い、吸引方式では30分間で2回以上、拡散方式では8時間以上行う。				
	ア. ホルムアルデヒド	ジニトロフェニルヒドラジン誘導体固相吸着/溶媒抽出法により採取し、高速液体クロマトグラフ法により測定する。				
イ. トルエン	固相吸着/溶媒抽出法、固相吸着/加熱脱着法、容器採取法のいずれかの方法により採取し、ガストロマトグラフ-質量分析法により測定する。					
ウ. キシレン						
エ. パラジクロロベンゼン						
オ. エチルベンゼン						
カ. スチレン						
(9)ダニ又はダニアレルゲン	温度及び湿度が高い時期に、ダニの発生しやすい場所において1m ² を電気掃除機で1分間吸引し、ダニを捕集する。捕集したダニは、顕微鏡で係数するか、アレルゲンを抽出し、酵素免疫測定法によりアレルゲン量を測定する。					
備考						

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等						
	<p>検査項目(8)ウ～カについては、必要と認める場合に検査を行う。 検査項目(8)については、児童生徒等がいない教室等において、30分以上換気の後5時間以上密閉してから採取し、ホルムアルデヒドにあつては高速液体クロマトグラフ法により、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレンにあつてはガスクロマトグラフ質量分析法により測定した場合に限り、その結果が著しく基準値を下回る場合には、以後教室等の環境に変化が認められない限り、次回からの検査を省略することができる。 三 検査項目(9)については、保健室の寝具、カーペット敷の教室等において検査を行う。</p> <table border="1" data-bbox="414 411 1057 703"> <tr> <td data-bbox="414 411 622 655">(10)照度</td> <td data-bbox="622 411 1057 655"> <p>日本産業規格C1609-1に規定する照度計の規格に適合する照度計を用いて測定する。 教室の照度は、図に示す9か所に最も近い児童生徒等の机上で測定し、それらの最大照度、最小照度で示す。 黒板の照度は、図に示す9か所の垂直面照度を測定し、それらの最大照度、最小照度で示す。 教室以外の照度は、床上75cmの水平照度を測定する。なお、体育施設及び幼稚園等の照度は、それぞれの実態に則して測定する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="414 655 622 703">(11)まぶしさ</td> <td data-bbox="622 655 1057 703">見え方を妨害する光源、光沢の有無を調べる。</td> </tr> </table> <div data-bbox="414 703 1057 1145"> <p>図</p>  </div> <table border="1" data-bbox="414 1145 1057 1479"> <tr> <td data-bbox="414 1145 622 1479">騒音 (12)騒音レベル</td> <td data-bbox="622 1145 1057 1479"> <p>ふつう教室に対する工作室、音楽室、廊下、給食施設及び運動場等の校内騒音の影響並びに道路その他の外部騒音の影響があるかどうかを調べ騒音の影響の大きな教室と廊下側で、窓を閉じたときと開けたときの等価騒音レベルを測定する。 等価騒音レベルの測定は、日本産業規格C1509-1に規定する積分・平均機能を備える普通騒音系を用い、A特性で5分間、等価騒音レベルを測定する。 なお、従来の普通騒音計を用いる場合は、普通騒音から等価騒音を換算するための計算式により等価騒音レベルを算出する。 特殊な騒音減がある場合は、日本産業規格Z8731に規定する騒音レベル測定法に準じて行う。</p> </td> </tr> </table>	(10)照度	<p>日本産業規格C1609-1に規定する照度計の規格に適合する照度計を用いて測定する。 教室の照度は、図に示す9か所に最も近い児童生徒等の机上で測定し、それらの最大照度、最小照度で示す。 黒板の照度は、図に示す9か所の垂直面照度を測定し、それらの最大照度、最小照度で示す。 教室以外の照度は、床上75cmの水平照度を測定する。なお、体育施設及び幼稚園等の照度は、それぞれの実態に則して測定する。</p>	(11)まぶしさ	見え方を妨害する光源、光沢の有無を調べる。	騒音 (12)騒音レベル	<p>ふつう教室に対する工作室、音楽室、廊下、給食施設及び運動場等の校内騒音の影響並びに道路その他の外部騒音の影響があるかどうかを調べ騒音の影響の大きな教室と廊下側で、窓を閉じたときと開けたときの等価騒音レベルを測定する。 等価騒音レベルの測定は、日本産業規格C1509-1に規定する積分・平均機能を備える普通騒音系を用い、A特性で5分間、等価騒音レベルを測定する。 なお、従来の普通騒音計を用いる場合は、普通騒音から等価騒音を換算するための計算式により等価騒音レベルを算出する。 特殊な騒音減がある場合は、日本産業規格Z8731に規定する騒音レベル測定法に準じて行う。</p>				
(10)照度	<p>日本産業規格C1609-1に規定する照度計の規格に適合する照度計を用いて測定する。 教室の照度は、図に示す9か所に最も近い児童生徒等の机上で測定し、それらの最大照度、最小照度で示す。 黒板の照度は、図に示す9か所の垂直面照度を測定し、それらの最大照度、最小照度で示す。 教室以外の照度は、床上75cmの水平照度を測定する。なお、体育施設及び幼稚園等の照度は、それぞれの実態に則して測定する。</p>										
(11)まぶしさ	見え方を妨害する光源、光沢の有無を調べる。										
騒音 (12)騒音レベル	<p>ふつう教室に対する工作室、音楽室、廊下、給食施設及び運動場等の校内騒音の影響並びに道路その他の外部騒音の影響があるかどうかを調べ騒音の影響の大きな教室と廊下側で、窓を閉じたときと開けたときの等価騒音レベルを測定する。 等価騒音レベルの測定は、日本産業規格C1509-1に規定する積分・平均機能を備える普通騒音系を用い、A特性で5分間、等価騒音レベルを測定する。 なお、従来の普通騒音計を用いる場合は、普通騒音から等価騒音を換算するための計算式により等価騒音レベルを算出する。 特殊な騒音減がある場合は、日本産業規格Z8731に規定する騒音レベル測定法に準じて行う。</p>										

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等																						
	<p>備考 ー 検査項目(12)において、測定結果が著しく基準値を下回る場合には、以後教室等の内外の環境に変化が認められない限り、次回からの検査を省略することができる。</p> <p>第2 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準 1 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表右欄のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="387 384 1055 1479"> <thead> <tr> <th data-bbox="387 384 629 408">検査項目</th> <th data-bbox="629 384 1055 408">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="387 408 629 483">水質 (1)水道水を水源とする飲料水(専用水道を除く。)の水質</td> <td data-bbox="629 408 1055 483"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="387 483 629 523">ア. 一般細菌</td> <td data-bbox="629 483 1055 523" rowspan="9">水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の下欄に掲げる基準による。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="387 523 629 563">イ. 大腸菌</td> </tr> <tr> <td data-bbox="387 563 629 603">ウ. 塩化物イオン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="387 603 629 643">エ. 有機物(全有機炭素(TOC)の量)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="387 643 629 683">オ. PH値</td> </tr> <tr> <td data-bbox="387 683 629 722">カ. 味</td> </tr> <tr> <td data-bbox="387 722 629 762">キ. 臭気</td> </tr> <tr> <td data-bbox="387 762 629 802">ク. 色度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="387 802 629 842">ケ. 濁度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="387 842 629 917">コ. 遊離残留塩素</td> <td data-bbox="629 842 1055 917">水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第17条第1項第3号に規定する遊離残留塩素の基準による。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="387 917 629 992">(2)専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の水質</td> <td data-bbox="629 917 1055 992"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="387 992 629 1241">ア. 専用水道(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第6項に規定する「専用水道」をいう。以下同じ。)が実施すべき水質検査の項目</td> <td data-bbox="629 992 1055 1241">水質基準に関する省令の表の下欄に掲げる基準による。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="387 1241 629 1479">イ. 遊離残留塩素</td> <td data-bbox="629 1241 1055 1479">水道法施行規則第17条第1項第3号に規定する遊離残留塩素の基準による。</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	基準	水質 (1)水道水を水源とする飲料水(専用水道を除く。)の水質		ア. 一般細菌	水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の下欄に掲げる基準による。	イ. 大腸菌	ウ. 塩化物イオン	エ. 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	オ. PH値	カ. 味	キ. 臭気	ク. 色度	ケ. 濁度	コ. 遊離残留塩素	水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第17条第1項第3号に規定する遊離残留塩素の基準による。	(2)専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の水質		ア. 専用水道(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第6項に規定する「専用水道」をいう。以下同じ。)が実施すべき水質検査の項目	水質基準に関する省令の表の下欄に掲げる基準による。	イ. 遊離残留塩素	水道法施行規則第17条第1項第3号に規定する遊離残留塩素の基準による。				
検査項目	基準																										
水質 (1)水道水を水源とする飲料水(専用水道を除く。)の水質																											
ア. 一般細菌	水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の下欄に掲げる基準による。																										
イ. 大腸菌																											
ウ. 塩化物イオン																											
エ. 有機物(全有機炭素(TOC)の量)																											
オ. PH値																											
カ. 味																											
キ. 臭気																											
ク. 色度																											
ケ. 濁度																											
コ. 遊離残留塩素	水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第17条第1項第3号に規定する遊離残留塩素の基準による。																										
(2)専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の水質																											
ア. 専用水道(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第6項に規定する「専用水道」をいう。以下同じ。)が実施すべき水質検査の項目	水質基準に関する省令の表の下欄に掲げる基準による。																										
イ. 遊離残留塩素	水道法施行規則第17条第1項第3号に規定する遊離残留塩素の基準による。																										

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等																										
	<p>(3)専用水道(水道水を水源とする場合を除く。)及び専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の水质</p> <table border="1" data-bbox="432 312 624 751"> <tr> <td data-bbox="432 312 624 360">ア. 一般細菌</td> <td data-bbox="624 312 1057 751" rowspan="10">水质基準に関する省令の表の下欄に掲げる基準による。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 360 624 408">イ. 大腸菌</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 408 624 456">ウ. 塩化物イオン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 456 624 504">エ. 有機物(全有機炭素(TOC)の量)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 504 624 552">オ. PH値</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 552 624 600">カ. 味</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 600 624 647">キ. 臭気</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 647 624 695">ク. 色度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 695 624 743">ケ. 濁度</td> </tr> </table> <p>(4)雑用水の水质</p> <table border="1" data-bbox="432 799 624 1046"> <tr> <td data-bbox="432 799 624 847">ア. PH値</td> <td data-bbox="624 799 1057 847">5.8以上8.6以下であること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 847 624 895">イ. 臭気</td> <td data-bbox="624 847 1057 895">異常でないこと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 895 624 943">ウ. 外観</td> <td data-bbox="624 895 1057 943">ほとんど無色透明であること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 943 624 991">エ. 大腸菌</td> <td data-bbox="624 943 1057 991">検出されないこと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 991 624 1038">オ. 遊離残留塩素</td> <td data-bbox="624 991 1057 1038">0.10mg/L(結合残留塩素の場合は0.4mg/L)以上であること。</td> </tr> </table> <p>施設・設備</p> <p>(5)飲料水に関する施設・設備</p> <table border="1" data-bbox="432 1094 1057 1479"> <tr> <td data-bbox="432 1094 624 1142">ア. 給水源の種類</td> <td data-bbox="624 1094 1057 1142">上水道、簡易水道、専用水道、簡易専用水道及び井戸その他の別を調べる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1142 624 1414">イ. 維持管理状況等</td> <td data-bbox="624 1142 1057 1414"> (ア)配管、給水栓、給水ポンプ、貯水槽及び浄化設備等の給水施設・設備は、外部からの汚染を受けないように管理されていること。また、機能は適切に維持されていること。 (イ)給水栓は吐水口空間が確保されていること。 (ウ)井戸その他を給水源とする場合は、汚水等が浸透、流入せず、雨水又は異物等が入らないように適切に管理されていること。 (エ)故障、破損、老朽又は漏水等の箇所がないこと。 (オ)塩素消毒設備又は浄化設備を設置している場合は、その機能が適切に維持されていること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1414 624 1479">ウ. 貯水槽の清潔状態</td> <td data-bbox="624 1414 1057 1479">貯水槽の清掃は、定期的に行われていること。</td> </tr> </table>	ア. 一般細菌	水质基準に関する省令の表の下欄に掲げる基準による。	イ. 大腸菌	ウ. 塩化物イオン	エ. 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	オ. PH値	カ. 味	キ. 臭気	ク. 色度	ケ. 濁度	ア. PH値	5.8以上8.6以下であること。	イ. 臭気	異常でないこと。	ウ. 外観	ほとんど無色透明であること。	エ. 大腸菌	検出されないこと。	オ. 遊離残留塩素	0.10mg/L(結合残留塩素の場合は0.4mg/L)以上であること。	ア. 給水源の種類	上水道、簡易水道、専用水道、簡易専用水道及び井戸その他の別を調べる。	イ. 維持管理状況等	(ア)配管、給水栓、給水ポンプ、貯水槽及び浄化設備等の給水施設・設備は、外部からの汚染を受けないように管理されていること。また、機能は適切に維持されていること。 (イ)給水栓は吐水口空間が確保されていること。 (ウ)井戸その他を給水源とする場合は、汚水等が浸透、流入せず、雨水又は異物等が入らないように適切に管理されていること。 (エ)故障、破損、老朽又は漏水等の箇所がないこと。 (オ)塩素消毒設備又は浄化設備を設置している場合は、その機能が適切に維持されていること。	ウ. 貯水槽の清潔状態	貯水槽の清掃は、定期的に行われていること。				
ア. 一般細菌	水质基準に関する省令の表の下欄に掲げる基準による。																														
イ. 大腸菌																															
ウ. 塩化物イオン																															
エ. 有機物(全有機炭素(TOC)の量)																															
オ. PH値																															
カ. 味																															
キ. 臭気																															
ク. 色度																															
ケ. 濁度																															
ア. PH値		5.8以上8.6以下であること。																													
イ. 臭気	異常でないこと。																														
ウ. 外観	ほとんど無色透明であること。																														
エ. 大腸菌	検出されないこと。																														
オ. 遊離残留塩素	0.10mg/L(結合残留塩素の場合は0.4mg/L)以上であること。																														
ア. 給水源の種類	上水道、簡易水道、専用水道、簡易専用水道及び井戸その他の別を調べる。																														
イ. 維持管理状況等	(ア)配管、給水栓、給水ポンプ、貯水槽及び浄化設備等の給水施設・設備は、外部からの汚染を受けないように管理されていること。また、機能は適切に維持されていること。 (イ)給水栓は吐水口空間が確保されていること。 (ウ)井戸その他を給水源とする場合は、汚水等が浸透、流入せず、雨水又は異物等が入らないように適切に管理されていること。 (エ)故障、破損、老朽又は漏水等の箇所がないこと。 (オ)塩素消毒設備又は浄化設備を設置している場合は、その機能が適切に維持されていること。																														
ウ. 貯水槽の清潔状態	貯水槽の清掃は、定期的に行われていること。																														

項目(主眼事項)	基本的考え方		観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等																							
	(6)雑用水に関する施設・設備	(ア)水管には、雨水等雑用水であることを表示していること。 (イ)水栓を設ける場合は、誤飲防止の構造が維持され、飲用不可である旨表示していること。 (ウ)飲料水による補給を行う場合は、逆流防止の構造が維持されていること。 (エ)故障、破損、老朽又は漏水等の箇所がないこと。 (オ)塩素消毒設備又は浄化設備を設置している場合は、その機能が適切に維持されていること。																											
	2-1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目(1)については、毎学年1回、検査項目(2)については、水道法施行規則第54条において準用する水道法施行規則第15条に規定する専用水道が実施すべき水質検査の回数、検査項目(3)については、毎学年1回、検査項目(4)については、毎学年2回、検査項目(5)については、水道水を水源とする飲料水にあつては、毎学年1回、井戸水等を水源とする飲料水にあつては、毎学年2回、検査項目(6)については、毎学年2回定期的に検査を行うものとする。																												
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">検査項目</th> <th style="width:50%;">方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="387 651 622 722">水質 (1)水道水を水源とする飲料水(専用水道を除く)の水質</td> <td data-bbox="622 651 1055 722"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="387 722 622 770">ア. 一般細菌</td> <td data-bbox="622 722 1055 770" rowspan="7">水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年厚生労働省令告示第261号)により測定する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="387 770 622 818">イ. 大腸菌</td> </tr> <tr> <td data-bbox="387 818 622 866">ウ. 塩化物イオン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="387 866 622 914">エ. 有機物(全有機炭素(TOC)の量)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="387 914 622 962">オ. PH値</td> </tr> <tr> <td data-bbox="387 962 622 1010">カ. 味</td> </tr> <tr> <td data-bbox="387 1010 622 1058">キ. 臭気</td> </tr> <tr> <td data-bbox="387 1058 622 1106">ク. 色度</td> <td data-bbox="622 1058 1055 1106" rowspan="2">水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法(平成15年厚生労働省告示第318号)により測定する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="387 1106 622 1153">ケ. 濁度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="387 1153 622 1265">コ. 遊離残留塩素</td> <td data-bbox="622 1153 1055 1265"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="387 1265 1055 1481">備考 一 検査項目(1)については、貯水槽がある場合には、その系統ごとに検査を行う。</td> <td data-bbox="1055 1265 1417 1481"></td> <td data-bbox="1417 1265 1776 1481"></td> <td data-bbox="1776 1265 1823 1481"></td> <td data-bbox="1823 1265 2161 1481"></td> </tr> </tbody> </table>		検査項目	方法	水質 (1)水道水を水源とする飲料水(専用水道を除く)の水質		ア. 一般細菌	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年厚生労働省令告示第261号)により測定する。	イ. 大腸菌	ウ. 塩化物イオン	エ. 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	オ. PH値	カ. 味	キ. 臭気	ク. 色度	水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法(平成15年厚生労働省告示第318号)により測定する。	ケ. 濁度	コ. 遊離残留塩素		備考 一 検査項目(1)については、貯水槽がある場合には、その系統ごとに検査を行う。									
検査項目	方法																												
水質 (1)水道水を水源とする飲料水(専用水道を除く)の水質																													
ア. 一般細菌	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年厚生労働省令告示第261号)により測定する。																												
イ. 大腸菌																													
ウ. 塩化物イオン																													
エ. 有機物(全有機炭素(TOC)の量)																													
オ. PH値																													
カ. 味																													
キ. 臭気																													
ク. 色度	水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法(平成15年厚生労働省告示第318号)により測定する。																												
ケ. 濁度																													
コ. 遊離残留塩素																													
備考 一 検査項目(1)については、貯水槽がある場合には、その系統ごとに検査を行う。																													

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等	
	(2)専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の水質					
	ア. 専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の水質					水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法により測定する。
	イ. 遊離残留塩素					水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法により測定する。
	(3)専用水道(水道水を水源とする場合を除く。)及び専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の水質					水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法により測定する。
	ア. 一般細菌					
	イ. 大腸菌					
	ウ. 塩化物イオン					
	エ. 有機物(全有機炭素(TOC)の量)					
	オ. PH値					
	カ. 味					
	キ. 臭気					
	ク. 色度					
	ケ. 濁度					
	(4)雑用水の水質					水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法により測定する。
	ア. PH値					
	イ. 臭気					
ウ. 外観	目視によって、色、濁り、泡立ち等の程度を調べる。					
エ. 大腸菌						
オ. 遊離残留塩素	水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法により測定する。					

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等								
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="387 188 627 236" rowspan="3">施設・設備</td> <td data-bbox="627 188 1057 236">(5)飲料水に関する施設・設備</td> <td data-bbox="627 236 1057 384" rowspan="3">給水施設の外観や貯水槽内部を点検するほか、設備の図面、貯水槽清掃作業報告書等の書類について調べる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="387 236 627 304">ア. 給水源の種類</td> </tr> <tr> <td data-bbox="387 304 627 384">イ. 維持管理状況等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="387 384 627 459">ウ. 貯水槽の清潔状態</td> <td data-bbox="627 384 1057 459">(6)雑用水に関する施設・設備</td> <td data-bbox="627 384 1057 459">施設の外観や貯水槽等の内部を点検するほか、設備の図面等の書類について調べる。</td> </tr> </table>	施設・設備	(5)飲料水に関する施設・設備	給水施設の外観や貯水槽内部を点検するほか、設備の図面、貯水槽清掃作業報告書等の書類について調べる。	ア. 給水源の種類	イ. 維持管理状況等	ウ. 貯水槽の清潔状態	(6)雑用水に関する施設・設備	施設の外観や貯水槽等の内部を点検するほか、設備の図面等の書類について調べる。				
施設・設備	(5)飲料水に関する施設・設備		給水施設の外観や貯水槽内部を点検するほか、設備の図面、貯水槽清掃作業報告書等の書類について調べる。										
	ア. 給水源の種類												
	イ. 維持管理状況等												
ウ. 貯水槽の清潔状態	(6)雑用水に関する施設・設備	施設の外観や貯水槽等の内部を点検するほか、設備の図面等の書類について調べる。											
	<p>第3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理に係る学校環境衛生基準</p> <p>1 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理に係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。</p>												
	検査項目	基準											
学校の清潔	(1)大掃除の実施	大掃除は、定期に行われていること。											
	(2)雨水の排水溝等	屋上等の雨水排水溝に、泥や砂等が堆積していないこと。また、雨水排水管の末端は、砂や泥等により管径が縮小していないこと。											
	(3)排水の施設・設備	汚水槽、雑排水槽等の施設・設備は、故障等がなく適切に機能していること。											
ネズミ、衛生害虫等	(4)ネズミ、衛生害虫等	校舎、校地内にネズミ、衛生害虫等の生息が認められないこと。											
	(5)黒板面の色彩	(ア)無彩色の黒板面の色彩は、明度が3を超えないこと。 (イ)有彩色の黒板面の色彩は、明度及び彩度が4を超えないこと。											
	<p>2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目(1)については、毎学年3回、検査項目(2)～(5)については、毎学年1回定期的に検査を行うものとする。</p>												

項目(主眼事項)	基本的考え方		観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
学校の清潔	検査項目	方法				
	(1)大掃除の実施	清掃方法及び結果を記録等により調べる。				
	(2)雨水の排水溝等	雨水の排水溝等からの排水状況を調べる。				
	(3)排水の施設・設備	汚水槽、雑排水槽等の施設・設備からの排水状況を調べる。				
	(4)ネズミ、衛生害虫等	ネズミ、衛生害虫等の生態に応じて、その生息、活動の有無及びその程度等を調べる。				
教室等の備品の管理	(5)黒板面の色彩	明度、彩度の検査は黒板検査用色紙票を用いて行う。				
<p>第4 水泳プールに係る学校環境衛生基準 1 水泳プールに係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。</p>						
水質	検査項目	基準				
	(1)遊離残留塩素	0.4mg/L以上であること。また、1.0mg/L以下であることが望ましい。				
	(2)PH値	5.8以上8.6以下であること。				
	(3)大腸菌	検出されないこと。				
	(4)一般細菌	1mL中200コロニー以下であること。				
	(5)有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	12mg/L以下であること。				
	(6)濁度	2度以下であること。				
	(7)総トリハロメタン	0.2mg/L以下であることが望ましい。				
	(8)循環ろ過装置の処理水	循環ろ過装置の出口における濁度は、0.5度以下であること。また、0.1度以下であることが望ましい。				

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等	
施設・設備の衛生状態	(9)プール本体の衛生状況等	(ア)プール水は、定期的に全換水するとともに、清掃が行われていること。 (イ)水位調整槽又は還水槽を設ける場合は、点検及び清掃を定期的に行うこと。				
	(10)浄化設備及びその管理状況	(ア)循環浄化式の場合は、ろ材の種類、ろ過装置の容量及びその運転時間が、プール容積及び利用者数に比して十分であり、その管理が確実に行われていること。 (イ)オゾン処理設備又は紫外線処理設備を設ける場合は、その管理が確実に行われていること。				
	(11)消毒設備及びその管理状況	(ア)塩素剤の種類は、次亜塩素酸ナトリウム液、次亜塩素酸カルシウム又は塩素化イソシアヌル酸のいずれかであること。 (イ)塩素剤の注入が連続注入式である場合は、その管理が確実に行われていること。				
	(12)屋内プール					
	ア.空気中の二酸化炭素	1500ppm以下が望ましい。				
	イ.空気中の塩素ガス	0.5ppm以下が望ましい。				
	ウ.水平面照度	200lx以上が望ましい。				
	備考 一 検査項目(9)については、浄化設備がない場合には、汚染を防止するため、1週間に1回以上換水し、換水時に清掃が行われていること。この場合、腰洗い槽を設置することが望ましい。 また、プール水等を排水する際には、事前に残留塩素を低濃度にし、その確認を行う等、適切な処理が行われていること。					
	2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目(1)～(6)については、使用日の積算が30日以内ごとに1回、検査項目(7)については、使用期間中の適切な時期に1回以上、検査項目(8)～(12)については、毎学年1回定期的に検査を行うものとする。					
	水質	検査項目	方法			
(1)遊離残留塩素		水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法により測定する。				
(2)PH値		水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法により測定する。				
(3)大腸菌						
(4)一般細菌						
(5)有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)		過マンガン酸カリウム消費量として、滴定法による。				
(6)濁度		水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法により測定する。				
(7)総トリハロメタン						

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等										
	(8)循環ろ過装置の処理水 備考 ー 検査項目(7)については、プール水を1週間に1回以上全換水する場合は、検査を省略することができる。														
	施設等 (9)プール本体の衛生状況 プール本体の構造を点検するほか、水位調整槽又は還水槽の管理状況を調べる。														
	(10)浄化設備及びその管理状況 プールの循環ろ過器等の浄化設備及びその管理状況を調べる。														
	(11)消毒設備及びその管理状況 消毒設備及びその管理状況について調べる。														
	(12)屋内プール														
	ア.空気中の二酸化炭素 検知管法により測定する。														
	イ.空気中の塩素ガス 検知管法により測定する。														
	ウ.水平面照度 日本産業規格C1609-1に規定する照度計の規格に適合する照度計を用いて測定する。														
	第5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準 1 学校環境衛生の維持を図るため、第1から第4に掲げる検査項目の定期的な環境衛生検査等のほか、次表の左欄に掲げる検査項目について、同表の右欄の基準のとおり、毎授業日に点検を行うものとする。														
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">検査項目</th> <th style="width:50%;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="387 821 627 922">(1)換気</td> <td data-bbox="627 821 1057 922">(ア)外部から教室に入ったとき、不快な刺激や臭気がないこと。 (イ)換気が適切に行われていること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="387 922 627 970">(2)温度</td> <td data-bbox="627 922 1057 970">18℃以上、28℃以下であることが望ましい。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="387 970 627 1145">(3)明るさとまぶしさ</td> <td data-bbox="627 970 1057 1145">(ア)黒板面や机上等の文字、図形等がよく見える明るさがあること。 (イ)黒板面、机上面及びその周辺に見え方を邪魔するまぶしさがなく、 (ウ)黒板面に光るような個所がないこと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="387 1145 627 1477">(4)騒音</td> <td data-bbox="627 1145 1057 1477">学習指導のための教師の声等が聞き取りにくいことがないこと。</td> </tr> </tbody> </table>					検査項目	基準	(1)換気	(ア)外部から教室に入ったとき、不快な刺激や臭気がないこと。 (イ)換気が適切に行われていること。	(2)温度	18℃以上、28℃以下であることが望ましい。	(3)明るさとまぶしさ	(ア)黒板面や机上等の文字、図形等がよく見える明るさがあること。 (イ)黒板面、机上面及びその周辺に見え方を邪魔するまぶしさがなく、 (ウ)黒板面に光るような個所がないこと。	(4)騒音	学習指導のための教師の声等が聞き取りにくいことがないこと。
	検査項目					基準									
	(1)換気					(ア)外部から教室に入ったとき、不快な刺激や臭気がないこと。 (イ)換気が適切に行われていること。									
	(2)温度					18℃以上、28℃以下であることが望ましい。									
	(3)明るさとまぶしさ					(ア)黒板面や机上等の文字、図形等がよく見える明るさがあること。 (イ)黒板面、机上面及びその周辺に見え方を邪魔するまぶしさがなく、 (ウ)黒板面に光るような個所がないこと。									
(4)騒音	学習指導のための教師の声等が聞き取りにくいことがないこと。														
(1)換気	(ア)外部から教室に入ったとき、不快な刺激や臭気がないこと。 (イ)換気が適切に行われていること。														
(2)温度	18℃以上、28℃以下であることが望ましい。														
(3)明るさとまぶしさ	(ア)黒板面や机上等の文字、図形等がよく見える明るさがあること。 (イ)黒板面、机上面及びその周辺に見え方を邪魔するまぶしさがなく、 (ウ)黒板面に光るような個所がないこと。														
(4)騒音	学習指導のための教師の声等が聞き取りにくいことがないこと。														

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
飲料水等の水質及び施設・設備	(5)飲料水の水質	(ア)給水栓水については、遊離残留塩素が0.1mg/L以上保持されていること。ただし、水源が病原生物によって著しく汚染されるおそれのある場合には、遊離残留塩素が0.2mg/L以上保持されていること。 (イ)給水栓水については、外観、臭気、味等に異常がないこと。 (ウ)冷水器等飲料水を貯留する給水器具から供給されている水についても、給水栓水と同様に管理されていること。			
	(6)雑用水の水質	(ア)給水栓水については、遊離残留塩素が0.1mg/L以上保持されていること。ただし、水源が病原生物によって著しく汚染されるおそれのある場合には、遊離残留塩素が0.2mg/L以上保持されていること。 (イ)給水栓水については、外観、臭気、味等に異常がないこと。			
	(7)飲料水等の施設・設備	(ア)水飲み、洗口、手洗い場及び足洗い場並びにその周辺は、排水の状況がよく、清潔であり、その設備は破損や故障がないこと。 (イ)配管、給水栓、給水ポンプ、貯水槽及び浄化設備等の給水施設・設備並びにその周辺は、清潔であること。			
学校の及びネズミ、衛生害虫等	(8)学校の清潔	(ア)教室、廊下等の施設及び机、いす、黒板等教室の備品等は清潔であり、破損がないこと。 (イ)運動場、砂場等は、清潔であり、ごみや動物の排泄物等がないこと。 (ウ)便所の施設・設備は清潔であり、破損や故障がないこと。 (エ)排水溝及びその周辺は、泥や砂が堆積しておらず、悪臭がないこと。 (オ)飼育動物の施設・設備は、清潔であり、破損がないこと。 (カ)ごみ集積場及びごみ容器等並びにその周辺は、清潔であること。			
	(9)ネズミ、衛生害虫等	校舎、校地内にネズミ、衛生害虫等の生息が見られないこと。			
水泳プールの管理	(10)プール水等	(ア)水中に危険物や異常なものがないこと。 (イ)遊離残留塩素は、プールの使用前及び使用中1時間ごとに1回以上測定し、その濃度は、どの部分でも0.4mg/L以上保持されていること。また、遊離残留塩素は1.0mg/L以下が望ましい。 (ウ)PH値は、プールの使用前に1回測定し、PH値が基準値程度に保たれていることを確認すること。 (エ)透明度に常に留意し、プール水は、水中で3m離れた位置からプールの壁面が明確に見える程度に保たれていること。			
	(11)附属施設・設備等	プールの附属施設・設備、浄化設備及び消毒設備等は、清潔であり、破損や故障がないこと。			

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
(4)施設・設備の安全	<p>2 点検は、官能法によるもののほか、第1から第4に掲げる検査方法に準じた方法で行うものとする。</p> <p>第6 雑則 1 学校においては、次のような場合、必要があるときは、臨時に必要な検査を行うものとする。 (1)感染症又は食中毒の発生のおそれがあり、また、発生したとき。 (2)風水害等により環境が不潔になり又は汚染され、感染症の発生のおそれがあるとき。 (3)新築、改築、改修等及び机、いす、コンピュータ等新たな学校用品備品の搬入等により揮発性有機化合物の発生のおそれがあるとき。 (4)その他必要なとき。 2 臨時に行う検査は、定期に行う検査に準じた方法で行うものとする。 3 定期及び臨時に行う検査の結果に関する記録は、検査の日から5年間保存するものとする。また、毎授業日に行う点検の結果は記録するよう努めるとともに、その記録を点検日から3年間保存するよう努めるものとする。 4 検査に必要な施設・設備等の図面等の書類は、必要に応じて閲覧できるように保存するものとする。</p>				
	<p>6 学校においては、学保法施行規則第1条の環境衛生検査のほか、日常的な点検を行い、環境衛生の維持又は改善を図らなければならない。</p>	<p>1 日常的な点検を行い環境衛生の維持又は改善を図っているか。</p>	<p>(1)日常的な点検を行い環境衛生の維持又は改善を図っていない。</p>	C	<p>(1)認定子ども園法施行規則第27条 (2)学保法施行規則第2条</p>
	<p>7 学校の設置者は、その設置する学校の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児(以下「園児」という。)及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>1 施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めているか。</p>	<p>(1)施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めていない。</p>	C	<p>(1)認定子ども園法第27条 (2)学保法第4条、26条 (3)認定子ども園法施行令第5条</p>
	<p>8 学校の設置者は、園児の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等(以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。)により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合(同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。)において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>				
	<p>9 学校においては、園児及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、園児に対する指導その他保健に関する事項について計画を作成し、これを実施しなければならない。</p>	<p>1 学校保健計画を作成しているか。</p>	<p>(1)学校保健計画を作成していない。</p>	C	<p>(1)認定子ども園法第27条 (2)学保法第5条 (3)認定子ども園法施行令第5条</p>
	<p>1 学校保健法第二十七条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期一回以上、園児が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。</p> <p>2 学校においては、必要があるときは、臨時に安全点検を行うものとする。</p> <p>3 学校においては、学保法施行規則第28条の安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。</p>	<p>1 毎学期一回以上、園児が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に安全点検を行っているか。</p> <p>1 必要があるときに、臨時に安全点検を行っているか。</p> <p>1 設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図っているか。</p>	<p>(1)毎学期一回以上、園児が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に安全点検を行っていない。</p> <p>(1)必要があるときに、臨時に安全点検を行っていない。</p> <p>(1)設備等について日常的な点検を行い、環境の安全を図っていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>(1)認定子ども園法施行規則第27条 (2)学保法施行規則第28条第1項</p> <p>(1)認定子ども園法施行規則第27条 (2)学保法施行規則第28条第2項</p> <p>(1)認定子ども園法施行規則第27条 (2)学保法施行規則第29条</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
	<p>4 学校においては、園児の通学、校外における学習のための移動その他の園児の移動のために自動車を使用するときは、園児の乗車及び降車の際に、点呼その他の園児の所在を確実に把握することができる方法により、園児の所在を確認しなければならない。</p> <p>5 幼稚園及び特別支援学校においては、通学を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に園児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を使用するときは、当該自動車にブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(園児の自動車からの降車の際に限る。)を行わなければならない。</p>	<p>1 園児の移動のために自動車を使用するときは、園児の乗車及び降車の際に、点呼等により、園児の所在を確認しているか。</p> <p>1 園児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザー等の装置(国が示す安全装置リストに掲載されているもの)を備え、園児の所在の確認を行っているか。</p>	<p>(1)園児の移動のために自動車を使用するときは、園児の乗車及び降車の際に、点呼等により、園児の所在を確認していない。</p> <p>(1)園児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザー等の装置(国が示す安全装置リストに掲載されているもの)を備え、園児の所在の確認を行っていない。</p>	A	(1)認定こども園法施行規則第27条 (2)学保法施行規則第29条の2第1項
(5)飲料水等の衛生管理	<p>1 簡易専用水道(水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業のように供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準(水槽の有効容量の合計が10立方メートル)以下のものを除く。)の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。</p> <p>法第34条の2第1項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。 ・水槽の掃除を毎年1回以上定期に行うこと。 Etc</p> <p>2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。</p> <p>法第三十四条の二第二項の規定による検査は、毎年一回以上定期に行うものとする。</p>	<p>1 有効容量10m³を超える貯水槽を使用している場合には、当該貯水槽等の管理について、検査を毎年1回以上受けているか。</p> <p>1 有効容量10立方メートルを超える貯水槽を使用している場合には、当該貯水槽の管理について、検査を1年以内ごとに1回うけているか。</p>	<p>(1)有効容量10m³を超える貯水槽を使用している場合には、当該貯水槽等の管理について、検査を毎年1回以上受けていない。</p> <p>(1)有効容量10立方メートルを超える貯水槽を使用している場合には、当該貯水槽の管理について、検査を1年以内ごとに1回受けていない。</p>	A	(1)水道法第34条の2第1項 (2)水道法施行規則第55条
(6)施設の害虫駆除等	<p>1 ねずみ、昆虫等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにねずみ、昆虫等による被害の状況について、6月以内ごとに1回、定期に、統一的に調査を実施し、当該調査の結果に基づき、ねずみ、昆虫等の発生を防止するため必要な措置を講ずること。</p>	<p>1 ねずみ、昆虫等の生息調査を6月以内ごとに1回実施し、当該調査結果に基づき必要な措置を講じているか。</p>	<p>(1)ねずみ、昆虫等の生息調査を6月以内ごとに1回実施し、当該調査結果に基づき必要な措置を講じていない。</p>	B	(1)安衛則第619条第2号
(7)施設内の受動喫煙の防止	<p>1 認定こども園の管理権原者は、当該認定こども園の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならない。</p> <p>認定こども園の管理権原者は、当該認定こども園の喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対し、喫煙の中止又は当該喫煙禁止場所からの退出を求めよう努めなければならない。</p> <p>上記のほか、認定こども園の管理権原者は、当該認定こども園における受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めなければならない。</p>	<p>1 管理する施設について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講じているか。</p>	<p>(1)管理する施設について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講じていない。</p>	B	(1)健康増進法第30条第1項、2項、4項
8 園具及び教具	<p>1 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上並びに保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。</p> <p>2 前項の園具及び教具は、常に改善し、及び補充しなければならない。</p>	<p>1 園具及び教具を適正に備えているか。</p> <p>1 園具及び教具を常に改善し、補充しているか。</p>	<p>(1)園具及び教具を適正に備えていない。</p> <p>(1)園具及び教具を常に改善し、補充していない。</p>	B	(1)認定こども園条例第9条第1項
				C	(1)認定こども園条例第9条第2項

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
<p>9 非常災害対策</p> <p>(1)防火管理者</p> <p>(2)消防計画</p> <p>(3)避難・消火訓練等</p> <p>(4)消防用設備</p>	<p>1 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店(これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。)、複合用途防火対象物で政令で定める2以上の用とに供されるものをいう。以下同じ。)その他多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱に関する監督、被案又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理をその他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。</p> <p>その権限を有する者は、同項の規定により防火管理者を定めたときは、遅滞なくその所轄消防等長又は消防署長に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。</p> <p>1 防火管理者は、令第13条の2第1項の規定により、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、次の各号に掲げる事項について、当該防火対象物の管理について権原を有する者の指示を受けて防火管理に係る消防計画を作成し、別記様式第1号の2の届出書によりその旨を所轄消防庁(消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。)又は消防所長に届け出なければならない。部下管理に係る消防計画を変更するときも、同様とする。</p> <p>2 児童福祉施設においては、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</p> <p>1 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店(これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。)、複合用途防火対象物(防火対象物で政令で定める二以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。)その他多数の者が出入り、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。【再掲】</p> <p>2 令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項イ、(9)項イ、(16)項イ又は(16)の2)項に掲げる防火対象物の防火管理者は、令第3条の2第2項の消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施しなければならない。</p> <p>3 消防訓練を実施する場合は消防訓練実施計画報告書(第18号様式)により、その実施結果については消防訓練実施結果報告書(第19号様式)により、報告するよう指導するものとする。</p> <p>1 児童福祉施設においては、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。【再掲】</p>	<p>1 防火管理者を専任しているか。</p> <p>2 防火管理者の専任を消防署に届け出ているか。</p> <p>1 消防計画の作成しているか。</p> <p>2 消防計画の作成、変更があった場合に、消防署に届け出ているか。</p> <p>1 地震、風水害その他の非常災害に対する計画が作成されているか。</p> <p>1 消火、通報及び避難訓練を行っているか。</p> <p>1 避難及び消火訓練を年2回以上行っているか。</p> <p>1 避難及び消火訓練を実施する場合に、消防機関に少なくとも年1回は報告しているか。</p> <p>1 消火器等の消火用具が設置されているか。</p> <p>2 非常口その他非常災害に必要な設備が設けられているか。</p>	<p>(1)防火管理者を専任していない。</p> <p>(1)防火管理者の専任を消防署に届け出ているか。</p> <p>(1)消防計画の作成していない。</p> <p>(1)消防計画の作成、変更があったものの、消防署に届け出ているか。</p> <p>(1)地震、風水害その他の非常災害に対する計画が作成されていない。</p> <p>1 消火、通報及び避難訓練を行っていない。</p> <p>(1)避難及び消火訓練を年2回以上行っていない。</p> <p>(1)避難及び消火訓練を実施する場合に、消防機関に1回も報告していない。</p> <p>(1)消火器等の消火用具が設置されていない。</p> <p>(2)消火器等の消火用具が設置されていても使用できる状態にない。</p> <p>(1)非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていない。</p> <p>(2)非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていても使用できる状態にない。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>B</p>	<p>(1)消防法第8条第1項</p> <p>(1)消防法第8条第2項</p> <p>(1)消防法施行規則第3条第1項</p> <p>(1)消防法施行規則第3条第1項</p> <p>(1)認可基準条例第21条第1項</p> <p>(1)消防法第8条第1項</p> <p>(1)消防法施行規則第3条第10項、第11項</p> <p>(1)川崎市防火管理等に関する規程第26条</p> <p>(1)認可基準条例第21条第1項</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
(5)避難確保計画	<p>2 第十七条第一項の防火対象物(政令で定めるものを除く。)の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等(第八条の二の二第一項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能)について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。</p> <p>1 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。</p> <p>前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。</p> <p>2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>3 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市長に報告しなければならない。</p> <p>第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における同項の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市長に報告しなければならない。</p>	<p>1 消防用設備について、定期に、点検(自主点検を含む)及び消防署への報告を行っているか。</p> <p>1 市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた施設の所有者又は管理者が、避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しているか。</p> <p>1 避難確保計画を作成したときに、遅滞なく、これを市に報告しているか。これを変更したときも、報告しているか。</p> <p>1 避難確保計画に定めるところにより、避難の確保のための訓練を行っているか。</p> <p>2 避難確保計画に定めるところにより、避難の確保のための訓練の結果を市に報告しているか。</p>	<p>(1)消防用設備について、定期に、点検(自主点検を含む)及び消防署への報告を行っていない。</p> <p>1 市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた施設の所有者又は管理者が、避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成していない。</p> <p>1 避難確保計画を作成したときに、遅滞なく、これを市に報告していない。これを変更したときも、報告してない。</p> <p>1 避難確保計画に定めるところにより、避難の確保のための訓練を行っていない。</p> <p>2 避難確保計画に定めるところにより、避難の確保のための訓練の結果を市に報告していない。</p>	<p>B</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>(1)消防法第17条の3の3</p> <p>(1)水防法第15条の3第1項 (2)土砂災害防止法8条の2第1項</p> <p>(1)水防法第15条の3第2項 (2)土砂災害防止法8条の2第2項</p> <p>(1)水防法第15条の3第5項 (2)土砂災害防止法8条の2第5項</p>
(6)防災備蓄	<p>1 災害発生に備えて、平常時から食料等を備蓄するとともに、災害時の連絡・協力体制を事前に確認するなど体制を構築しておくよう努めること。</p>	<p>1 防災用の水・食料等を備蓄しているか。</p>	<p>(1)防災用の水・食料等を備蓄していない。</p>	<p>C</p>	<p>(1)雇児発0331第1号1(1)</p>
(7)業務継続計画	<p>1 児童福祉施設の設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)を継続的に実施するため並びに非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設の設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 児童福祉施設の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</p>	<p>1 業務継続計画を作成しているか。</p> <p>1 職員に対し、業務継続計画について周知しているか。</p> <p>2 職員に対し、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</p> <p>1 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>(1)業務継続計画を作成していない。</p> <p>(1)職員に対し、業務継続計画について周知していない。</p> <p>(2)職員に対し、必要な研修及び訓練を定期的実施していない。</p> <p>(1)定期的に業務継続計画の見直しを行っていない。</p> <p>(2)必要に応じて業務継続計画の変更を行っていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>	<p>(1)認定こども園条例第14条 (2)認可基準条例第12条第1項</p> <p>(1)認定こども園条例第14条 (2)認可基準条例第12条第2項</p> <p>(1)認定こども園条例第14条 (2)認可基準条例第12条第3項</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
<p>10 事故防止 (1)事故の記録及び対応</p>	<p>1 認定こども園の設置者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。 (1)事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 (2)事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。 (3)事故発生の防止のための委員会を開催するとともに、職員に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>2 認定こども園の設置者は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>【運営基準条例第32条第2項の定義】 運営基準条例第32条第2項の規定に基づく市への連絡及び報告は、医療機関へ受診となった場合等、特に市に連絡及び報告を要すると判断されるものについて行うものとする。</p> <p>3 認定こども園の設置者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。</p> <p>4 認定こども園の設置者は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	<p>1 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された「事故発生の防止のための指針」が整備されているか。</p> <p>2 事故が発生した場合又はそれに至る危険性が生じた場合に、当該「事実が報告」され、その「分析」を通じた改善策を職員に周知徹底する体制が整備されているか。</p> <p>3 事故発生の防止のための「委員会」を開催するとともに、職員に対する「研修」を定期的に行っているか。</p> <p>1 事故が発生した場合に、速やかに、その者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置が講じられているか。</p> <p>2 医療機関へ受診となった事案等、市への連絡・報告が適正に行われているか。</p> <p>1 事故の状況及び事故に際して採った処置が記録されているか。</p> <p>1 教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生する場合に備え、災害共済又は損害賠償責任保険に加入しているか。</p> <p>2 教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに損害賠償がおこなわれているか。</p>	<p>(1)事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された「事故発生の防止のための指針」が整備されていない。</p> <p>(1)事故が発生した場合又はそれに至る危険性が生じた場合に、当該「事実が報告され」、その「分析」を通じた改善策を職員に周知徹底する体制が整備されているか。</p> <p>(1)事故発生の防止のための「委員会」を開催するとともに、職員に対する「研修」を定期的に行っていない。</p> <p>(1)事故が発生した場合に、速やかに、その者の家族等に連絡がおこなわれていない。</p> <p>(2)事故が発生した場合に、速やかに、必要な措置が講じられていない。</p> <p>(1)医療機関へ受診となった事案等、市への連絡・報告が適正に行われていない。</p> <p>(1)事故の状況及び事故に際して採った処置が記録されていない。</p> <p>(1)教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生する場合に備え、災害共済又は損害賠償責任保険に加入していない。</p> <p>(1)教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに損害賠償が行われているか。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>(1)運営基準条例第32条第1項</p> <p>(1)運営基準条例第32条第1項</p> <p>(1)運営基準条例第32条第1項</p> <p>(1)運営基準条例第32条第2項</p> <p>(1)運営基準条例第32条第2項</p> <p>(1)市取扱要綱第14条</p> <p>(1)運営基準条例第32条第3項 (2)市取扱要綱第14条</p> <p>(1)運営基準条例第32条第4項</p> <p>(1)運営基準条例第32条第4項</p> <p>(1)認定こども園法第27条 (2)学保法第27条 (3)認定こども園法施行令第5条 (4)市取扱要綱第15条</p> <p>(1)認定こども園法第27条 (2)学保法第27条 (3)認定こども園法施行令第5条 (4)市取扱要綱第15条</p>
<p>(2)学校安全計画</p>	<p>1 学校においては、園児の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。</p>	<p>1 学校安全計画を作成しているか。</p>	<p>(1)学校安全計画を作成していない。</p> <p>(2)学校安全計画を実施していない。</p>	<p>A</p> <p>A</p>	<p>(1)認定こども園法第27条 (2)学保法第27条 (3)認定こども園法施行令第5条 (4)市取扱要綱第15条</p> <p>(1)認定こども園法第27条 (2)学保法第27条 (3)認定こども園法施行令第5条 (4)市取扱要綱第15条</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
(3)危険等発生時対処要領 11 防犯対策	<p>1 学校においては、園児の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領(次項において「危険等発生時対処要領」という。)を作成するものとする。</p> <p>2 園長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>1 認定こども園にあっては、学保法第26条から第30条までの規定によるもののほか、施設設備面における安全確保や不審者情報がある場合の連絡体制等、必要な防犯上の対策を講じるものとする。</p> <p>2 学校の設置者は、園児の安全の確保をはかるため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>3 学校においては、事故等により園児に危害が生じた場合にいて、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第10条の規定を準用する。</p> <p>【第10条の規定】 学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。</p> <p>4 学校においては、園児の安全の確保を図るため、園児の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を所管する警察署、その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。</p>	<p>1 危険等発生時対処要領を作成しているか。</p> <p>1 周知、訓練等の措置を講じているか。</p> <p>1 当該認定こども園の設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>1 子ども、その他の関係者の心身の健康の回復に必要な支援を行っているか。</p> <p>1 警察署、関係機関、その他団体、地域住民との連携を図るよう努めているか。</p>	<p>(1)危険等発生時対処要領を作成していない。</p> <p>(1)周知、訓練等の措置を講じていない。</p> <p>(1)当該認定こども園の設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めていない。</p> <p>(1)子ども、その他の関係者の心身の健康の回復に必要な支援を行っていない。</p> <p>(1)警察署、関係機関、その他団体、地域住民との連携を図るよう努めていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>A</p>	<p>(1)認定こども園法第27条 (2)学保法第29条 (3)認定こども園法施行令第5条 (4)市取扱要綱第15条</p> <p>(1)認定こども園法第27条 (2)学保法第29条 (3)認定こども園法施行令第5条 (4)市取扱要綱第15条</p> <p>(1)市取扱要綱第15条 (2)学保法第26条 (3)認定こども園施行令第5条</p> <p>(1)市取扱要綱第15条 (2)学保法第10条、第29条第3項 (3)認定こども園施行令第5条</p> <p>(1)認定こども園法第27条 (2)認定こども園法施行令第5条 (3)学保法第30条 (4)市取扱要綱第15条</p> <p>(1)認定こども園条例第14条第1項 (2)認可基準条例第11条 (1)運営基準条例第25条</p>
12 虐待等の禁止と防止	<p>1 認定こども園の職員及び管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>【児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為】 ・被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ・被措置児童等にわいせつな行為をすること又は市措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。 ・被措置児童等の心身の清浄な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。 ・被措置児童等に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p>	<p>1 職員及び管理者が子どもに対し、虐待行為をしていないか。</p>	<p>(1)職員及び管理者が子どもに対し、虐待行為をしている。</p>		

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
13 苦情対応等	<p>2 認定こども園の設置者等は、当該特定教育・保育を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>1 子どもの人権擁護、虐待防止のため、責任者を設置する等必要な体制が整備されているか。</p>	<p>(1)子どもの人権擁護、虐待防止のため、責任者を設置する等必要な体制が整備されていない。</p>	A	(1)運営基準条例第3条第4項
		<p>2 職員に対し研修の実施等の措置が講じられているか。</p>	<p>(1)職員に対し研修の実施等の措置が講じられていない。</p>	B	(1)運営基準条例第3条第4項
	<p>3 認定こども園において、入園している子どもに、虐待が疑われ、又は、認められる場合には、当該認定こども園は速やかに、市、福祉事務所、児童相談所等の関係機関に連絡又は通告するとともに、その指示に従って、必要な対応を行うものとする。</p>	<p>1 虐待が疑われ、又は、認められる時に、速やかに関係機関への連絡・通告が行われ、必要な対応が図られているか。</p>	<p>(1)虐待が疑われ、又は、認められる時に、速やかに関係機関への連絡・通告が行われ、必要な対応が図られていない。</p>	A	(1)市取扱要綱第16条
	<p>1 児童福祉施設の設置者は、その行った教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)並びに子育ての支援に関し、入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>1 保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置しているか。</p>	<p>(1)保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置していない。</p>	B	(1)認定こども園条例第14条第1項 (2)認可基準条例第20条第1項 (3)市取扱要綱第18条第1項
	<p>2 幼保連携型認定こども園にあっては、認定こども園条例第14条第1項、児童福祉条例第20条第1項及び運営基準条例第30条第1項に規定する窓口の設置その他の必要な措置として、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置するものとする(これらと同等の措置をとる場合を含む。)</p>				
	<p>3 認定こども園の設置者は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族(以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。</p>				
	<p>4 児童福祉施設の設置者は、その行った教育及び保育並びに子育ての支援について、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>	<p>1 市からの指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>(1)市からの指導又は助言に従って必要な改善を行っていない。</p>	A	(1)認定こども園条例第14条第1項 (2)認可基準条例第20条第3項、第4項
<p>5 認定こども園の設置者は、その提供した特定教育・保育に関し、子ども・子育て支援法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>					
<p>6 前2項に規定する苦情解決の体制については、施設内への掲示等により、利用者に周知するものとする。</p>	<p>1 上記苦情解決体制について、施設内への掲示等により、利用者に周知しているか。</p>	<p>(1)上記苦情解決体制について、施設内への掲示等により、利用者に周知していない。</p>	B	(1)市取扱要綱第18条第3項	
<p>7 児童福祉施設の設置者は、社会福祉法第85条第1項の規定により運営適正化委員会が行う調査に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>1 社会福祉法第85条第1項の規定により運営適正化委員会が行う調査への協力を努めているか。</p>	<p>(1)社会福祉法第85条第1項の規定により運営適正化委員会が行う調査への協力を努めていない。</p>	B	(1)認定こども園条例第14条第1項 (2)認可基準条例第20条第4項	

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
14 秘密保持等	<p>8 認定こども園の設置者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>9 認定こども園の設置者は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>1 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 認定こども園の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子どもまたはその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>3 児童福祉施設の設置者は、職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 認定こども園の設置者は、職員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>5 認定こども園の設置者は、小学校、他の特定教育・保育施設の設置者等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得なければならない。</p>	<p>1 受け付けた苦情の内容を記録している。</p> <p>1 寄せられた苦情に関して市が実施する事業への協力を努めているか。</p> <p>1 職員及び管理者が、前回監査結果通知時から今回監査結果通知時までの間に、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>2 職員及び管理者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らさぬよう、情報管理が適正に行われているか。</p> <p>1 職員及び管理者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>1 小学校その他の特定教育・保育等への情報提供に備え、あらかじめ文書により当該子どもの保護者の同意を得ているか。</p>	<p>(1)受け付けた苦情の内容を記録していない。</p> <p>(1)寄せられた苦情に関して市が実施する事業への協力を努めていない。</p> <p>(1)職員が、前回監査結果通知時から今回監査結果通知時までの間に、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてしまったことがある。</p> <p>(1)職員が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らさぬよう、情報管理が適正に行われていない。</p> <p>(1)職員及び管理者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じていない。</p> <p>(1)小学校その他の特定教育・保育等への情報提供に備え、あらかじめ文書により当該子どもの保護者の同意を得ていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p>	<p>(1)運営基準条例第30条第2項</p> <p>(1)運営基準条例第30条第3項</p> <p>(1)認定こども園条例第14条第1項 (2)認可基準条例第19条第1項、第2項 (3)運営基準条例第27条第1項</p> <p>(1)認定こども園条例第14条第1項 (2)認可基準条例第19条第1項、第2項 (3)運営基準条例第27条第1項</p> <p>(1)認定こども園条例第14条 (2)認可基準条例第19条 (3)運営基準条例第27条第1項</p> <p>(1)運営基準条例第27条第3項</p>
15 利用者等への情報提供	<p>1 認定こども園の設置者は、認定こども園を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択できるように、当該認定こども園が提供する特定教育・保育施設の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 認定こども園の設置者は、当該認定こども園について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。</p>	<p>1 認定こども園を利用しようとする子どもの保護者が、適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該認定こども園が提供する保育の内容に関する情報の提供に努めているか。</p> <p>1 当該認定こども園について広告する場合に、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	<p>(1)認定こども園を利用しようとする子どもの保護者が、適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該認定こども園が提供する教育・保育の内容に関する情報の提供が誤っている。</p> <p>(2)認定こども園を利用しようとする子どもの保護者が、適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該認定こども園が提供する教育・保育の内容に関する情報の提供に努めていない。</p> <p>(1)当該認定こども園について広告する場合に、その内容が虚偽又は誇大なものとなっている。</p>	<p>B</p> <p>C</p> <p>A</p>	<p>(1)運営基準条例第28条第1項</p> <p>(1)運営基準条例第28条第1項</p> <p>(1)運営基準条例第28条第2項</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
16 運営の状況に関する評価等	<p>3 幼保連携型認定こども園の設置者は、当該幼保連携型認定こども園に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該幼保連携型認定こども園における教育及び保育等の状況その他の当該幼保連携型認定こども園の運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。</p> <p>1 認定こども園の設置者は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>2 自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めるものとする。</p> <p>3 幼保連携型認定こども園の設置者は、主務省令で定めるところにより当該幼保連携型認定こども園における教育及び保育並びに子育て支援事業(以下「教育及び保育等」という。)の状況その他の運営の状況について評価を行い、その結果に基づき幼保連携型認定こども園の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>4 幼保連携型認定こども園の設置者は、当該幼保連携型認定こども園における教育及び保育並びに子育て支援事業(認定こども園法施行規則第25条において「教育及び保育等」という。)の状況その他の運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>5 認定こども園の設置者は、当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該認定こども園の職員を除く。))による評価又は外部の者による評価を定期的に受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>6 幼保連携型認定こども園の設置者は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該幼保連携型認定こども園の園児の保護者その他の当該幼保連携型認定こども園の関係者(当該幼保連携型認定こども園の職員を除く。))による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。</p> <p>7 幼保連携型認定こども園の設置者は、当該幼保連携型認定こども園における教育及び保育等の状況その他の運営の状況について、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表するよう努めるものとする。</p>	<p>1 当該幼保連携型認定こども園に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該幼保連携型認定こども園における教育及び保育等の状況その他の当該幼保連携型認定こども園の運営の状況に関する情報を積極的に提供しているか。</p> <p>1 認定こども園として、自らその行う業務の評価を行い、常に改善を図っているか。</p> <p>1 上記により、自ら行った結果の公表に努めているか。</p> <p>1 利用者、関係者又は外部の者による評価を定期的に受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めているか</p>	<p>(1)当該幼保連携型認定こども園に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該幼保連携型認定こども園における教育及び保育等の状況その他の当該幼保連携型認定こども園の運営の状況に関する情報を積極的に提供していない。</p> <p>(1)認定こども園として、自らその行う業務の評価を行い、常に改善を図っていない。</p> <p>(1)上記により、自ら評価を行った結果の公表に努めていない。</p> <p>(1)利用者、関係者又は外部の者による評価を定期的に受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めていない。</p>	<p>B</p> <p>A</p> <p>C</p> <p>C</p>	<p>(1)認定こども園法第24条</p> <p>(1)運営基準条例第16条第1項 (2)市取扱要綱第18条第4項 (3)認定こども園法第23条 (4)認定こども園法施行規則第23条第1項</p> <p>(1)市取扱要綱第18条第4項 (2)認定こども園法第23条 (3)認定こども園法施行規則第23条第1項</p> <p>(1)運営基準条例第16条第1項 (1)認定こども園法施行規則第24条、第25条</p> <p>(1)認定こども園法第27条 (2)学保法第10条</p>
17 地域の医療機関等との連携	<p>1 学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うにあたっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。</p>	<p>1 救急処置、健康相談又は保健指導を行うにあたり、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めているか。</p>	<p>(1)救急処置、健康相談又は保健指導を行うにあたり、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めていない。</p>	<p>C</p>	<p>(1)認定こども園法第27条 (2)学保法第10条</p>

教育・保育内容編

本指導監査基準では、関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

NO.	関係法令及び通知等		略称
1	(昭和22年3月31日法律第26号)学校教育法	法律	学教法
2	(昭和22年5月23日文部省令第11号)学校教育法施行規則	省令	学教法規則
3	(昭和31年12月13日文部省令第32号)幼稚園設置基準	省令	幼稚園設置基準
4	(昭和33年4月10日法律第56号)学校保健安全法	法律	学保法
5	(昭和33年6月10日政令第174号)学校保健安全法施行令	政令	学保法施行令
6	(昭和33年6月13日文部省令第18号)学校保健安全法施行規則	省令	学保法規則
7	(平成12年12月21日川市条例第72号)川崎市子どもの権利に関する条例	条例	川崎市子どもの権利に関する条例
8	(昭和39年8月1日児発第669号)児童福祉施設等における衛生管理の強化について	国通知	児発第669号
9	(昭和46年7月31日児発第418号)児童福祉施設における事故防止について	国通知	児発第418号
10	(平成8年7月25日社援施第117号)社会福祉施設における保存食の保存期間等について	国通知	社援施第117号
11	(平成9年1月30日児企第2号)児童福祉施設におけるインフルエンザ様疾患の感染予防等について	国通知	児企第2号
12	(平成9年3月31日社援施第65号)社会福祉施設における衛生管理について	国通知	社援施第65号
13	(平成9年6月30日児企第16号)児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について	国通知	児企第16号
14	(平成10年2月18日児発第86号)保育所における調理業務の委託について	国通知	児発第86号

15	(平成11年11月26日社援施第47号)社会福祉施設におけるレジオネラ症防止対策について	国通知	社援施第47号
16	(平成12年2月17日社援施第7号)社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて	国通知	社援施第7号
17	(平成12年5月24日法律第82号)児童虐待の防止等に関する法律	法律	児童虐待防止法
18	(令和元年6月26日法律第46号)児童虐待の防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律	法律	児童福祉法等改正法
19	(平成13年6月15日履児総発第402号)児童福祉施設等における児童の安全の確保について	国通知	履児総発第402号
20	(平成14年10月2日法律第114号)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	法律	感染症予防治
21	(平成16年1月20日履児発第0120001号)児童福祉施設等における衛生管理等について	国通知	履児発第0120001号
22	(平成16年3月29日履児保発第0329001号)保育所における食を通じた子どもの健全育成(いわゆる食育)に関する取組の推進について	国通知	履児保発第0329001号
23	(平成17年2月22日履児発第0222001号)社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について	国通知	履児発第0222001号
24	(平成17年6月17日号外法律第63号)食育基本法	法律	食育基本法
25	(平成18年6月15日号外法律第77号)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	法律	認定こども園法
26	(令和3年4月1日子保発0401第2号)第4次食育推進基本計画」に基づく保育所における食育の推進について	国通知	子保発0401第2号
27	(平成24年12月14日条例第56号)川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	条例	認可基準条例
28	(平成29年3月)第4期川崎市食育推進計画	法定計画	川崎市食育推進計画
29	(平成29年3月31日内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第1号)幼保連携型認定こども園教育・保育要領	告示	要領
30	(平成26年6月4日号外政令第203号)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令	政令	認定こども園法施行令

31	(平成26年7月2日号外内閣府、文部科学省、厚生労働省令第2号)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則	省令	認定こども園法施行規則
32	(平成26年9月5日条例第34号)川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例	条例	認定こども園条例
33	(平成26年9月5日条例第36号)川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例	条例	運営基準条例
34	(平成26年11月28日雇児発1128第2号)幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて(通知)	国通知	雇児発1128第2号
35	(平成27年1月27日雇児保発0127第1号)幼保連携型認定こども園園児指導要録について(通知)	国通知	雇児保発0127第1号
36	(平成27年3月2日26川市保第1665号)川崎市保育園健康管理マニュアル	市要綱等	健康管理マニュアル
37	(令和2年1月21日 厚生労働省告示第10号)食事による栄養摂取量の基準	告示	食事摂取基準
38	(令和2年3月31日 子発0331第1号)児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について	国通知	子発0331第1号
39	(令和2年3月31日 子母発0331第1号)児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について	国通知	子母発0331第1号
40	(令和5年6月28日5川こ運支第198号)保育園給食の手引きの改定について	市要綱等	保育園給食の手引き
41	(平成27年4月1日27川市保第306号)川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱	市要綱等	市取扱要綱
42	(平成27年12月7日雇児発1207第1号)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について	国通知	国指導監査通知
43	(令和元年6月27日)幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取り扱いの変更について	国通知	子保発0627第1号
44	(令和元年6月21日)保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項	国通知	園外活動時における安全管理に関する留意事項
45	(平成28年3月内閣府)「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」	国通知	教育・保育施設等における事故防止等ガイドライン

46	(令和3年1月20日消費者庁)食品による窒息・誤嚥に注意！－気管支炎や肺炎をおこすおそれも、硬い豆やナッツ類等は5歳以下に食べさせないで－	国通知	食品による窒息・誤嚥に注意！
47	(令和元年8月1日31川こ保第659号)幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取扱いの留意事項について	市通知	31川こ保第659号通知
48	(令和3年8月25日厚生労働省)保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の徹底について	国通知	安全管理の徹底
49	(令和4年12月27日厚生労働省)保育所等における虐待等に関する対応について	国通知	虐待等に関する対応について
50	(令和5年5月12日こども家庭庁)保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン	国通知	虐待等の防止、対応等ガイドライン

<教育・保育内容編>

1 児童処遇の原則	P 1
(1)児童福祉施設の一般原則	P 1
(2)園児に対する平等取扱いの原則	P 1
(3)虐待等の禁止	P 1
2 教育及び保育の状況	P 1
(1)教育及び保育の目標	P 1
(2)教育及び保育の内容	P 1
(3)心身の状況等の把握	P 1
(4)全体的な計画	P 1
(5)指導計画(一般的な配慮事項)	P 2
(6)指導計画(特に配慮すべき事項)	P 3
(7)子育ての支援	P 5
(8)地域における子育て家庭の保護者等に対する支援	P 5
(9)体罰等によらない子育てに向けた支援	P 6
(10)児童処遇に関する文書等	P 6
(11)保護者からの費用徴収	P 6
3 食事の提供状況	P 7
(1)給食の提供	P 7
(2)食育の基本	P 8
(3)栄養管理	P 8
(4)衛生管理	P 10
(5)外部搬入における設備の基準の特例	P 12
(6)調理業務委託	P 12
4 園児の健康及び安全	P 13
(1)園児の健康	P 13
(2)事故防止及び安全対策	P 18
(3)職員事前周知、研修	P 20
(4)園外保育時の安全確保	P 20
(5)子どもの人数確認の徹底	P 20

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
1 児童処遇の原則 (1)児童福祉施設の一般原則	1 児童福祉施設の設置者は、認定こども園法第14条第6項に規定する園児(以下「園児」という。)の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。	1 園児の人格を尊重して運営を行っているか。 2 園児の人格を尊重した保育を行うための組織的な取組があるか。	(1)園児の人格を尊重して運営を行っていない。 (1)園児の人格を尊重した保育を行うための組織的な取組がない。 (2)子どもの人格を尊重した保育を行うための組織的な取組が不十分である。	A A B	(1)認可基準条例第6条第1項準用 (2)虐待等に関する対応について (3)虐待等の防止、対応等ガイドライン2(1) (1)認可基準条例第6条第1項準用
(2)園児に対する平等取扱いの原則	1 児童福祉施設の設置者は、園児の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	1 園児に対し差別的取扱いを行っていないか。	(1)園児に対し差別的取扱いを行っている。	A	(1)認可基準条例第10条準用 (2)虐待等の防止、対応等ガイドライン2(1)
(3)虐待等の禁止	1 児童福祉施設の職員は、園児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 2 児童福祉施設の長は監護、教育及び懲戒に関し必要な措置を取ることができる児童に対し、体罰を加えることはできない。	1 園児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。 1 入所園児に対し、体罰及び児童の体に何らかの苦痛、又は不快感をもたらす行為(罰)を加えていないか。	(1)園児の心身に有害な影響を与える行為をしている。 (1)入所園児に対し、体罰及び児童の体に何らかの苦痛、又は不快感をもたらす行為(罰)を加えている。	A A	(1)認可基準条例第11条準用 (2)児童虐待防止法第3条 (3)虐待等の防止、対応等ガイドライン1(2) (1)児童福祉法等改正法第1条 (2)虐待等の防止、対応等ガイドライン1(2)
2 教育及び保育の状況 (1)教育及び保育の目標	1 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。 2 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。 3 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。 4 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。 5 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。 6 快適な生活環境の実現及び子どもと保育教諭その他の職員との信頼関係の構築を通じて、心身の健康の確保及び増進を図ること。	1 基本的習慣を養い、調和的な発達を図れているか。 1 集団生活を通じて人への信頼感や自主、自立の精神の芽生えを養っているか。 1 身近な事象に対する興味や、思考力の芽生えを養っているか。 1 会話や絵本等に親しみ、言葉の使い方や相手の話を理解しようとする態度を養っているか。 1 音楽、表現、造形等を通じて豊かな完成と表現力の芽生えを養っているか。 1 職員との信頼関係を通じて心身の健康の確保及び増進を図っているか。	(1)基本的習慣を養い、調和的な発達を図れていない。 (1)集団生活を通じて人への信頼感や自主、自立の精神の芽生えを養えていない。 (1)身近な事象に対する興味や、思考力の芽生えを養えていない。 (1)会話や絵本等に親しみ、言葉の使い方や相手の話を理解しようとする態度を養えていない。 (1)音楽、表現、造形等を通じて豊かな完成と表現力の芽生えを養えていない。 (1)職員との信頼関係を通じて心身の健康の確保及び増進を図っていない。	A A A A A A	(1)認定こども園法第9条 (1)認定こども園法第9条 (1)認定こども園法第9条 (1)認定こども園法第9条 (1)認定こども園法第9条 (1)認定こども園法第9条
(2)教育及び保育の内容	1 特定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を定め、これを遵守しなければならない。	1 教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を定め、これを遵守しているか。	(1)教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を定めていない、またはこれを遵守していない。	A	(1)認定こども園法第10条 (2)運営基準条例第15条(1)
(3)心身の状況等の把握	1 特定教育・保育施設の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育及び特定地域型保育の利用状況等の把握に努めなければならない。	1 園児の心身の状況等を適切に把握しているか。	(1)園児の心身の状況等を適切に把握していない。	A	(1)運営基準条例第10条
(4)全体的な計画 ア 全体的な計画の作成	1 各幼保連携型認定こども園においては、教育基本法(平成18年法律第120号)、児童福祉法及び認定こども園法その他の法令並びにこの幼保連携型認定こども園教育・保育要領の示すところに従い、教育及び保育を一体的に提供するため、創意工夫を生かし、園児の心身の発達と幼保連携型認定こども園、家庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成するものとする。	1 全体的な計画が作成されているか。	(1)全体的な計画が作成されていない。	A	(1)要領第1章第2

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
イ 全体的な計画の作成の意義等	1 幼保連携型認定こども園における生活の全体を通して教育・保育要領第2章の第1に示すねらいが総合的に達成されるよう、教育課程に係る教育期間や園児の生活経験や発達の過程などを考慮して具体的なねらいと内容を組織しなければならない。この場合においては、入園から修了に至るまでの長期的な視野を持って充実した生活が展開できるように配慮すること。	1 全体的な計画のねらいが総合的に達成されるように具体的なねらいと内容を組織しているか。	(1)全体的な計画のねらいが総合的に達成されるように具体的なねらいと内容を組織していない。	B	(1)要領第1章第2-1
ウ ねらい及び内容の考え方と領域の編成	1 計画のねらいは、幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育みたい資質・能力を園児の生活する姿から捉えたものであり、内容は、ねらいを達成するために指導する事項である。各視点や領域は、この時期の発達の特徴を踏まえ、教育及び保育のねらい及び内容を乳幼児の発達の側面から、乳児は三つの視点として、幼児は五つの領域としてまとめ、示したものである。 2 各視点や領域におけるねらいは、幼保連携型認定こども園における生活の全体を通じ、園児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連を持ちながら次第に達成に向かうものであること、内容は、園児が環境にかかわって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるものであることに留意すること。	1 教育及び保育のねらいや内容等について、乳児は三つの視点、幼児は五つの領域に基づき構成されているか。 2 保育の実施にあたっては「ねらい及び内容」を柔軟に取り扱い、幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項が十分に踏まえられているか。	(1) 教育及び保育のねらいや内容等について、乳児は三つの視点、幼児は五つの領域に基づき構成されていない。 (1)保育の実施にあたっては「ねらい及び内容」を柔軟に取り扱い、幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項が十分に踏まえられていない。	B	(1)要領第2章前文 (1)要領第2章前文
エ 小学校教育との接続	1 幼保連携型認定こども園においては、その教育及び保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。 2 小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「乳幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど、幼保連携型認定こども園における教育及び保育と小学校教育との円滑な接続に努めること。 3 特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設の設置者等との密接な連携に努めなければならない。	1 乳幼児期にふさわしい教育及び保育を行っているか。(小学校教育の先取りを必要に行っていないか。) 1 小学校の児童との交流や教師との意見交換等により円滑な接続に努めているか。	(1)乳幼児期にふさわしい教育及び保育を行っていない。 (1)小学校の児童との交流や教師との意見交換等により円滑な接続に努めていない。	B	(1)要領第1章第2-1(5) (1)要領第1章第2-1(5)
(5)指導計画(一般的な配慮事項) ア 一般的な配慮事項	1 指導計画は、園児の発達に即して園児一人一人が乳幼児期にふさわしい生活を展開し、必要な体験を得られるようにするために、具体的に作成すること。また、指導計画の作成に当たっては、次に示すところにより、具体的なねらい及び内容を明確に設定し、適切な環境を構成することなどにより活動が選択・展開されるようにすること。 2 具体的なねらい及び内容は、幼保連携型認定こども園の生活における園児の発達の過程を見通し、園児の生活の連続性、季節の変化などを考慮して、園児の興味や関心、発達の実情などに応じて設定すること。環境は、具体的なねらいを達成するために適切なものとなるように構成し、園児が自らその環境にかかわることにより様々な活動を展開しつつ必要な体験を得られるようにすること。園児の行う具体的な活動は、生活の中で様々に変化するものであることに留意し、園児が望ましい方向に向かって自ら活動を展開していくことができるよう必要な援助をすること。	1 指導計画が具体的に作成されているか。 1 発達の過程を見通して指導計画上の具体的なねらいや内容を設定しているか。	(1)指導計画が具体的に作成されていない。 (1)発達過程を見通して指導計画上の具体的なねらいや内容を設定していない。	A	(1)運営基準条例第11条 (1)要領第1章第2-2(2)
イ 反省・評価と指導計画の改善	1 その際、園児の実態及び園児を取り巻く状況の変化などに即して指導の過程についての反省や評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図ること。	1 指導の過程についての反省・評価が適切に行われているか。	(1)指導の過程についての反省・評価が適切に行われていない。	B	(1)要領第1章第2-2(2)
ウ 指導計画作成上の留意事項	1 園児の生活は、一人一人の遊びや保育教諭との触れ合いを通して幼保連携型認定こども園の生活に親しみ、安定していく時期から、園児同士や学級全体で目的を持って生活を展開し、深めていく時期などに至るまでの過程を様々に経ながら広げられていくものであることを考慮し、活動がそれぞれの時期にふさわしく展開されるようにすること。	1 活動がそれぞれの時期にふさわしく展開されているか。	(1)活動がそれぞれの時期にふさわしく展開されていない。	B	(1)要領第1章第2-2(3)

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
	<p>2 園児の入園当初の教育及び保育に当たっては、既に在園している園児に不安や動揺を与えないようにしつつ、可能な限り個別的に対応し、園児が安定感を得て、次第に幼保連携型認定こども園の生活になじんでいくよう配慮すること。</p> <p>3 地域や幼保連携型認定こども園の実態等により、地域の教育・保育施設、特に小学校の児童との交流の機会を積極的に設けること。また、障害のある園児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、ともに尊重し合いながら共同して生活する態度の育成に努めること。</p>	<p>1 途中入園等の児童の入園当初に個別的な対応を行っているか。</p> <p>1 地域の教育・保育施設との連携・交流の機会を積極的に設けているか。</p>	<p>(1)途中入園等の児童の入園当初に個別的な対応を行っていない。</p> <p>(1)地域の教育・保育施設との連携・交流の機会を積極的に設けていない。</p>	C	(1)要領第1章第2-2(3)
エ 体験の多様性と関連性	<p>1 園児が様々な人やものとのかわりを通して、多様な体験をし、心身の調和のとれた発達を促すようにしていくこと。その際、園児の発達に即して主体的・対話的で深い学びが実現されるようにするとともに、心が動かされる体験が次の活動を生み出すことを考慮し、一つ一つの体験が相互に結び付き、幼保連携型認定こども園の生活が充実するようにすること。</p>	<p>1 多様な体験を通して主体的・対話的で深い学びの提供に努め、生活の充実を図っているか。</p>	<p>(1)多様な体験を通して主体的・対話的で深い学びの提供に努め、生活の充実を図っていない。</p>	B	(1)要領第1章第2-2(3)
オ 長期の指導計画と短期の指導計画	<p>1 長期的に発達を見通した年、学期、月などにわたる長期の指導計画やこれとの関連を保ちながらより具体的な園児の生活に即した週、日などの短期の指導計画を作成し、適切な指導が行われるようにすること。特に、週、日などの短期の指導計画については、園児の生活のリズムに配慮し、園児の意識や興味の連続性のある活動が相互に関連して幼保連携型認定こども園の生活の自然な流れの中に組み込まれるようにすること。</p>	<p>1 長期の指導計画を作成し、適切な指導が行われているか。</p> <p>2 短期の指導計画を作成し、適切な指導が行われているか。</p> <p>3 短期の指導計画に園児の生活のリズムへの配慮がなされているか。</p>	<p>(1)長期の指導計画を作成していない。 (2)長期の指導計画の作成が不十分である。</p> <p>(1)短期の指導計画を作成していない。 (2)短期の指導計画の作成が不十分である。</p> <p>(1)指導計画に園児の生活のリズムへの配慮がなされていない。</p>	A B A B	(1)要領第1章第2-2(3) (1)要領第1章第2-2(3) (1)要領第1章第2-2(3)
カ 指導上の工夫	<p>1 園児の行う活動は、個人、グループ、学級全体などで多様に展開されるものであるが、いずれの場合にも、幼保連携型認定こども園全体の職員による協力体制をつくりながら、園児一人一人が興味や欲求を十分に満足させるよう適切な援助を行うようにすること。</p>	<p>1 職員による協力体制をつくり、適切な援助を行っているか。</p>	<p>(1)協力体制による適切な援助を行っていない。</p>	B	(1)要領第1章第2-2(3)
キ 保育教諭等の役割	<p>1 保育教諭等は、理解者、共同作業者など様々な役割を果たし、園児の情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう、活動の場面に応じて、園児の人権や園児一人一人の個人差等に配慮した適切な指導を行うようにすること。</p>	<p>1 保育教諭等は園児の人権や個人差等に配慮した適切な指導を行っているか。</p>	<p>(1)保育教諭は園児の人権や個人差等に配慮した適切な指導を行っていない。</p>	B	(1)要領第1章第2-2(3)
(6)指導計画(特に配慮すべき事項)	<p>(参考)要領第1章第3-4(1) 園児の発達の個人差、入園した年齢の違いなどによる集団生活の経験年数の差、家庭環境等を踏まえ、園児一人一人の発達の特性や課題に十分留意すること。特に満3歳未満の園児については、大人への依存度が極めて高い等の特性があることから、個別的な対応を図ること。また、園児の集団生活への円滑な接続について、家庭との連携及び協力を図る等十分留意すること。</p>				
ア 発達の連続性を考慮した教育及び保育	<p>1 満3歳未満の園児については、園児一人一人の生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。</p> <p>2 満3歳以上の園児については、個の成長と、園児相互の関係や協同的な活動が促されるよう考慮すること。</p> <p>3 異年齢で構成されるグループ等での指導に当たっては、園児一人一人の生活や経験、発達の過程などを把握し、適切な指導や環境の構成ができるよう考慮すること。</p>	<p>1 満3歳未満の園児の個別的な計画が作成されているか。</p> <p>1 満3歳以上の園児について個の成長と、園児相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮されているか。</p> <p>1 異年齢グループ等の指導を実施する際に、適切な指導や環境の構成の配慮がなされているか。</p>	<p>(1)3歳未満児について、個別的な計画がない。 (2)個別的な計画が一部作成されていない。</p> <p>(1)個の成長と、園児相互の関係や協同的な活動が促されるような配慮が不十分。</p> <p>(1)適切な指導や環境の構成の配慮が不十分。</p>	A B B B	(1)要領第1章第3-4(2) (1)要領第1章第3-4(2) (1)要領第1章第3-4(2)

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
イ 長時間にわたる保育	4 一日の生活のリズムや在園時間が異なる園児が共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図るとともに、園児に不安や動揺を与えないようにする等の配慮を行うこと。 1 長時間にわたる保育については、園児の発達の過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けること。	1 在園時間が異なる園児が共に過ごすことについて、必要な配慮がなされているか。 1 長時間にわたる保育を考慮して指導計画を作成しているか。	(1)在園時間が異なる園児が共に過ごすことについて、必要な配慮がなされていない。 (1)指導計画の作成にあたり、長時間にわたる保育を考慮していない。	B	(1)要領第1章第3—4(3) (1)要領第1章第3—4(5)
ウ 障害のある園児の教育及び保育	1 障害のある園児などの指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、適切な環境の下で、障害のある園児が他の園児との生活を通して共に成長できるよう、関係機関との連携を図り、長期的な視点で園児への教育及び保育的支援を行うために、個別の教育及び保育支援計画や個別の指導計画の作成および活用に努めること。 (参考)市条例第13条(学教法規則の準用)(履修困難な教科の学習) 1 認定こども園法第14条第6項に規定する園児(以下この条において「園児」という。)が心身の状況によって履修することが困難な各教科は、その園児の心身の状況に適合するように課さなければならない。	1 障害のある園児などの指導に当たり、必要に応じて個別的な計画が作成及び活用されているか。 1 園児が心身の状況によって他児と同様の方法で取組むことが困難な活動を園児の状況に合わせた方法や内容で提供しているか。	(1)障害のある園児の指導に当たり、必要に応じて個別的な計画が作成及び活用されていない。 (1)園児が心身の状況によって他児と同様の方法で取組むことが困難な活動を園児の状況に合わせた方法や内容で提供していない。	B	(1)要領第1章第2—3(1) A (1)認定こども園条例第13条(学教法規則第54条準用)
エ 海外から帰国した園児などへの対応	1 海外から帰国した園児や日本語の習得に困難のある園児は、個々の実態に応じ、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うこと。	1 個々の園児の実態に応じ、指導内容や指導方法を工夫しているか。	(1)個々の園児の実態に応じ、指導内容や指導方法を工夫していない。	B	(1)要領第1章第2—3(2)
オ 行事の指導	1 行事の指導に当たっては、幼保連携型認定こども園の生活の自然な流れの中で生活に変化や潤いを与え、園児が主体的に楽しく活動できるようにすること。なお、それぞれの行事については教育及び保育における価値を十分検討し、適切なものを精選し、園児の負担にならないようにすること。	1 行事の指導に当たっては、十分検討され、適切なものが精選されているか。	(1)行事の指導に当たっては、十分検討され、適切なものが精選されていない。	B	(1)要領第1章第2—2(3)
カ 家庭や地域社会との連携	1 園児の生活は、家庭を基盤として地域社会を通じて次第に広がりを持つものであることに留意し、家庭との連携を十分に図るなど、幼保連携型認定こども園における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるようにすること。その際、地域の自然、人材、行事や公共施設などの地域の資源を積極的に活用し、園児が豊かな生活体験を得られるように工夫をすること。また、家庭との連携に当たっては、保護者との情報交換の機会を設けたり、保護者と園児との活動の機会を設けたりなどすることを通じて、保護者の乳幼児期の教育及び保育に関する理解が深まるよう配慮すること。 (参考) 第1項(認可基準条例第6条第2項準用) (児童福祉施設の一般原則) 児童福祉施設の設置者は、地域社会との交流及び連携を図り、園児の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 (参考) 第1項(認可基準条例準用) (保護者との連絡) 園長は、常に園児の保護者と緊密な連絡を保ち、教育及び保育の内容等について、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	1 家庭との連携に当たり、保護者との情報交換の機会を設けたり、保護者と園児との活動の機会を設けたりするなどの配慮を行っているか。 2 地域の資源を積極的に活用しているか。 3 保護者及び地域社会に対し運営の内容を説明しているか。 4 保護者の理解及び協力を得るよう努めているか。	(1)家庭との連携に当たり、保護者との情報交換の機会を設けたり、保護者と園児との活動の機会を設けたりするなどの配慮が十分でない。 (1)地域の資源を積極的に活用していない。 (1)保護者及び地域社会に対し運営の内容を説明していない。 (1)保護者の理解及び協力を得るよう努めていない。	B	(1)要領第1章第2—2(3) B (1)要領第1章第2—2(3) B (1)認可基準条例第6条第2項準用 B (1)認可基準条例第50条第1項準用
キ 保護者との連絡	1 認定こども園は、日々の園児の状況を的確に把握するとともに、登降園時の確認報告のほか、連絡帳の活用、保育参観、個人面談、クラス懇談会等を通じて保護者との連絡を行うこと。 2 特定教育・保育施設の設置者は、保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	1 園児の状況を的確に把握し、適切に保護者との連絡を行っているか。 1 保護者からの相談に適切に応じ、必要な助言や援助を行っているか。	(1)園児の状況を的確に把握し、適切に保護者との連絡を行っていない。 (1)保護者からの相談に応じたり、必要な助言や援助を行ったりしていない。	B	(1)運営基準条例第17条 A (1)運営基準条例第17条

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
<p>(7)子育ての支援</p> <p>ア 子育ての全般に関わる事項</p> <p>イ 保護者との相互理解</p> <p>ウ 障害や発達上の課題のある園児の保護者支援</p> <p>エ 保護者に対する個別支援</p>	<p>1 保育教諭等の専門性や、園児が常に存在する環境など、幼保連携型認定こども園の特性を生かし、保護者が子どもの成長に気付き子育ての喜びを感じられるよう努めること。</p> <p>1 園児の様子や日々の教育及び保育の意図などの説明を通じ、保護者との相互理解を図るよう努めること。</p> <p>2 教育及び保育の活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭や住民の子育てを自ら実践する力の向上及び子育ての経験の継承につながるきっかけとなることから、これを促し、参加しやすいように工夫すること。</p> <p>3 保護者の就労と子育ての両立等を支援するため、病児保育事業など多様な事業を実施する場合には、保護者の状況に配慮するとともに、園児の福祉が尊重されるよう努めること。</p> <p>4 地域の実態や保護者の要請により教育を行う標準的な時間の終了後等に希望する者を対象に一時預かり事業などとして行う活動については、園児の心身の負担に配慮するとともに、地域の実態や保護者の事情とともに園児の生活のリズムを踏まえつつ、例えば実施日数や時間などについて、弾力的な運用に配慮すること。その際、教育を行う標準的な時間と保育を必要とする園児に対する教育を行う標準的な時間終了後の保育における活動との関連を考慮すること。</p> <p>1 園児に障害や発達上の課題が見られる場合には、市町村や関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること。</p> <p>1 保護者に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて個別の支援を行うよう努めること。</p> <p>2 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。</p>	<p>1 園の特性を生かし保護者が子育ての喜びを感じられるよう努めているか。</p> <p>1 保護者との相互理解を図るよう努めているか。</p> <p>1 保護者の積極的な参加を促しているか。</p> <p>1 園児の生活への配慮がなされるよう家庭と連携・協力しているか。</p> <p>1 園児の心身の負担へ配慮し、弾力的な運用等が図られているか。</p> <p>1 保護者に対する個別の支援を行っているか。</p> <p>1 保護者の希望に応じて個別の支援を行っているか。</p> <p>1 不適切な養育等が疑われる場合に適切な対応を行っているか。</p>	<p>(1)園の特性を生かし保護者が子育ての喜びを感じられるよう努めていない。</p> <p>(1)保護者との相互理解への取り組みが不十分である。</p> <p>(1)保護者の参加促進への取り組みが不十分である。</p> <p>(1)園児の生活への配慮がなされるための家庭との連携・協力が不十分である。</p> <p>(1)園児の心身の負担への配慮が不十分である。</p> <p>(1)保護者に対する個別の支援が不十分である。</p> <p>(1)保護者の希望に応じた個別の支援が不十分である。</p> <p>(1)不適切な養育等が疑われる場合の対応が不十分である。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>A</p>	<p>(1)要領第4章第1-2</p> <p>(1)要領第4章第2-1</p> <p>(1)要領第4章第2-2</p> <p>(1)要領第4章第2-4</p> <p>(1)要領第4章第2-5</p> <p>(1)要領第4章第2-6</p> <p>(1)要領第4章第2-8</p> <p>(1)要領第4章第2-9 (2)児童虐待防止法第5条</p>
<p>(8)地域における子育て家庭の保護者等に対する支援</p> <p>ア 子育て支援事業</p>	<p>1 幼保連携型認定こども園において、認定こども園法施行規則第2条(第4号を除く)規定する子育て支援事業のうち、少なくとも1以上の事業を実施するものとし、当該幼保連携型認定こども園が持つ地域性や専門性などを十分に考慮して当該地域において必要と認められるものを適切に行うこと。</p> <p>(参考)認定こども園法施行規則第2条 一 地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業 二 地域において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業 三 保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその居宅において保護を行う事業 四 地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業 五 地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業</p>	<p>1 子育て支援事業を地域における教育及び保育に対する需要に照らし、適切に実施しているか。</p>	<p>(1)子育て支援事業を地域における教育及び保育に対する需要に照らし、適切なものを実施していない。</p>	<p>A</p>	<p>(1)認定こども園条例第11条</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
イ 地域における関係機関等との連携	1 市町村の支援を得て、地域の関係機関等との積極的な連携及び協力を図るとともに、子育ての支援に関する地域の人材の積極的な活用を図るよう努めること。また、地域の要保護児童への対応など、地域の子どもを巡る諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携及び協力して取り組むよう努めること。	1 関係機関等との連携や協力を図るとともに地域人材の活用を図っているか。 2 地域の子どもを巡る諸課題に対し関係機関等と連携及び協力して取り組んでいるか。	(1)関係機関との連携や協力を図ったり地域人材を活用していない。 (1)地域の子どもをめぐる諸課題に対し関係機関等との連携及び協力が不十分である。	B B	(1)要領第4章第3—2 (1)要領第4章第3—2
(9)体罰等によらない子育てに向けた支援	1 いかなる理由であれ、園児への体罰は法律で禁止されていることを保護者に周知するとともに、保護者が孤立せず子育てしやすいするための支援を行うこと。	1 体罰に関する考え方等の普及に努め、保護者が子育てに悩んだときに適切な支援を行っているか。	(1)普及に努めていない、又は適切な支援を行っていない。	B	(1)児童福祉法等改正法 (2)保育所保育指針第4章2-(3)
(10)児童処遇に関する文書等 ア 出席簿	1 認定こども園法第14条第1項に規定する園長(以下「園長」という。)は、当該学校に在学する認定こども園法第14条第6項に規定する園児(第28条において「園児」という。)について出席簿を作成しなければならない。	1 出席簿が作成されているか。	(1)出席簿が作成されていない。	A	(1)認定こども園法施行規則第26条(学教法規則第25条準用)
イ 幼保連携型認定こども園の指導要録	1 園長は、その幼保連携型認定こども園に在籍する園児の指導要録(認定こども園法施行令(以下「令」という。)第8条に規定する園児の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下この条において同じ。)を作成しなければならない。 ・園長は、園児が進学した場合においては、その作成に係る当該園児の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。 ・園長は、園児が転園した場合においては、その作成に係る当該園児の指導要録の写しを作成し、その写し(転園してきた園児については転園により送付を受けた指導要録(学教施行令・第31条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本を含む。))の写しを含む。)を転園先の幼稚園の園長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない。 ・指導要録及びその写しのうち入園、卒園等の学籍に関する記録については、その保存期間は、20年間とする。 ・令第8条の規定により指導要録及びその写しを保存しなければならない期間は、前項に規定する保存期間から当該幼保連携型認定こども園においてこれらの書類を保存していた期間を控除した期間とする。	1 指導要録を作成しているか。 2 指導要録の抄本又は写しを作成し、送付しているか。 3 指導要録を適切に保存しているか。	(1)指導要録を作成していない。 (1)指導要録の抄本または写しを送付していない。 (1)指導要録を適切に保存していない。	A A A	(1)認定こども園法施行規則第30条 (2)雇児保発0127第1号 (1)認定こども園法施行規則第30条 (2)雇児保発0127第1号 (1)認定こども園法施行規則第30条 (2)雇児保発0127第1号
ウ 教育・保育提供の記録	1 特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	1 提供した特定教育・保育について、必要な事項を適正に記録している。	(1)提供した特定教育・保育について、必要な事項を適正に記録していない。	A	(1)運営基準条例第12条
エ 記録の忘備	1 特定教育・保育の設置者は、園児に対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)提供した特定教育・保育に係る記録(第12条) (2)特定教育・保育に当たった計画(第15条) (3)教育・保育給付認定を行った市町村への通知に係る記録(第19条) (4)苦情の内容等の記録(第30条第2項) (5)事故の状況及び処置についての記録(第32条第3項) (参考)確認条例(利用者負担額等の受領)	1 必要な記録を整備し、適正に保管している。	(1)必要な記録を整備し、適正に保管していない。	A	(1)運営基準条例第34条
(11)保護者からの費用徴収	1 第13条 特定教育・保育施設の設置者は、特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。))を支払うものとする。	1 特定負担額の徴収(上乘せ徴収)を行う場合の保護者負担は適正か、 2 実費徴収を行う場合の保護者負担は適正か。	(1)保護者負担が不適正である。 (2)一部に不適正がある。 (1)保護者負担が不適正である。 (2)一部に不適正がある。	A B A B	(1)運営基準条例第13条 (2)27川市子推第629号 (1)運営基準条例第13条

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
	<p>2 特定教育・保育施設の設置者は、法定代理受領(法第27条第5項(法第28条第4項において準用する場合を含む。))の規定により市町村が支払う特定教育・保育に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設の設置者が受領することをいう。次条において同じ。)を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(法第27条第3項第1号に規定する額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。))の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設の設置者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>4 特定教育・保育施設の設置者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>(2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>(3) 食事の提供に要する費用(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)</p> <p>(4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定教育・保育施設の設置者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定教育・保育施設の設置者は、第3項及び第4項の費用の額の支払を求める際は、あらかじめ、当該費用の額及びその用途並びに支給認定保護者に費用の額の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の費用の額の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p>	<p>●特定負担額の徴収(上乗せ徴収)及び実費徴収に係る取扱については、確認条例の他、次の市通知による。</p> <p>(参考)27川市子推第629号</p> <p>1 特定負担額の定義について 特定負担額とは、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要があると認められる対価について保護者に負担を求めるものであり、公定価格・市単独加算上の基準を超えた職員配置や平均的な水準を超えた施設整備など、公定価格では賅えない費用を賅うために徴収するものである。</p> <p>2 特定負担額の決定等について</p> <p>(1) 基本的に、施設の種類や子どもの認定区分によらず、各園の判断により決定することができる。</p> <p>(2) 徴収する金額については、次の点をふまえて、具体的な額を決定する。</p> <p>ア 子ども・子育て支援法による施設型給付に移行する前の教育・保育に要する費用水準(総運営費)を確保すること。</p> <p>イ 保護者負担については、子ども・子育て支援法による施設型給付移行前の納付金水準からの負担増を回避すること。</p> <p>(3) 市は施設型給付における確認権者として、各園において徴収する特定負担額の具体的な内容や、当該通知に定めた取扱内容が遵守されているかについて把握する必要があることから、各園は市に対して、次の事項について事前に報告し、確認を受けることとする。</p> <p>ア 特定負担額の費目及び使途</p> <p>イ 費目ごとの金額・徴収時期</p> <p>ウ 現行(私学助成)における総運営費収入と施設型給付移行後の総運営費収入(特定負担額を含む。)とを対比した資料</p> <p>エ 園則(案)及び重要事項説明書(案)</p> <p>3～7(略)</p> <p>8 実費徴収に関する留意事項</p> <p>(1) 実費徴収の対象</p> <p>ア 教材、学用品、制服、アルバム等</p> <p>イ 特別行事、園外活動等</p> <p>ウ 1号認定子どもの給食費(人件費の一部は公定価格の加算部分に含まれる。)</p> <p>エ 2号認定子どもの主食代、副食代</p> <p>オ 通園バス代(人件費の一部は公定価格の加算部分に含まれる。)</p> <p>カ その他、通常必要となる費用</p> <p>9(略)</p>	<p>(1)保育認定子どもに係る給食は、主食及び副食を提供していない。</p> <p>(1)子どもの状態に応じて、摂取方法や摂取量などを考慮していない、又は適切な方法で提供していない。</p>	<p>A</p> <p>A</p>	<p>(2)市取扱要綱第11条</p> <p>(1)食育基本法 (2)保育所保育指針3章2-(1) (3)雇児保発第0329001号第1章2-(2)、第4章 (4)子母発0331第1号1-(2) (5)川崎市食育推進計画第13条1項 (6)給食の手引き1</p>
<p>3 食事の提供状況</p> <p>(1) 給食の提供</p>	<p>1 認定子ども園における保育認定子どもに係る給食は、主食及び副食を提供するものとし、教育標準時間認定子どもに係る給食の提供の有無及び提供する場合の提供方法については、各認定子ども園の任意とする。</p> <p>(参考)要領第3章第2-2 園児が生活と遊びの中で、意欲を持って食にかかわる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しむ合う園児に成長していくことを期待するものであること。</p> <p>(参考)認可基準条例第14条第4項準用 児童福祉施設の設置者は、園児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。</p>	<p>1 保育認定子どもに係る給食は、主食及び副食を提供しているか。</p> <p>2 子どもの状態に応じて、摂取方法や摂取量などを考慮し、適切な方法で提供しているか。</p>	<p>(1)保育認定子どもに係る給食は、主食及び副食を提供していない。</p> <p>(1)子どもの状態に応じて、摂取方法や摂取量などを考慮していない、又は適切な方法で提供していない。</p>	<p>A</p> <p>A</p>	<p>(2)市取扱要綱第11条</p> <p>(1)食育基本法 (2)保育所保育指針3章2-(1) (3)雇児保発第0329001号第1章2-(2)、第4章 (4)子母発0331第1号1-(2) (5)川崎市食育推進計画第13条1項 (6)給食の手引き1</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
(2)食育の基本 ア 食育の計画	1 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、教育及び保育の内容に関する全体的な計画に基づき食事の提供を含む食育の計画を作成し、指導計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めること。	1 食育の計画を作成し、全体的な計画並びに指導計画に位置付けているか。 2 食育の実績記録を作成し、評価・改善に努めているか。	(1)食育の計画を作成し、全体的な計画並びに指導計画に位置付けていない。 (1)食育の実績記録を作成し、評価・改善に努めていない。	B B	(1)要領第3章第2-3 (2)食育基本法 (3)川崎市食育推進計画第13条6項 (4)雇児保発第0329001号第1章2(2)、第4章準用 (5)雇児保発0401第1号1準用 (5)保育園給食の手引き1準用
イ 食育のための環境	1 園児が自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、園児と調理員とのかかわりや、調理室など食に関する環境に配慮すること。栄養教諭や栄養士等が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。	1 食に関する環境に配慮しているか。	(1)食に関する環境に配慮していない。	B	(1)要領第3章第2-4 (2)保育園給食の手引き1(5)準用
ウ 一人一人の対応	1 体調不良、食物アレルギー、障害のある園児など、園児一人一人の心身の状態等に応じ、学校医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養教諭や栄養士等が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。	1 園児一人一人の心身の状態等に応じ適切に対応しているか。	(1)適切に対応していない。	B	(1)要領第3章第2-6 (2)保育園給食の手引き5準用
(3)栄養管理 ア 食事計画の作成	1 食事計画とは、園児の発育・発達状況、栄養状態、生活状況等について把握し、提供する食事の量と質についての計画である。 2 食事の提供に当たっては、子どもの発育・発達状況、健康状態・栄養状況に適していること、摂食機能に適していること、食物の認知・受容、嗜好に配慮していること等が求められる。より良い状態を目指して、子どもの特性を把握し、実施状況を評価し、一連の業務内容の改善に努めることが望ましい。そのためには、以下のような手順を進めること。 1 園児の発育・発達状況、栄養状態、生活状況等について実態を把握(アセスメントの実施)し、その結果を分析、判定して栄養管理の目標を明確にする。目標を実現するため、提供する食事の量と質についての計画(食事計画)を立てる。 2 食事計画に沿って、提供する食事についての具体的な計画を立て(献立作成)、調理時の品質管理を行う。 3 適切に計画が進行しているか途中の経過を観察し(モニタリング)、計画どおりに調理及び食事の提供が行われたか評価を行い、適切に進んでいなかったら計画を修正する。一定期間ごとに、摂取量調査や子どもの発育・発達状況について、再度把握し、一定の期間で実施し得られた(変化した)結果を目標と照らし合わせて確認する。(評価) 4 評価結果に基づき、食事計画を見直すとともに、献立作成など一連の業務内容の改善を行う。	1 子どもの身体測定等から個々の成長を確認し、園の給与栄養目標量を算出し、食事摂取基準を活用した献立を立てているか。	1 子どもの身体測定等から個々の成長を確認し、園の給与栄養目標量を算出し、食事摂取基準を活用した献立を立てていない。	A	(1)食事摂取基準 (2)子発0331第1号1(2)(3)、2(3)(4) (3)子母発00331第1号1(4)、2 (4)保育園給食の手引き2準用 (5)児童福祉施設における食事の提供ガイド
イ 給与栄養量の設定	1 園児の性、年齢、栄養状態、生活状況等を把握・評価し、提供することが適当なエネルギー及び栄養素の量(以下「給与栄養量」という。)の目標を設定すること。	1 給与栄養量の目標を設定しているか。(栄養量の目標は年齢で区分されているか。) 2 栄養状態の評価(児童の発育状況の評価)を行い、給与栄養量の見直しをしているか。	(1)給与栄養量の目標を設定していない。 (2)給与栄養量の目標設定が不十分である。 (3)給与栄養目標量が不適切である。 (1)栄養状態の評価(児童の発育状況の評価)を行うことにより、給与栄養量の見直しをしていない。	A B B	(1)食事摂取基準 (2)子発0331第1号1(1)(2) (3)子母発0331第1号1、2(1)~(4) (4)雇児保発第0329001号第5章4(1)準用 (5)保育園給食の手引き2準用 (1)子発0331第1号1(1)~(3)、2(3)(4) (2)子母発0331第1号2(1) (3)雇児保発第0329001号第5章4(1)準用 (4)保育園給食の手引き2準用
ウ 献立の作成・内容	1 献立については、毎月前月中に、必要な栄養量や児童の発育状況に応じた食品・調理方法並びに実費で徴収する主食・副食費等を考慮し作成するものとする。 ●第1項(認可基準条例第14条第3項準用)に規定する献立の作成にあたっては、必要に応じて、本市から提供する統一献立を参考とするものとする。 (参考)川崎市認定こども園(保育認定)子どものための教育・保育給付費等支給要綱別表 園児の給食内容を向上させるために、国の公定価格中の給食費に、子ども1人当り月額単価を利用子ども数加算するもの 給食費 加算額 子ども一人当り月額528円	1 適切に献立作成及び給食費設定を行っているか。	(1)献立を適正に作成していない。 (2)理由なく献立を変更している、又は内容が不適切である。 (3)給食費が実費徴収額を下回っている。	A B B	(1)食事摂取基準 (2)認可基準条例第14条第3項準用 (3)子発0331第1号2(3) (4)子母発0331第1号1(4)、2(5)(6) (5)雇児保発第0329001号第5章4、7(1)準用 (6)保育園給食の手引き2(5)準用 (7)子保発0627号第1号 (8)31川こ保第659号通知

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等	
エ 食材の発注等	2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。また、献立に基づき食事の提供を行う。	1 献立に責任者の関与があるか。(献立表に、施設長等の決裁を受けているか。)	(1)献立に責任者の関与がない。	B	(1)子発0331第1号1-(4) (2)子母発0331第1号3-(2) (3)保育園給食の手引き2準用	
	3 食事を提供するときは、その献立は、できる限り変化に富み、入所しているものの健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について、栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。	1 必要な栄養量が確保できる献立を作成し、給食を提供しているか。	(1)必要な栄養量が確保できる献立を作成し、給食を提供していない。	A	(1)(認可基準条例第14条第2項準用 (2)子発0331第1号2(2)(3)	
			(2)エネルギーが目標量を下回る状況が継続している。	A	(3)子母発0331第1号1(4)、2 (4)保育園給食の手引き1、2準用	
			(3)食塩相当量を除くその他栄養素が目標量を下回る状況が継続している。	B		
			(4)食塩相当量が目標量を大幅に上回る状況が継続しているが、目標量を下回るよう努めていない。	B		
	4 栄養状態や摂取量、残食量等の把握により、給与栄養量の目標の達成度を評価し、その後の食事計画の改善に努めるものとする。	2 季節感や嗜好を考慮し、変化に富んだ献立を作成し、給食を提供しているか。 3 献立の内容を、献立表の配布等により事前に利用者へ周知しているか。 4 食事内容をサンプル掲示等により利用者へ周知しているか。	(1)季節感や嗜好を考慮し、変化に富んだ献立を作成し、給食を提供していない。	A	(1)雇児保発第0329001号第5章4(3)(7)準用 (2)保育園給食の手引き1、2準用	
			(1)献立の内容を献立表の配布等により事前に利用者へ周知していない。	B	(1)子発0331第1号1(4) (2)雇児保発第0329001号第5章9準用	
			(1)食事内容をサンプル掲示等により利用者へ周知していない。	B	(1)保育園給食の手引き1(4)準用	
			(1)摂食量、残食量等の把握のための調査を行い、結果等を給食に反映していない。	A	(1)食事摂取基準 (2)子母発0331第1号3(1) (3)雇児保発第0329001号第5章3、7、9、10準用 (4)保育園給食の手引き1(4)、2(5)、(9)2準用	
	5 献立作成、調理、盛り付け・配膳、喫食等各場面を通して関係する職員が多岐にわたることから、定期的に施設長を含む関係職員による状況の共有を図り、食事の計画・評価を行うこと。	1 施設長を含む関係職員による給食会議等を定期的に行っているか。	(1)施設長を含む関係職員による給食会議等を定期的に行っていない。	B	(1)子発0331第1号2(4) (2)子母発0331第1号3(2)	
エ 食材の発注等			1 給食用の食材については、作成された献立に基づき、適正な分量を発注する必要がある。	1 必要な栄養量が確保できる献立に対し、食材の分量又は種類を適正に発注しているか。	(1)必要な栄養量が確保できるよう、食材の分量又は種類を適正に発注していない。	B
オ 発育及び健康状況に応じた配慮	2 給食用の食材の分量、種類等を変更する場合は、再度栄養価計算等を行い、十分な栄養価を有しているかを確認した上で給食を提供する必要がある。	1 食材の分量、種類等を変更する場合は、再度栄養価計算を行っているか。	(1)食材の分量、種類等を変更する場合は、再度栄養価計算を行っていない。	B	(1)子母発0331第1号3-(1)	
			オ 発育及び健康状況に応じた配慮	1 食事の提供に当たっては、子どもの発育・発達状況、栄養状態、生活状況等について把握し、提供する食事の量と質についての食事計画を立てるとともに、摂食機能や食行動の発達を促すよう食品や調理方法に配慮した献立作成を行い、それに基づき食事の提供が行われるよう援助及び指導を行うこと。	1 摂食機能や食行動の発達を促すよう配慮を行っているか。	(1)配慮を行っていない。
	2 授乳期・離乳期の食事は、調乳・離乳食の時期に応じた進め方を目安とする。	1 授乳期・離乳期の食事は、離乳期については個別の離乳計画を作成し、計画に基づき適切に提供しているか。	(1)個別の離乳計画を作成していない。	B	(1)食事摂取基準	
			(2)離乳食を離乳計画に基づき提供していない、又は不適切な提供が多発している。	B	(2)雇児保発第0329001号第4章3、第5章2準用 (3)保育園給食の手引き3(2)(3)準用 (4)市取扱要綱第11条第2項準用	
			(1)3歳未満児の食事の提供に配慮していない。	B	(1)子母発0331第1号、2(6)	
			(1)未摂取の食材の有無を確認していない。	B	(2)保育園給食の手引き1(4)準用	
3 3歳未満児にあっては、食品の種類・調理方法において、児童の身体的状況及び発達段階でのそしやく力向上について考慮する必要がある。	1 3歳未満児の食事の提供に配慮しているか。 2 未摂取の食材の有無を確認しているか。	(1)食物アレルギー児等に対し、除去食の提供を行っていない。	A	(1)子母発0425第2号3-(1) (2)要領第3章第1-3 (3)雇児保発第0329001号第6章2準用 (4)保育園給食の手引き4準用 (5)健康管理マニュアル30準用 (6)市取扱要綱第11条第2項準用		
		4 園児の健康と安全の向上に資する観点から、園児の食物アレルギー等に配慮した食事の提供を行うとともに、児童福祉施設における食物アレルギー対策に取り組み、食物アレルギー等を有する子どもの生活がより一層、安心・安全なものとなるよう誤配及び誤食等の発生予防に努めること。	1 食物アレルギー児等に対し、除去食の提供を行っているか。	(1)食物アレルギー児等に対し、除去食の提供を行っていない。	A	

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
	<p>●2・3号子どもについては市取扱要綱の次の考え方を準用する。</p> <p>入所している子どもに給食を提供するときは、認可基準条例第14条第2項に定めるところにより、その発育状況、アレルギー、健康状況等を考慮して、離乳食、除去食、配慮食等の対応をできる限り行うものとする。</p> <p>5 除去食の提供にあたっては、川崎市保育園在園児等健康管理委員会(以下「健康管理委員会」という。)において、医学上、必要と認められたものについて行うものとし、誤食等の事故防止に努めるものとする。</p>				
カ 検食の実施	1 給食等の提供にあたっては、必ず、事前に検食を実施するものとする。	<p>1 園児に提供する全ての給食について、事前に検食を実施しているか。</p> <p>2 検食簿を整備し、検食の状況、検食者名及び検食時間等を記録しているか。</p>	<p>(1)除去食を、健康管理委員会の承認を得ずに実施している。</p> <p>(1)除去食の変更・継続・解除について適切に管理しておらず、健康管理委員会に諮っていない。</p> <p>(2)除去食に関する書類の保管、管理が不十分である。</p>	A	(1)保育園給食の手引き4準用 (2)健康管理マニュアル9(4)、30(5) (3)市取扱要綱第11条第3項準用
				B	(1)給食の手引き4 (2)健康管理マニュアル12-(3)、31-(5) (3)取扱要綱第11条第3項
				B	(1)給食の手引き4 (2)健康管理マニュアル12-(3)、31-(5) (3)取扱要綱第11条第3項
キ 指導食の実施	1 保育教諭は、園児と一緒に食事をとるとともに、園児が食べることを援助する。	1 保育教諭による、指導食を実施しているか。	(1)指導食を実施していない。	B	(1)認定子ども園法第27条(学保法第26～28条準用) (2)子発0331第1号1(5)
	2 栄養士・調理員などの食事をつくることに関わる人も、園児と一緒に食事をし、「食べ物の話題をする」ことができるよう配慮する。この場面を通じて、園児の喫食状況を把握し、次なる食事の内容の充実に努める。	1 栄養士・調理員などが、園児の喫食状況を把握し、食事内容の充実に努めているか。	(1)栄養士・調理員などが、園児の喫食状況の把握に努めていない。	B	(3)子母発0331第1号3(4) (4)認可基準条例第13条第2項準用 (5)雇児保発第0329001号第5章8準用 (6)保育園給食の手引き2(8)準用 (7)市取扱要綱第11条第5項準用
ク 給食関連帳簿の整備	1 給食日誌、受払い簿等の給食に関する記録簿を整備し、適正に記録をすることにより、給食の評価・改善を行う。	1 給食に関する帳簿類を整備し、適正に記録・保管しているか。 *給食に関する帳簿類の例 給食日誌、受払い簿、発注書、納品書	(1)給食に関する帳簿類を整備していない。	B	(1)雇児保発第0329001号第5章7(5)準用 (2)保育園給食の手引き2(9)1準用
(4)衛生管理					
ア 検査用保存食の保存	1 食中毒は未然に防止することが大前提だが、万一、食中毒が発生した場合にその原因を調査・追跡できるよう検査用保存食を適切に保存する必要がある。 検査用保存食は、児童福祉施設で提供する全ての食品(既製品を含む)について、原材料及び調理済み食品を食品ごとに50g程度ずつ清潔な容器(ビニール等)に密封して入れ、-20℃以下で2週間以上保存する。原材料は、特に洗浄、殺菌等を行わず、購入した状態で保存する。	1 検査用保存食を適切に保存しているか。	(1)検査用保存食を適切に保存していない。	A	(1)社援施設第65号別添別紙 (2)保育園給食の手引き1(6)準用
イ 検便の実施	1 調理・調乳等に従事する職員については、毎月、事前に検便を行い、異常がないかの確認を行うものとする。 なお、検便の検査項目の例については次のとおり。 ・赤痢菌 ・サルモネラ菌 ・腸管出血性大腸菌 ※必要に応じ10月から3月においてはノロウイルスの検査を含めること。	1 調理・調乳等に従事する職員の検便を適切に行っているか。 2 検便の検査結果を適切に保管しているか。	(1)調理・調乳等に従事する職員の検便を適切に行っていない(未実施の月がある、未実施の職員が散見される、検査項目が不足している等)。 (1)検査結果を適切に保管していない(調理業務を委託している場合も含む)。	A	(1)子発0331第1号1(5) (2)子母発0331第1号3(4) (3)社援施設第65号別添Ⅱ5(4)2 (4)雇児発第0120001号(5) (5)児発第669号別添5 (6)認可基準条例第15条第4項準用
				B	(7)市取扱要綱第10条準用 (8)健康管理マニュアル39準用 (9)保育園給食の手引き8(1)イ準用

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
ウ 調理・調乳従事者等の健康・衛生チェック	<p>1 調理・調乳等に従事する職員は常に自分の健康チェックを行い、下痢・発熱時には速やかに医師の診断及び指示を受けるとともに、調理作業には従事しない。 また、手指などに化膿している傷やできものあるときは、ブドウ球菌性食中毒を起こす危険があるので、食品を扱ったり調理に従事してはならない。</p> <p>2 手洗い設備には、手洗いに適切な石鹸、ペーパータオル、殺菌液等を定期的に補充し、常に使用できる状態にしておく。</p> <p>3 調理・調乳従事者が着用する帽子、外衣等は毎日専用で清潔なものに交換する。また調理・調乳室外に出る場合は、外衣等の交換を適切に行う。</p>	<p>1 調理・調乳に従事する職員の健康チェックを毎日行い記録しているか。</p> <p>1 調理・調乳等に従事する職員の手洗い場に石鹸、ペーパータオル、殺菌液等を備え付けているか。</p> <p>1 調理・調乳室内専用の帽子、外衣及び履物を適切に着用し、室外に出る場合に外衣等を交換しているか。</p>	<p>(1)調理・調乳等に従事する職員の健康チェックを行わず(下痢、発熱、手指の傷、化膿等)記録をしていない。</p> <p>(1)調理・調乳等に従事する職員の手洗い場に石鹸、ペーパータオル、殺菌液等を備え付けていない。</p> <p>(1)調理・調乳室内専用の帽子、外衣及び履物を適切に着用せず、室外に出る場合に外衣等を交換していない。</p>	B	<p>(1)子発0331第1号1(5) (2)子母発0331第1号3(4) (3)社援施第65号別添別紙 (4)認可基準条例第15条第4項準用 (5)保育園給食の手引き8(1)ウ準用 (6)健康管理マニュアル23(2)イ準用</p>
エ 食材の衛生管理	<p>1 原材料は、戸棚、冷蔵・冷凍設備に適切な温度で保存し、原材料搬入時の時刻、室温及び冷凍又は冷蔵設備内温度を記録する。</p> <p>2 加熱調理食品は適切な温度で加熱し、温度と時間の記録をする。</p> <p>3 加熱調理後、必要に応じて食品を適切な温度に冷却し、温度と冷却にかかった時間の記録をする。</p> <p>4 調理済食品は速やかに提供できるよう工夫し、提供までの時間に応じて適切に管理すること。</p> <p>5 前日調理は行わない。また、生鮮食品(肉、魚、野菜等)については調理当日に仕入れるようにする。</p> <p>6 調理終了後の食品は、調理終了後から2時間以内に喫食することが望ましい。</p>	<p>1 食品を衛生的に管理しているか。</p> <p>1 加熱調理食品の温度管理を適切に行っているか。</p> <p>1 加熱調理後、必要に応じて食品を冷却し適切に管理しているか。</p> <p>1 調理済食品を適切に管理しているか。</p> <p>1 前日に調理を行っていないか。</p> <p>2 生鮮食品を調理当日に仕入れるように努めているか。</p> <p>1 調理終了後2時間を超えて給食を提供していないか。</p>	<p>(1)食品を衛生的に管理していない。</p> <p>(1)加熱調理食品の温度管理を適切に行っていない。</p> <p>(1)加熱調理後、必要に応じて食品を冷却し適切に管理していない。</p> <p>(1)調理済食品を適切に管理していない。</p> <p>(1)前日に調理を行っている。</p> <p>(1)生鮮食品を調理当日に仕入れるように努めていない。</p> <p>(1)調理終了後2時間を超えて給食を提供している。</p>	B	<p>(1)社援施第65号別添Ⅱ-4 (2)認可基準条例第14条第2項 (3)児企第16号参考資料Ⅰ-5 (4)給食の手引き8-(2) ※基本的考え方2～6についても同様根拠</p>
オ 調理設備等の衛生管理	<p>1 児童福祉施設(助産施設を除く。以下この項において同じ。)において、保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法(第2項において読み替えて準用する第9条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。</p> <p>(参考)雇児発1128第2号4(2)抜粋 幼保連携型認定こども園における園児に対する食事の提供については、基準省令第13条第1項において準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第11条の規定のとおり、2号認定子ども及び子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども(以下「3号認定子ども」という。)に対して自園調理の方法により提供することとしているが、1号認定子どもに対する食事の提供は、各園の判断に委ねられていること。(中略) また、保護者が希望する場合や園の行事等(例:園で「お弁当の日」を設定する等)の際には、2号認定子ども及び3号認定子どもについて、自園調理ではなく、弁当の持参等の弾力的な取扱いをすることができること。</p> <p>2 設備、食器等については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>1 保育を必要とする子どもに対し提供する食事は、施設内での調理を行っているか。</p> <p>1 食器、調理器具等の使用後は、洗浄、消毒を行い、衛生的に保管しているか。</p>	<p>(1)保育を必要とする子どもに対し提供する食事を施設内で調理していない。</p> <p>(1)食器、調理器具等の洗浄、保管に衛生上問題がある。</p>	A	<p>(1)認可基準条例第9条準用 (2)雇児発1128第2号4(2)</p> <p>(1)子発0331第1号1(5) (2)子母発0331第1号3(4) (3)児企第16号参考資料Ⅰ-4 (4)社援施第65号別添Ⅱ3(4)～(9)</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
	<p>3 調理室において、大量調理施設衛生管理マニュアルに準じた衛生管理が行われていなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・害虫等の発生状況の1月に1回以上の巡回点検 ・害虫等の駆除の適正な実施。(半年に1回、発生の都度等) ・害虫等の駆除の実施記録を1年間保管すること。 	<p>1 調理室は衛生的に管理されているか。</p> <p>2 害虫等の発生状況を1月に1回以上巡回点検しているか。</p> <p>3 害虫等の生息調査を半年に1回以上行い必要な措置を講じているか。</p> <p>4 害虫等の生息調査及び駆除の記録を1年間保管しているか。</p>	<p>(1)調理室の衛生管理が不適切である。</p> <p>(2)調理室内で衛生的に不適切な状況が一部見られる。</p> <p>(1)害虫等の発生状況を1月に1回以上巡回点検していない。</p> <p>(1)害虫等の生息調査を半年に1回以上行っていない。又は必要な措置が講じられていない。</p> <p>(1)害虫等の生息調査結果及び駆除の記録を1年間保管していない。</p>	A B B C	<p>(5)認可基準条例第13条第1項準用 (6)保育園給食の手引き8-(2)工準用 (1)子発0331第1号1(5) (2)子母発0331第1号3(4) (3)社援施第65号別添Ⅱ5(1)、(2) (4)認可基準条例第13条第2項準用 (5)保育園給食の手引き8(2)カ、(3)準用</p> <p>(1)社援施第65号通知別添Ⅱ5(2)② (2)保育園給食の手引き8準用</p> <p>(1)社援施第65号通知別添Ⅱ5(2)② (2)保育園給食の手引き8(3)A準用</p> <p>(1)社援施第65号通知別添Ⅱ5(2)②</p>
(5)外部搬入における設備の基準の特例	<p>●幼保連携型認定こども園の外部搬入における設備の基準については次の保育所における特例と同様の扱いとする。</p> <p>次に掲げる要件を満たす保育所は、第46条第1項において読み替えて準用する第14条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の園児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことができる。</p> <p>1 園児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を果たし得る体制にあること及び調理業務に係る受託者との契約が、当該注意を果たし得る内容となっていること。</p> <p>2 当該保育所又は他の施設、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点から指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>3 調理業務の受託者が、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等の観点から、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者であること。</p> <p>4 園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>5 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p>	<p>1 受託者との契約が業務上必要な注意を果たし得る内容となっているか。</p> <p>1栄養士による必要な配慮が行われているか。</p> <p>1 受託者が業務を適切に遂行できる能力を有しているか。</p> <p>1 受託者が適時適切な対応を行うことができるか。</p> <p>1 受託者が食育計画に基づき食事を提供しているか。</p>	<p>(1)契約内容が適切ではない。 (2)契約内容に一部不備がある。</p> <p>(1)栄養面での配慮がされていない。 (2)栄養面での配慮が不十分である。</p> <p>(1)適切に遂行していない。 (2)対応が不十分である。</p> <p>(1)適切に対応できていない。 (2)対応が不十分である。</p> <p>(1)計画に基づいていない。</p>	A B A B A B C	<p>(1)認可基準条例第46条準用 (2)雇児発1128第2号4(2)</p> <p>(1)認可基準条例第46条準用 (2)雇児発1128第2号4(2)</p> <p>(1)認可基準条例第46条準用 (2)雇児発1128第2号4(2)</p> <p>(1)認可基準条例第46条準用 (2)雇児発1128第2号4(2)</p> <p>(1)認可基準条例第46条準用 (2)雇児発1128第2号4(2)</p>
(6)調理業務委託	<p>●幼保連携型認定こども園の調理業務委託については次の保育所における国通知と同様の扱いとする。</p> <p>1 保育所における給食については、児童の発育段階や健康状態に応じた離乳食・幼児食やアレルギー・アトピー等への配慮など、安全・衛生面及び栄養面等での質の確保が図られるべきものであり、調理業務については、保育所が責任をもって行えるよう施設の職員により行われることが原則であり、望ましい。しかしながら、施設の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、施設職員による調理と同様な食事の質が確保される場合には、保育内容の確保につながるよう十分配慮しつつ、当該業務を第三者に委託することは差し支えない。</p>	<p>1 食事の質が確保されているか。</p> <p>2 施設内の調理室を使用して調理させているか。</p> <p>3 栄養面での配慮がされているか。</p> <p>4 施設は、児発第86号通知で示されている業務を行っているか。</p>	<p>(1)食事の質が確保されていない。</p> <p>(1)施設内の調理室を使用して調理していない。</p> <p>(1)栄養面での配慮がされていない。</p> <p>(1)業務委託の際に施設が行うべき業務を施設が行っていない。</p>	A A B B	<p>(1)児発第86号準用</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
4 園児の健康及び安全 (1)園児の健康 ア 健康状態や発育及び発達の状態の把握	<p>(参考)児発第86号通知</p> <p>【施設の行う業務について】施設は次に掲げる業務を自ら実施すること。 ア 受託事業者に対して、1の基本的な考え方の趣旨を踏まえ、保育所における給食の重要性を認識させること。 イ 入所児童の栄養基準及び献立の作成基準を受託業者に明示するとともに、献立表が当該基準どおり作成されているか事前に確認すること。 ウ 献立表に示された食事内容の調理等について、必要な事項を現場作業責任者に指示を与えること。 エ 毎回、検食を行うこと。 オ 受託業者が実施した給食業務従事者の健康診断及び検便の実施状況並びに結果を確認すること。 カ 調理業務の衛生的取扱い、購入材料その他契約の履行状況を確認すること。 キ 随時児童の嗜好調査の実施及び喫食状況の把握を行うとともに、栄養基準を満たしていることを確認すること。 ク 適正な発育や健康の保持増進の観点から、入所児童及び保護者に対する栄養指導を積極的に進めるよう努めること。</p>	5 受託業者は児発第86号通知で示されている要件を満たしているか。 6 契約内容は児発第86号通知で示されている要件を満たしているか。	(1)受託業者が要件を満たしていない。 (1)契約内容が要件を満たしていない。	B B	
	<p>【受託業者について】・受託業者は次に掲げる事項のすべてを満たすものであること。 ア 保育所における給食の趣旨を十分認識し、適正な給食材料を使用するとともに所要の栄養量が確保される調理を行うものであること。 イ 調理業務の運営実績や組織形態からみて、当該受託業務を継続的かつ安定的に遂行できる能力を有すると認められるものであること。 ウ 受託業務に関し、専門的な立場から必要な指導を行う栄養士が確保されているものであること。 エ 調理業務に従事する者の大半は、当該業務について相当の経験を有するものであること。 オ 調理業務従事者に対して、定期的に、衛生面及び技術面の教育又は訓練を実施するものであること。 カ 調理業務従事者に対して、定期的に、健康診断及び検便を実施するものであること。 キ 不当販売行為等健全な商習慣に違反する行為を行わないものであること。</p>				
	<p>【業務の委託契約について】 ・施設が調理業務を業者に委託する場合には、その契約内容、施設と受託業者との業務分担及び経費負担を明確にした契約書を取り交すこと。 なお、その契約書には、前記5のア、エ、オ及びカに係る事項並びに次に掲げる事項を明確にすること。 ア 受託業者に対して、施設側から必要な資料の提出を求められることができること。 イ 受託業者が契約書で定めた事項を誠実に履行しないと保育所が認めたとき、その他受託業者が適正な給食を確保する上で支障となる行為を行ったときは、契約期間中であっても保育所側において契約を解除できること。 ウ 受託業者の労働争議その他の事情により、受託業務の遂行が困難となった場合の業務の代行保証に関すること。 エ 受託業者の責任で法定伝染病又は食中毒等の事故が発生した場合及び契約に定める義務を履行しないため保育所に損害を与えた場合は、受託業者は保育所に対し損害賠償を行うこと</p>				
1 園児の心身の状態に応じた教育及び保育を行うために、園児の健康状態や発育及び発達の状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時、把握すること。 2 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、保護者からの情報とともに、登園時及び在園時に園児の状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、学校医と相談するなど適切な対応を図ること。	1 健康状態や、発育及び発達の状態についての把握が十分か。 1 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、疾病の疑いや傷害が認められた場合に適切な対応を図っているか。	(1)健康状態や、発育及び発達の状態について把握をしていない。 (1)感染症やその他の疾病の発生予防に努め、疾病の疑いや傷害が認められた場合に適切な対応を図っていない。	A A	(1)運営基準条例第10条 (2)要領第3章第1-1(1) (1)運営基準条例第18条 (2)要領第3章第1-3	

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
イ 保健計画の作成と実践	<p>1 認定子ども園法第27条において準用する学校保健安全法第5条の学校保健計画を作成する際は、全ての職員がそのわらいや内容を明確にしなが、園児一人一人の健康の保持及び増進に努めていくこと。</p> <p>(参考)認定子ども園法第27条(学校保健安全法の準用)(学校保健計画の策定等) 第5条 学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。</p>	1 学校保健計画を作成しているか。	(1)学校保健計画を作成していない。	A	(1)要領第3章第1-2 (2)認定子ども園法第27条(学保法第5条準用)
ウ 健康診断の実施	<p>1 認定子ども園法第27条において準用する学保法第13条第1項の健康診断を行ったときは、認定子ども園法第27条において準用する学保法第14条の措置を行い、教育及び保育に活用するとともに、保護者が園児の状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。</p> <p>(参考)認定子ども園法第27条(学保法の準用)(児童生徒等の健康診断) 第13条 学校においては、毎学年定期的に、児童生徒等(通信による教育を受ける学生を除く。)の健康診断を行わなければならない。 第14条 学校においては、前条の健康診断の結果に基づき疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。 (保健所との連絡) 第18条 学校の設置者は、この法律の規定による健康診断を行おうとする場合その他政令で定める場合においては、保健所と連絡するものとする。 (その他政令で定める場合) 学保法施行令第5条 一 学保法第19条の規定による出席停止が行われた場合 二 学保法第20条の規定による学校の休業を行った場合</p> <p>(参考)(認定子ども園法施行規則第27条(学保法規則の準用) (時期) 第5条 法第13条第1項の健康診断は、入園時及び毎年度2回行う(そのうち1回は6月30日までにを行うものとする。)ことを原則とする。ただし、疾病その他やむを得ない事由によつて当該期日に健康診断を受けることのできなかつた者に対しては、その事由のなくなった後すみやかに健康診断を行うものとする。</p> <p>(検査の項目)※満3歳未満の園児については、これに準ずるものとする。 第6条 学保法第13条第1項の健康診断における検査の項目は、次のとおりとする。 一 身長、体重 二 栄養状態 三 脊(せき)柱及び胸郭の疾病及び異常の有無 四 視力及び聴力 五 眼の疾病及び異常の有無 六 耳鼻咽(いん)頭疾患及び皮膚疾患の有無 七 歯及び口腔(くう)の疾病及び異常の有無 八 結核の有無 九 心臓の疾病及び異常の有無(※ただし、幼保連携型認定子ども園の園児については、心電図検査を除くことができる。) 十 尿(※ただし、幼保連携型認定子ども園においては、糖の検査を除くことができる。) 十一 その他の疾病及び異常の有無</p> <p>前項各号に掲げるもののほか、胸囲及び肺活量、背筋力、握力等の機能を、検査の項目に加えることができる。</p>	<p>1 入園児健康診断を行っているか。</p> <p>2 定期健康診断を毎年度2回行っているか。</p> <p>3 定期健康診断のうち一回を原則6月30日までにしているか。</p> <p>4 健診の結果に基づき必要な措置を講じているか。</p> <p>5 健康診断を行う場合その他政令で定める場合に、保健所と連絡をとっているか。</p>	<p>(1)入園児健康診断を行っていない。</p> <p>(1)定期健康診断を毎年度2回行っていない。</p> <p>(1)定期健康診断のうち一回を6月30日までに行っていない。</p> <p>(1)健診の結果に基づき必要な措置を講じていない。</p> <p>(1)健康診断を行う場合その他政令で定める場合に、保健所と連絡をとっていない。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>A</p>	<p>(1)要領第3章第1-2 (2)認定子ども園法第27条(学保法第13条、14条、18条準用)</p> <p>(1)認定子ども園法第27条(学保法第13条、14条、18条準用)</p> <p>(1)認定子ども園法第27条(学保法第13条、14条、18条準用)</p> <p>(1)認定子ども園法第27条(学保法第18条準用) (2)学保法施行令第5条</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等						
	<p>2 (健康診断票)</p> <p>第8条 学校においては、法第13条第1項の健康診断を行ったときは、園児の健康診断票を作成しなければならない。</p> <p>認定こども園法第14条第1項に規定する園長(以下「園長」という。)は、園児が転学した場合においては、その作成に係る当該園児の健康診断票を転学先の校長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない。</p> <p>園児の健康診断票は、5年間保存しなければならない。</p> <p>(平成28年4月1日以降の取扱い)</p> <p>1項1号及び11号の座高、寄生虫卵の有無については必須項目からは削除されるが、国通知26文科ス第96号Ⅲ1、2の改正に係る留意事項を参照するものとする。</p> <p>3 (事後措置)</p> <p>第9条 学校においては、学保法第13条第1項の健康診断を行ったときは、21日以内にその結果を園児及びその保護者(認定こども園法第2条第11項に規定する保護者をいう。)に通知するとともに、次の各号に定める基準により、法第14条の措置をとらなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 疾病の予防処置を行うこと。 二 必要な医療を受けるよう指示すること。 三 必要な検査、予防接種等を受けるよう指示すること。 四 療養のため必要な期間学校において学習しないよう指導すること。 五 特別支援学級への編入について指導及び助言を行うこと。 六 学習又は運動・作業の軽減、停止、変更等を行うこと。 七 修学旅行、対外運動競技等への参加を制限すること。 八 机又は腰掛の調整、座席の変更及び学級の編制の適正を図ること。 九 その他発育、健康状態等に応じて適当な保健指導を行うこと。 <p>4 (臨時の健康診断)</p> <p>第10条 法第13条第2項の健康診断は、次に掲げるような場合が必要があるときに、必要な検査の項目について行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 感染症又は食中毒の発生したとき。 二 風水害等により感染症の発生のおそれのあるとき。 三 夏季における休業日の直前又は直後 四 結核、寄生虫病その他の疾病の有無について検査を行う必要のあるとき。 五 卒業のとき。 <p>5 (保健調査)</p> <p>第11条 法第13条の健康診断を的確かつ円滑に実施するため、当該健康診断を行うに当たっては、小学校においては入学時及び必要と認めるとき、小学校以外の学校においては必要と認めるときに、あらかじめ園児の発育、健康状態に関する調査を行うものとする。</p> <p>●2・3号子どもについては市取扱要綱の次の考え方を準用する。</p> <p>6 入所時の健康診断は、全ての子どもが受診するものとし、定期の健康診断は、0・1歳児については原則2か月に1回、2歳以上児については原則4か月に1回受診するものとする。ただし、水遊び、プール遊びが始まる前までに行う定期の健康診断は、プール前健康診断として、全ての子どもが受診できるよう努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">【定期健康診断の回数】</p> <table border="1" data-bbox="409 1267 1034 1401"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>健診の頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0・1歳児</td> <td>原則2か月に1回</td> </tr> <tr> <td>2歳以上児</td> <td>原則4か月に1回(プール前健診を含める)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	健診の頻度	0・1歳児	原則2か月に1回	2歳以上児	原則4か月に1回(プール前健診を含める)	<p>1 健康診断票を作成しているか。</p> <p>2 健康診断票を適正に保存しているか。</p> <p>1 健康診断結果を適正な期間に園児及びその保護者に通知しているか。</p> <p>2 健康診断結果に基づき適正な措置をとっているか。</p> <p>1必要に応じて臨時健康診断を行っているか。</p> <p>1 健康診断を行うに当たり必要と認めるときに保健調査を行っているか。</p> <p>1 定期健康診断を市の要綱に基づき適正に実施しているか。</p> <p>2 プール前健康診断として水遊び、プール遊びが始まる前までの定期健康診断を受診させるよう努めているか。</p>	<p>(1)健康診断票を作成していない。</p> <p>(1)健康診断票を適正に保存していない。</p> <p>(1)健康診断結果を適正な期間に園児及びその保護者に通知していない。</p> <p>(1)健康診断結果に基づき適正な措置をとっていない。</p> <p>(1)必要に応じて臨時健康診断を行っていない。</p> <p>(1)健康診断を行うに当たり必要と認めるときに保健調査を行っていない。</p> <p>(1)定期健康診断を市の要綱に基づき適正に実施していない。</p> <p>(2)健康診断未受診者への対応が不十分である。</p> <p>(1)プール前健康診断として水遊び、プール遊びが始まる前までの定期健康診断を受診させるよう努めていない。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p>	<p>(1)認定こども園法第27条(学保法第8条準用)</p> <p>(1)認定こども園法第27条(学保法第8条準用)</p> <p>(1)認定こども園法施行規則第27条(学保法規則第9条準用)</p> <p>(1)認定こども園法施行規則第27条(学保法規則第9条準用)</p> <p>(1)認定こども園法施行規則第27条(学保法規則第10条準用)</p> <p>(1)認定こども園法施行規則第27条(学保法規則第11条準用)</p> <p>(1)市取扱要綱第9条第2項、第3項準用</p> <p>(2)健康管理マニュアル9(1)、(2)準用</p> <p>(3)健康管理マニュアル9-(1)</p> <p>(4)保育所保育指針3章1-(1)</p>
区分	健診の頻度										
0・1歳児	原則2か月に1回										
2歳以上児	原則4か月に1回(プール前健診を含める)										

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
エ 疾病等への対応	<p>1 在園時に体調不良や傷害が発生した場合には、その園児の状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、学校医やかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。</p> <p>(参考)認定こども園法第27条(学保法の準用) (健康相談) 第8条 幼保連携型認定こども園においては、園時の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする。 (保健指導) 第9条 養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者(認定こども園法第2条第11項に規定する保護者をいう。第30条において同じ。)に対して必要な助言を行うものとする。</p> <p>(参考)認定こども園法第27条(学保法の準用) (地域の医療機関等との連携) 第10条 学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。 (出席停止) 学保法施行規則第19条 園長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある園児があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。 一 第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで。 二 第二種の感染症(結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。)にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない。 イ インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日(幼児にあつては、三日)を経過するまで。 ロ 百日咳せきにあつては、特有の咳せきが消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。 ハ 麻疹にあつては、解熱した後三日を経過するまで。 ニ 流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹ちようが発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。</p> <p>ホ 風しんにあつては、発しんが消失するまで。 ヘ 水痘にあつては、すべての発しんが痂か皮化するまで。 ト 咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後二日を経過するまで。 三 結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第三種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。 四 第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。 五 第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。 六 第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。</p>	<p>1 体調不良や傷害が発生した場合に適切な処置を行っているか。</p> <p>2 健康相談を適正に行っているか。</p> <p>3 感染症その他の疾病の予防に努めているか。</p> <p>4 感染症に関する対応方法等についてあらかじめ関係機関の協力を得ているか。</p> <p>5 定められた停止期間に基づき、出席を停止させているか。</p>	<p>(1)適切な処置を行っていない。</p> <p>(1)健康相談を適正に行っていない。</p> <p>(1)感染症その他の疾病の予防に努めていない。</p> <p>(1)感染症に関する対応方法についてあらかじめ関係機関の協力を得ていない。</p> <p>(1)定められた停止期間に基づき、出席を停止させていない。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>A</p>	<p>(1)要領第3章第1-3 (2)認定こども園法第27条(学保法第8条準用)</p> <p>学保法第8条</p> <p>(1)認定こども園法第27条(学保法第8条準用)</p> <p>(1)学保法第10条</p> <p>(1)学保法第19条準用 (2)学保法施行規則第19条</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
	<p>(出席停止の報告)</p> <p>2 学保法施行規則第20条 学保法施行令第7条の規定による報告は、次の事項を記載した書面をもってするものとする。</p> <p>一 学校の名称</p> <p>二 出席を停止させた理由及び期間</p> <p>三 出席停止を指示した年月日</p> <p>四 出席を停止させた児童生徒等の学年別人員数</p> <p>五 その他参考となる事項</p> <p>(参照)学保法施行令第7条 園長は、出席停止の指示をしたときは、その旨を特別教育・保育施設の設置者に報告しなければならない。</p> <p>(臨時休業)</p> <p>第20条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。</p> <p>(参考)認定こども園法施行規則第27条(学保法規則の準用)</p> <p>(感染症の種類)</p> <p>第18条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一 第一種</p> <p>エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)、及び特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十六年法律第百十四号)第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第19条第2号イにおいて同じ。)</p> <p>二 第二種</p> <p>インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)、百日咳(せき)、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎</p> <p>三 第三種</p> <p>コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症</p> <p>感染症予防法第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。</p> <p>(参考)雇児発第0222001号通知</p> <p>社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。</p> <p>ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合</p> <p>イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合</p> <p>ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合</p> <p>3 (感染症の予防に関する細目)</p> <p>学保法施行規則第21条 特別教育・保育施設内に感染症発生及び拡大等の疑いがある時には、消毒その他適当な処置をするものとする。</p> <p>4 園児の疾病等の事態に備え、保健室等の環境を整え、救急用の薬品、適切な管理の下に材料等を常備し、全ての職員が対応できるようにしておくこと。</p>	<p>1 報告の内容は適切か。</p> <p>1 感染症予防の観点から感染症発生及び拡大等の疑いがある時には、消毒その他適当な処置を行っているか。</p> <p>1 救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理下で対応しているか。</p>	<p>(1)報告の内容が不適切である。</p> <p>(1)感染症予防の観点から感染症発生及び拡大等の疑いがある時には、消毒その他適当な処置を行っていない。</p> <p>(1)救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理を行っていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>A</p>	<p>(1)学保法第19条準用 (2)学保法施行規則第20条</p> <p>(1)学保法施行規則第21条</p> <p>(1)要領第3章第1-3</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
(2)事故防止及び安全対策 ア 安全管理	<p>●2・3号子どもについては市取扱要綱の次の考え方を準用する。</p> <p>5 本市の幼保連携型認定子ども園にあっては、投薬は原則、行わないものとする。ただし、抗けいれん剤やエビベン等で、川崎市保育所入所児童等健康管理委員会において、医学上、必要やむを得ないと認められた場合のみ、投薬を実施できるものとする。</p>	<p>1 投薬の実施にあたっては、健康管理委員会の承認を得ているか。</p> <p>2 投薬の実施にあたっては、関係職員、保護者及び主治医等と十分連携を図り、適切な薬の管理等を行っているか。</p>	<p>(1)投薬の実施にあたり、健康管理委員会の承認を得ていない。</p> <p>(1)投薬の実施にあたり、関係職員、保護者及び主治医等と十分連携を図るなど適切な薬の管理等を行っていない。</p>	<p>A</p> <p>A</p>	<p>(1)市取扱要綱第9条第6項準用 (2)健康管理マニュアル32準用</p> <p>(1)市取扱要綱第9条第6項準用 (2)保育所保育指針第3章1(3)ウ準用 (3)雇児保発0317第1号準用 (4)健康管理マニュアル32準用</p>
	<p>(参考)市条例第15条(幼稚園設置基準第7条第2項準用)</p> <p>1 幼稚園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。</p> <p>2 在園児の事故防止のために園児の心身の状態等を踏まえつつ、認定子ども園法第27条において準用する学保法第27条の学校安全計画の策定等を通じ、職員の共通理解と体制づくりを図るとともに、家庭や地域の諸機関の協力の下に安全指導を行うこと。</p>	<p>1 施設・設備が安全・快適に生活できるよう配慮されているか。</p> <p>2 事故の発生または再発防止のための措置を講じているか。</p> <p>3 事故が発生した場合、速やかな連絡等、適切な対応がとられているか。</p> <p>4 事故の状況及び対応等を記録しているか。</p> <p>1 施設及び設備並びに管理運営体制の充実等の措置を講じているか。</p>	<p>(1)施設・設備に早急な安全上の改善を要する危険な箇所が存在する。</p> <p>(2)施設・設備に安全・快適に生活できるためには適切でない箇所がある。</p> <p>(1)事故防止・事故対応マニュアルを整備していない。</p> <p>(2)事故の再発防止のための検証がされていない。</p> <p>(1)事故が発生した場合、必要な事故報告を行っていない。</p> <p>(1)事故とその対応等に関する記録簿を整備していない。</p> <p>(1)施設及び設備並びに管理運営体制の充実等の措置を講じていない。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>A</p>	<p>(1)認定子ども園条例第15条(幼稚園設置基準準用) (2)認定子ども園法第27条(学保法第26～28条準用)</p> <p>(3)認定子ども園法施行規則第27条(学保法施行規則第28、29条準用)</p> <p>(4)雇児第418号 (5)雇児総発第402号</p> <p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(内閣府令第39号)第32条</p> <p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(内閣府令第39号)</p> <p>(1)認定子ども園法第27条(学保法第26条準用)</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
	<p>(参考)認定こども園法第27条(学保法の準用) (学校安全に関する学校の設置者の責務) 第26条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等(以下この条及び第29条第3項において「事故等」という。)により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合(同条第1項及び第2項において「危険等発生時」という。)において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 (学校安全計画の策定等) 第27条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。 (学校環境の安全の確保) 第28条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。</p> <p>(参考)認定こども園法施行規則第27条(学保法施行規則の準用) (安全点検) 第28条 法第27条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期1回以上、園児が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。 2 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。 (日常における環境の安全) 第29条 学校においては、前条の安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。</p>	<p>2 学校安全計画を策定し、計画を実施しているか。</p> <p>3 安全点検を毎学期1回以上系統的に行っているか。</p> <p>4 臨時の安全点検を必要があるときに臨時に行っているか。</p> <p>5 設備等について日常的な点検を行っているか。</p>	<p>(1)学校安全計画を策定していない。 (2)学校安全計画を計画どおりに実施していない。</p> <p>(1)安全点検を毎学期1回以上行っていない。 (2)安全点検を系統的に行っていない。</p> <p>(1)臨時の安全点検の必要があるにもかかわらず実施していない。</p> <p>(1)設備等について日常的な点検を行っていない。</p>	<p>A B A B B</p>	<p>(1)認定こども園法第27条(学保法第27条準用) (1)認定こども園法第27条(学保法第27条準用) (1)認定こども園法第27条(学保法第27条準用) (1)認定こども園法施行規則第27条(学保法施行規則第28条準用)</p>
イ 乳幼児突然死症候群の予防	<p>1 乳幼児突然死症候群(SIDS)とは、それまでの健康状態や既往歴からは予想できずに突然の死をもたらす症候群とされており、幼保連携型認定こども園においては午睡中に起きる可能性が大きい。 よって日頃よりSIDSチェック表で園児の呼吸状態の把握に努めることが大切である。 異常発見時は速やかに心肺蘇生を行い、救急車を要請する。</p> <p>(参考)健康管理マニュアル16抜粋 0歳児……5分毎のSIDSチェック(個別確認) 1歳児……10分毎のSIDSチェック(個別確認) 2歳児……15分毎のSIDSチェック(クラス全体確認) 3歳以上児……30分毎のSIDSチェック(クラス全体確認)</p> <p>2 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる環境を確保するとともに、在園時間が異なることや、睡眠時間は園児の発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。</p>	<p>1 乳幼児突然死症候群予防の睡眠時確認を行い記録しているか。</p> <p>2 園児の呼吸状態に異常を発見した際、迅速に対応できる体制が整っているか。</p> <p>1 午睡が一律とならないよう配慮されているか。</p>	<p>(1)0・1歳児に対して乳幼児突然死症候群予防のための睡眠時確認を行っていない、又は記録を作成していない。</p> <p>(2)2歳以上児に対して乳幼児突然死症候群予防のための睡眠時確認を行っていない、又は記録を作成していない。</p> <p>(1)園児の呼吸状態に異常を発見した際の体制が整えられていない。 (1)午睡が一律とならないよう配慮されていない。</p>	<p>A B A B</p>	<p>(1)要領第3章第3-2 (2)健康管理マニュアル16準用 (3)園指導監査通知 (4)認可基準条例第22条 準用 (5)市取扱要綱第9条第1項、第7項準用 (6)教育・保育施設等における事故防止等ガイドライン</p> <p>(1)要領第3章第3-2 (2)市取扱要綱第9条第1項、第7項準用 (1)要領第1章第3-4</p>
ウ プール活動・水遊び中の安全対策	<p>1 プール・水遊び中の事故防止のために、監視体制を整備する必要がある。 プール活動、水遊びの際に注意すべきポイント:監視者は監視に専念する、くまなく監視する、十分な監視体制の確保ができない場合についてはプール活動の中止も選択肢とする 等</p>	<p>1 プール活動、水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないようにもっぱら監視を行うものとプール等指導を行うものを分けて配置し、記録しているか。</p> <p>2 職員間で事前に注意すべきポイントを確認し、記録しているか。</p>	<p>(1)プール活動、水遊びを行う場合は、監視を行うものとプール等指導を行うものを分けて配置せず、記録をしていない。</p> <p>(1)職員間で事前に注意すべきポイントを確認せず、記録をしていない。</p>	<p>B B</p>	<p>(1)教育・保育施設等における事故防止等ガイドライン</p> <p>(1)教育・保育施設等における事故防止等ガイドライン</p>

會計編

本指導監査基準では、関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

NO.	関係法令及び通知等	略称
1	(昭和46年4月1日号外文部省令第18号)学校法人会計基準	省令 学校法人会計基準
2	(25高私参第8号)学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について(通知)	国通知 25高私参第8号
3	(25高私参第9号)「恒常的に保持すべき資金の額について」の改正について(通知)	国通知 25高私参第9号
4	(学校法人委員会実務指針第45号)「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について(通知)」に関する実務指針	指針 実務指針
5	(平成26年9月5日条例第36号)川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例	条例 運営基準条例
6	(平成30年4月1日)川崎市認定こども園の認定、認可、運営の条件等に係る取扱要綱	要綱 市取扱要綱

<会計編>

1 総則	1	(10)貸借対照表の様式	13
(1)学校法人会計の基準	1	5 注記事項	13
(2)会計の原則	1	(1)重要な会計方針の記載方法	13
(3)計算書類	1	(2)活動区分ごとの調定勘定等の加減の計算過程の注記	15
(4)総額表示	1	(3)有価証券の時価情報に係る注記の記載	15
2 資金収支計算及び資金収支計算書	2	6 附属明細表	15
(1)資金収支計算の目的	2	7 区分経理	15
(2)資金収支計算の方法	2	8 予算及び財務関係書類の提出	15
(3)資金収支計算書の記載方法	4		
(4)資金収支計算書の記載科目	4		
(5)前期末前受金等	4		
(6)資金収支計算書の様式	4		
(7)資金収支内訳表の記載方法等	4		
(8)人件費支出内訳表の記載方法等	5		
(9)活動区分資金収支計算書の記載方法等	5		
3 事業活動収支計算及び事業活動収支計算書	5		
(1)事業活動収支計算の目的	5		
(2)事業活動収支計算の方法	5		
(3)事業活動収支計算書の記載方法	8		
(4)事業活動収支計算書の記載科目	8		
(5)当年度収支差額の記載	8		
(6)翌年度繰越収支差額	9		
(7)翌年度繰越収支差額の記載	9		
(8)事業活動収支計算書の様式	9		
4 貸借対照表	9		
(1)資産の評価	9		
(2)減価償却	10		
(3)有価証券の評価換え	11		
(4)徴収不能額の引当	11		
(5)基本金	11		
(6)基本金への組入れ	11		
(7)基本金の取崩し	12		
(8)貸借対照表の記載方法等	13		
(9)貸借対照表の記載科目	13		

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
1 総則 (1)学校法人会計の基準	<p>1 私立学校振興助成法(昭和第50年法律第61号。以下「法」という。)第14条第1項に規定する学校法人(法附則第2条第1項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者にあつては、同条第3項の規定による特別の会計の経理をするものに限るものとし、以下第6章を除き「学校法人」という。)は、この省令で定めるところに従い、会計処理を行い、財務計算に関する書類(以下「計算書類」という。)を作成しなければならない。</p> <p>2 学校法人は、この省令に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる学校法人会計の原則に従い、会計処理を行い、計算書類を作成しなければならない。</p>	<p>1 学校法人会計基準省令(以下「会計基準省令」という)に従い、会計処理を行い、計算書類を作成しているか。</p>	<p>(1)会計基準省令に従い、会計処理を行い、計算書類を作成していない。</p>	A	(1)学校法人会計基準第1条第1項
(2)会計の原則	<p>1 学校法人は、次に掲げる原則によつて、会計処理を行い、計算書類を作成しなければならない。</p> <p>一 財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。</p> <p>二 すべての取引について、複式簿記の原則によつて、正確な会計帳簿を作成すること。</p> <p>三 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明かりよに表示すること。</p> <p>四 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。</p>	<p>1 計算書類は、財政及び経営の状況について真実な内容を表示しているか。</p> <p>2 複式簿記の原則により、正確な会計帳簿を作成しているか。</p> <p>3 会計処理の原則及び手続き、計算書類の表示方法について、みだりに変更していないか。</p>	<p>(1)計算書類が、財政及び経営の状況について真実な内容を表示していない。</p> <p>(1)複式簿記の原則によらず、正確な会計帳簿の作成していない。</p> <p>(1)会計処理の原則及び手続き、計算書類の表示方法について、みだりに変更している。</p>	A	(1)学校法人会計基準第2条
(3)計算書類	<p>1 学校法人が作成しなければならない計算書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 資金収支計算書並びにこれに附属する次に掲げる内訳表及び資金収支計算書に基づき作成する活動区分資金収支計算書</p> <p>イ 資金収支内訳表</p> <p>ロ 人件費支出内訳表</p> <p>二 事業活動収支計算書及びこれに附属する事業活動収支内訳表</p> <p>三 貸借対照表及びこれに附属する次に掲げる明細表</p> <p>イ 固定資産明細表</p> <p>ロ 借入金明細表</p> <p>ハ 基本金明細表</p> <p>【活動区分資金収支計算書の作成に関する特例】 都道府県知事を所轄庁とする学校法人(以下「知事所轄学校法人」という。)は、第4条の規定にかかわらず、活動区分資金収支計算書又は基本金明細表(高等学校を設置するものにあつては、活動区分資金収支計算書に限る。)を作成しないことができる。</p> <p>【計算書類の作成の特例】 私立学校振興助成法第14条第1項に規定する学校法人(私立学校振興助成法附則第2条第1項に規定する学校法人及び法による改正前の私立学校法第59条第8項の規定の適用を受けた学校法人を除く。次項において同じ。)については、法第14条第1項の規定が初めて適用される会計年度における資金収支計算に係る会計処理以外の会計処理及び資金収支計算書(これに附属する内訳表を含む。)以外の計算書類の作成はなお従前の例によることができる。</p>	<p>1 資金収支計算書、附属する内訳表、活動区分資金収支計算書を作成しているか。</p> <p>2 事業活動収支計算書及びこれに附属する事業活動収支内訳表を作成しているか。</p> <p>3 貸借対照表及びこれに附属する明細表を作成しているか。</p>	<p>(1)資金収支計算書、附属する内訳表、活動区分資金収支計算書を作成していない。</p> <p>(1)事業活動収支計算書及びこれに附属する事業活動収支内訳表を作成していない。</p> <p>(1)貸借対照表及びこれに附属する明細表を作成していない。</p>	A	(1)学校法人会計基準第4条、第37条、附則第2項
(4)総額表示	<p>1 計算書類に記載する金額は、総額をもつて表示するものとする。ただし、預り金に係る収入と支出その他経過的な収入と支出及び食堂に係る収入と支出その他教育活動に付随する活動に係る収入と支出については、純額をもつて表示することができる。</p>	<p>1 計算書類に記載する金額は総額をもつて表示しているか。</p>	<p>(1)計算書類に記載する金額は総額をもつて表示しているか。</p>	A	(1)学校法人会計基準第5条

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
<p>2 資金収支計算及び資金収支計算書</p> <p>(1)資金収支計算の目的</p> <p>(2)資金収支計算の方法</p>	<p>1 学校法人は、毎会計年度、当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金(現金及びいつでも引き出すことができる預貯金をいう。以下同じ。)の収入及び支出のてん末を明らかにするため、資金収支計算を行うものとする。</p> <p>1 資金収入の計算は、当該会計年度における支払資金の収入並びに当該会計年度の諸活動に対応する収入で前会計年度以前の会計年度において支払資金の収入となつたもの(第11条において「前期前受金」という。)及び当該会計年度の諸活動に対応する収入で翌会計年度以後の会計年度において支払資金の収入となるべきもの(第11条において「期末未収入金」という。)についても行うものとする。</p> <p>2 資金支出の計算は、当該会計年度における支払資金の支出並びに当該会計年度の諸活動に対応する支出で前会計年度以前の会計年度において支払資金の支出となつたもの(第11条において「前期末前払金」という。)及び当該会計年度の諸活動に対応する支出で翌会計年度以後の会計年度において支払資金の支出となるべきもの(第11条において「期末未払金」という。)について行うものとする。</p> <p>3 (1)教育活動による資金収支 ①新基準第4号様式に定める「教育活動による資金収支」とは、資金収支計算書の資金収入及び資金支出のうち、以下に示す(2)の①「施設整備等活動による資金収支」及び(3)の①「その他の活動による資金収支」を除いたものをいう。 ②「特別寄付金収入」とは、用途指定のある寄付金収入のうち、施設設備寄付金収入を除いたものをいう。 ③「経常費等補助金収入」とは、補助金収入のうち、施設設備補助金収入を除いたものをいう。</p> <p>【補助金収入の区分】 第8号通知 I 2.(1)③において、「経常費等補助金収入」とは、「補助金収入のうち、施設設備補助金収入を除いたものをいう」と定義され、また、同通知 I 2.(2)④において、「施設設備補助金収入」とは、「施設設備の拡充等のための補助金収入をいう」と定義されている。 したがって、当該補助金交付の根拠法令、交付要綱等の趣旨から判断して施設設備のためという目的が明確な補助金収入のみ「施設整備等活動による資金収支」の活動区分に「施設設備補助金収入」の科目で計上し、それ以外の補助金収入は、「教育活動による資金収支」の活動区分に「経常経費等補助金収入」の科目で計上する。 なお、活動区分資金収支計算書における「教育活動による資金収支」の活動区分の「経常費等補助金収入」は、事業活動収支計算書では、「教育活動収支」の「経常費等補助金」として計上する。また、活動区分資金収支計算書における「施設整備等活動による資金収支」の活動区分の「施設設備補助金収入」は、事業活動収支計算書では、「特別収支」の「施設設備補助金」として計上する。 ①利子補給を目的とした補助金 新校舎の建設の融資に係る利子の一部を助成する補助金については、融資に対する利子の補助金であり、また「その他の活動による資金収支」にも該当していないことから、「教育活動による資金収支」の活動区分に計上するという考え方もある。 しかし、施設の充実に図る目的で補助されるものであるため、補助金の交付者の目的に照らして「施設整備等活動による資金収支」の活動区分に計上することになる。 ②経常費補助金のうち設備支出を対象とする部分 1-1における基本的な考え方(「教育活動による資金収支」を広く捉える考え方)により、「施設整備等活動による資金収支」の活動区分に含まれる補助金は、交付者の目的が、施設又は設備の取得等に充てることが明確な場合に限定して捉えることになる。</p>	<p>1 毎会計年度、当該会計年度における資金収支計算を行っているか。</p> <p>1 資金収入の計算は当該会計年度の収入並びに前期前受金及び期末未収入金について行っているか。</p> <p>1 資金支出の計算は当該会計年度の支出並びに前期末前払金及び期末未払金について行っているか。</p> <p>1 教育活動による資金収支の計算は適正か。</p>	<p>(1)毎会計年度、当該会計年度における資金収支計算を行っていない。</p> <p>(1)資金収入の計算は当該会計年度の収入並びに前期前受金及び期末未収入金について行っていない。</p> <p>(1)資金支出の計算は当該会計年度の支出並びに前期末前払金及び期末未払金について行っていない。</p> <p>(1)教育活動による資金収支の計算が適正でない。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>(1)学校法人会計基準第6条</p> <p>(1)学校法人会計基準第7条第1項</p> <p>(1)学校法人会計基準第7条第2項</p> <p>(1)25高私参第8号 I -2(1) (2)実務指針1-4</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
	<p>したがって、図書や機器備品といった設備関係支出を補助対象とした補助金を収受したとしても、当該補助金が私立大学等の教育活動の維持向上等に寄与するための経常的経費の補助であることから、その収入全てを「教育活動による資金収支」の活動区分に計上する。</p> <p>4 (2)施設整備等活動による資金収支</p> <p>①新基準第4号様式に定める「施設整備等活動による資金収支」とは、新基準第14条の2第1項第2号に定める「施設若しくは設備の取得又は売却その他これらに類する活動」に係る資金収入及び資金支出をいう。</p> <p>②「その他これらに類する活動」とは資産の額の増加を伴う施設若しくは設備の改修等であり、施設設備の修繕費や除却に伴う経費は含まない。</p> <p>③「施設設備寄付金収入」とは、施設設備の拡充等のための寄付金収入をいう。</p> <p>④「施設設備補助金収入」とは、施設設備の拡充等のための補助金収入をいう。</p> <p>⑤「施設設備売却収入」とは、施設設備の売却による収入をいう。</p> <p>⑥「(何)引当特定資産収入」とは施設設備に用途指定のある特定資産の取崩しに伴う収入のうち、「第2号基本金引当特定資産取崩収入」を除いたものをいう。</p> <p>【寄付金収入の区分】</p> <p>第8号通知 I 2.(1)②において、「特別寄付金収入」とは、「用途指定のある寄付金収入のうち、施設設備寄付金収入を除いたものをいう」と定義され、また、同通知 I 2.(2)③において、「施設設備寄付金収入」とは、「施設設備の拡充等のための寄付金収入をいう」と定義されている。</p> <p>したがって、施設設備拡充等のためという寄付者の意思が明確な寄付金収入のみ「施設整備等活動による資金収支」の活動区分に「施設設備寄付金収入」の科目で計上し、それ以外の寄付金収入は、「教育活動による資金収支」の活動区分に「特別寄付金収入」又は「一般寄付金収入」の科目で計上することになる。</p> <p>また、寄付者の意思は、寄付金趣意書、寄付金申込書等により可能な限り明確にすることが望ましいが、寄付者の意思が明確でない場合は、「教育活動による資金収支」の活動区分に計上することになる。</p> <p>なお、活動区分資金収支計算書における「教育活動による資金収支」の活動区分の「特別寄付金収入」又は「一般寄付金収入」は、事業活動収支計算書では、「教育活動収支」の「寄付金」に「特別寄付金」又は「一般寄付金」として計上されることになる。</p> <p>また、活動区分資金収支計算書における「施設整備等活動による資金収支」の活動区分の「施設設備寄付金収入」は、事業活動収支計算書では、「特別収支」の「その他の特別収入」に「施設設備寄付金」として計上することになる。</p> <p>【特定資産に係る取崩収入及び繰入支出の区分】</p> <p>第8号通知 I 2.(2)⑥において、「(何)引当特定資産取崩収入」とは、施設設備に用途指定のある特定資産の取崩しに伴う収入のうち、第2号基本金引当特定資産取崩収入を除いたものをいう」と定義され、また、同通知 I 2.(3)③において、「(何)引当特定資産取崩収入」とは、施設設備以外に用途指定のある特定資産の取崩しに伴う収入のうち、「第3号基本金引当特定資産取崩収入」を除いたものをいう」と定義されている。</p> <p>したがって、施設設備に用途指定のある特定資産に係る取崩収入又は繰入支出は、「施設整備等活動による資金収支」の活動区分に計上し、施設設備以外に用途指定のある特定資産に係る取崩し収入又は繰入支出は、「その他の活動による資金収支」の活動区分に計上する。</p> <p>すなわち、減価償却引当特定資産に係る取崩収入又は繰入支出は、「施設整備等活動による資金収支」の活動区分に計上され、退職給与引当特定資産に係る取崩収入又は繰入支出は「その他の活動による資金収支」の活動区分に計上する。</p> <p>また、特定資産に係る収支は、学校法人会計基準(以下「基準」という。)第5条のただし書で純額表示が認められた収入と支出に該当しないため、活動区分資金収支計算書において、総額をもって表示する。</p>	<p>1 施設整備等活動による資金収支の計算は適正か。</p>	<p>(1)施設整備等活動による資金収支の計算が適正でない。</p>	<p>A</p>	<p>(1)25高私参第8号 I -2(2) (2)実務指針1-2 (3)実務指針1-6</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
	<p>5 (3)その他の活動による資金収支 ①新基準第4号様式に定める「その他の活動による資金収支」とは、財務活動のほか、収益事業に係る活動、預り金の受け払い等の経過的な活動に係る資金収入及び資金支出、並びに過年度修正額をいい、新基準第14条の2第1項第3号に定める「資金調達その他前2号に掲げる活動以外の活動」に係る資金収入及び資金支出をいう。 ②①中の財務活動とは、資金調達及び資金運用に係る活動をいう。 ③「(何)引当特定資産取崩収入」とは、施設設備以外に用途指定のある特定資産の取崩しに伴う収入のうち、「第3号基本基金引当金特定資産取崩収入」を除いたものをいう。 ④「(何)引当特定資産取崩収入」の次の項の「(何)」には、「貸付金回収収入」、「預り金受入収入」その他これらに類する収入が該当する。 ⑤「収益事業元入金支出」の次の項の「(何)」には、「貸付金支払支出」、「預り金支払支出」その他これらに類する支出が該当する。</p>	<p>1 その他の活動による資金収支の計算は適正か。</p>	<p>(1)その他の活動による資金収支の計算が適正でない。</p>	A	(1)25高私参第8号 I-2(3)
	<p>6 「過年度修正額」のうち、資金収入又は資金支出を伴うものについては、事業活動収支計算書においては小科目「過年度修正額」で処理することとなるが、資金収支計算書及び活動区分資金収支計算書においては、次のとおり処理するものとする。 (1)資金収支計算書においては、資金収入又は資金支出があった年度において、資金収入は大科目「雑収入」に小科目「過年度修正収入」を設け、資金支出は大科目「管理経費支出」に小科目「過年度修正支出」を設けて処理するものとする。 (2)活動区分資金収支計算書においては、資金収入又は資金支出があった年度において、「その他の活動による資金収支」に小科目「過年度修正収入」又は「過年度修正支出」を設けて処理するものとする。</p>	<p>1 資金収入又は支出を伴う過年度修正額の処理は適正か。</p>	<p>(1)資金収入又は支出を伴う過年度修正額の処理が適正でない。</p>	B	(1)25高私参第8号 I-4
(3)資金収支計算書の記載方法	<p>1 資金収支計算書には、収入の部及び支出の部を設け、収入又は支出の科目ごとに当該会計年度の決算の額を予算の額と対比して記載するものとする。</p>	<p>1 資金収支計算書に収入及び支出の部を設け、科目ごとに決算の額を予算の額と対比して記載しているか。</p>	<p>(1)資金収支計算書に収入及び支出の部を設け、科目ごとに決算の額を予算の額と対比して記載していない。</p>	B	(1)学校法人会計基準第9条
(4)資金収支計算書の記載科目	<p>1 資金収支計算書に記載する科目は、別表第一のとおりとする。</p>	<p>1 資金収支計算書に記載する科目は別表第一のとおりとなっているか。</p>	<p>(1)資金収支計算書に記載する科目が別表第一のとおりとなっていない。</p>	B	(1)学校法人会計基準第10条
(5)前期末前受金等	<p>1 当該会計年度の資金収入のうち前期末前受金及び期末未収入金は、収入の部の控除科目として、資金収支計算書の収入の部に記載するものとする。</p>	<p>1 前期末前受金及び期末未収入金を資金収支計算書の収入の部に控除項目として記載しているか。</p>	<p>(1)前期末前受金及び期末未収入金を資金収支計算書の収入の部に控除項目として記載していない。</p>	A	(1)学校法人会計基準第11条第1項
(6)資金収支計算書の様式	<p>2 当該会計年度の資金支出のうち前期末前払金及び期末未払金は、支出の部の控除科目として、資金収支計算書の支出の部に記載するものとする。</p>	<p>1 前期末前払金及び期末未払金を支出の部の控除項目として記載しているか。</p>	<p>(1)前期末前払金及び期末未払金を支出の部の控除項目として記載していない。</p>	A	(1)学校法人会計基準第11条第2項
(7)資金収支内訳表の記載方法等	<p>1 資金収支内訳表には、資金収支計算書に記載される収入および支出で当該会計年度の諸活動に対応するものの決算の額を次に掲げる部門ごとに区別して記載するものとする。 一 学校法人(専修学校及び各種学校を含み、次号から第5号までに掲げるものを除く。) 二 各学校(専修学校及び各種学校を含み、次号から第5号までに掲げるものを除く。) 三 研究所 四 各病院 五 農場、演習林その他前2号に掲げる施設の規模に相当する規模を有する各施設</p>	<p>1 資金収支内訳表は部門ごとに区分して記載されているか。</p>	<p>(1)資金収支内訳表が部門ごとに区分して記載されていない。</p>	B	(1)学校法人会計基準第13条第1項

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
(8)人件費支出内訳表の記載方法等	<p>2 資金収支内訳表の様式は、第二号様式のとおりとする。</p> <p>1人件費支出内訳表には、資金収支計算書に記載される人件費支出の決算の額の内訳を前条第1項各号に掲げる部門ごとに区分して記載するものとする。</p> <p>2 人件費支出内訳表の様式は、第三号様式のとおりとする。</p>	<p>1 資金収支内訳表は第二号様式のとおりとなっているか。</p> <p>1 人件費支出内訳表は部門ごとに区分して記載されているか。</p> <p>1 人件費支出内訳表は第三号様式となっているか。</p>	<p>(1)資金収支内訳表が第二号様式のとおりとなっていない。</p> <p>(1)人件費支出内訳表が部門ごとに区分して記載されていない。</p> <p>(1)人件費支出内訳表が第三号様式となっていない。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>A</p>	<p>(1)学校法人会計基準第13条第5項</p> <p>(1)学校法人会計基準第14条第1項</p> <p>(1)学校法人会計基準第14条第3項</p>
(9)活動区分資金収支計算書の記載方法等	<p>1 活動区分資金収支計算書には、資金収支計算書に記載される資金収入及び資金支出の決算の額を次に掲げる活動ごとに区分して記載するものとする。</p> <p>一 教育活動 二 施設もしくは設備の取得又は売却その他これらに類する活動 三 資金調達その他前2号に掲げる活動以外の活動</p> <p>【活動区分資金収支計算書の区分:基本的な考え方】 第8号通知 I 2.(1)①において、「教育活動による資金収支」は、「施設整備等活動による資金収支」及び「その他の活動による資金収支」を除いたものと示されている。学校法人は、設置基準に基づき必要な施設設備等を用意した上で、教育活動を実施する設置主体であることから、学校法人における活動は、基本的には教育活動による収支が中心となる。一方で、教育活動を継続的に実施するためには、施設設備の取替更新や更なる取得といった活動も必要であるから、「施設整備等活動による資金収支」については、「教育活動による資金収支」をインフラ面から支える活動と考えられ、施設設備の拡充等に限定されたものとされる。また、「その他の活動による資金収支」については、同通知 I 2.(3)①において、財務活動、収益事業に係る活動、預り金の受払い等の経過的な活動、過年度修正額と例示されている。したがって、基本的な考え方として、「施設整備等活動による資金収支」及び「その他の活動による資金収支」については、通知における定義に従って区分して計上し、それ以外の収支を広く「教育活動による資金収支」の活動区分に計上する。なお、学生生徒等納付金収入については、納付金の内訳名称にかかわらず、「教育活動による資金収支」の活動区分に計上することとされている。</p> <p>2 活動区分資金収支計算書の様式は、第四号様式のとおりとする。</p>	<p>1 活動区分資金収支計算書の区分は適正か。</p> <p>1 活動区分資金収支計算書は第四号様式のとおりとなっているか。</p>	<p>(1)活動区分資金収支計算書の区分が適正でない。</p> <p>(1)活動区分資金収支計算書が第四号様式となっていない。</p>	<p>A</p> <p>A</p>	<p>(1)学校法人会計基準第14条の2第1項、第37条 (2)実務指針1-1</p> <p>(1)学校法人会計基準第14条の2第2項</p>
<p>3 事業活動収支計算及び事業活動収支計算書</p> <p>(1)事業活動収支計算の目的</p> <p>(2)事業活動収支計算の方法</p>	<p>1 学校法人は、毎会計年度、当該会計年度の次に掲げる活動に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容を明らかにするとともに、当該会計年度において第29条及び第30条の規定により基本金に組み入れる額(以下「基本金組入額」という。)を控除した当該会計年度の諸活動に対応する全ての事業活動収入及び事業活動支出の均衡の状態を明らかにするため、事業活動収支計算を行うものとする。</p> <p>一 教育活動 二 教育活動以外の経常的な活動 三 前2号に掲げる活動以外の活動</p> <p>1 事業活動収入は当該会計年度の学校法人の負債とならない収入を計算するものとする。</p> <p>2 事業活動支出は、当該会計年度において消費する資産の取得価額及び当該会計年度における用役の対価に基づいて計算するものとする。</p>	<p>1 毎会計年度、対応する事業活動ごとに当該会計年度における事業活動収支計算を行っているか。</p> <p>1 事業活動収入は、当該会計年度の学校法人の負債とならない収入を計算しているか。</p> <p>1 事業活動支出は、当該会計年度に消費する資産の取得価額、用役の対価に基づいて計算しているか。</p>	<p>(1)毎会計年度、対応する事業活動ごとに事業活動収支計算を行っていない。</p> <p>(1)事業活動収入が、当該会計年度の学校法人の負債とならない収入を計算していない。</p> <p>(1)事業活動支出を、当該会計年度に消費する資産の取得価額、用役の対価に基づいて計算していない。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>(1)学校法人会計基準第15条</p> <p>(1)学校法人会計基準第16条第1項</p> <p>(1)学校法人会計基準第16条第2項</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
	<p>3 事業活動収支計算は、前条各号に掲げる活動ごとに前2項の規定により計算した事業活動収入と事業活動支出を対照して行うとともに、事業活動収入の額から事業活動支出の額を控除し、その残額から基本金組入額を控除して行うものとする。</p> <p>4 (1)教育活動収支 ①新基準第5号様式に定める「教育活動収支」とは、経常的な事業活動収入及び事業活動支出のうち、以下に示す(2)の①「教育活動外収支」に係る事業活動収入及び事業活動支出を除いたものをいう。</p> <p>【寄付金の区分】 活動区分資金収支計算書における寄付金収入の区分(1-2参照)に応じて、事業活動収支計算書においては、「施設設備寄付金」は「特別収支」の「その他の特別収入」に計上することになる。それ以外の寄付金は「教育活動収支」の「寄付金」に「特別寄付金」又は「一般寄付金」として計上する。 また、寄付者の意思は、寄付金趣意書、寄付金申込書等により、可能な限り明確にすることが望ましいが、寄付者の意思が明確でない場合は、「教育活動収支」の「一般寄付金」に計上する(1-2、1-3参照)。 なお、「現物寄付」については、施設設備の受贈は「特別収支」に計上し、施設設備以外の受贈は「教育活動収支」に計上する。ここで、施設設備以外の受贈としては、貯蔵品、固定資産に計上しない機器備品、雑誌等の受入れが考えられる。</p> <p>【補助金の区分】 活動区分資金収支計算書における「教育活動による資金収支」の活動区分の「経常費等補助金収入」は、事業活動収支計算書では、「教育活動収支」の「経常費等補助金」として計上する。また、活動区分資金収支計算書における「施設整備等活動による資金収支」の活動区分の「施設設備補助金収入」は、事業活動収支計算書では、「特別収支」の「施設設備補助金」として計上する。したがって、それぞれ以下のとおりとなる(1-4参照)。 ①利子補給を目的とした補助金 補助金の交付者の目的に基づき、「特別収支」の「施設設備補助金」に計上する。 ②経常費補助金のうち設備支出を対象とする部分 補助金の交付者の目的に基づき、区別することなくその全てを「教育活動収支」の「経常費等補助金」に計上する。</p> <p>【災害損失の範囲及び会計処理】 「災害」とは、一般的に、暴風、洪水、高潮、地震、大火その他の異常な現象により生ずる災害をいう。したがって、ここでは、盗難、事故、通常の火災などは含まれない。 なお、第8号通知 I 3.(3)②において、「災害損失」とは「資産処分差額のうち、災害によるものをいう」とされていることから、その災害に対応する復旧や現状回復のための支出については、当該「災害損失」には含められず、「教育活動収支」に計上されることになる。</p> <p>【徴収不能額、徴収不能引当金繰入額の計上区分】 学生生徒等納付金に係る未収入金だけでなく、学生生徒・教職員への貸付金や、大学の附属病院における医療収入未収入金等に対しても徴収不能額や徴収不能引当金繰入額が計上される場合がある。これらは、「教育活動外収支」にも「特別収支」にも当たらず、全て教育活動収支の事業活動支出として計上する。</p> <p>5 (2)教育活動外収支 ①新基準第5号様式に定める「教育活動外収支」とは、経常的な財務活動及び収益事業に係る事業活動収入及び事業活動支出をいい、新基準第15条第2号に定める「教育活動以外の経常的な活動」に係る事業活動収入及び事業活動支出をいう。 ②①の中の財務活動とは資金調達及び資金運用に係る活動をいう。</p>	<p>1 事業活動収支計算は、事業活動収入から事業活動支出を控除し、その残額から基本金組入額を控除して行っているか。</p> <p>1 教育活動収支は適正か。</p> <p>1 教育活動外収支は適正か。</p>	<p>(1)事業活動収支計算が、事業活動収入から事業活動支出を控除し、その残額から基本金組入額を控除して行われていない。</p> <p>(1)教育活動収支が適正でない。</p> <p>(1)教育活動外収支が適正でない。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>(1)学校法人会計基準第16条第3項</p> <p>(1)25高私参第8号 I -3(1) (2)実務指針2-2、2-3、2-5、2-7</p> <p>(1)25高私参第8号 I -3(2)</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
	<p>6 (3)特別収支</p> <p>①新基準第5号様式に定める「特別収支」とは、特殊な要因によって一時的に発生した臨時的な事業活動収入及び事業活動支出をいい、新基準第15条第3号に定める「前2号に掲げる活動以外の活動」に係る事業活動収入及び事業活動支出をいう。</p> <p>②特別収支には、「資産売却差額」、「施設設備寄付金」、「現物寄付」、「施設設備補助金」、「資産処分差額」、「過年度修正額」、「災害損失」及びデリバティブ取引の解約に伴う損失又は利益が該当するものとする。</p> <p>「災害損失」とは資産処分差額のうち、災害によるものをいう。</p> <p>③平成23年2月17日付け22高私参第11号「退職給与引当金の経常当に係る会計方針の統一について(通知)」に基づき、退職給与引当金の計上に係る変更時差異を平成23年度に一括計上せず毎年度均等に繰り入れる措置によっている場合の「退職給与引当金特別繰入額」についても特別収支に該当するものとする。</p> <p>【寄付金の区分】</p> <p>活動区分資金収支計算書における寄付金収入の区分(1-2参照)に応じて、事業活動収支計算書においては、「施設設備寄付金」は「特別収支」の「その他の特別収入」に計上することになる。それ以外の寄付金は「教育活動収支」の「寄付金」に「特別寄付金」又は「一般寄付金」として計上する。</p> <p>また、寄付者の意思は、寄付金趣意書、寄付金申込書等により、可能な限り明確にすることが望ましいが、寄付者の意思が明確でない場合は、「教育活動収支」の「一般寄付金」に計上する(1-2、1-3参照)。</p> <p>なお、「現物寄付」については、施設設備の受贈は「特別収支」に計上し、施設設備以外の受贈は「教育活動収支」に計上する。ここで、施設設備以外の受贈としては、貯蔵品、固定資産に計上しない機器備品、雑誌等の受入れが考えられる。(再掲)</p> <p>【補助金の区分】</p> <p>活動区分資金収支計算書における「教育活動による資金収支」の活動区分の「経常費等補助金収入」は、事業活動収支計算書では、「教育活動収支」の「経常費等補助金」として計上する。また、活動区分資金収支計算書における「施設整備等活動による資金収支」の活動区分の「施設設備補助金収入」は、事業活動収支計算書では、「特別収支」の「施設設備補助金」として計上する。したがって、それぞれ以下のとおりとなる(1-4参照)。</p> <p>①利子補給を目的とした 補助金の交付者の目的に基づき、「特別収支」の「施設設備補助金」に計上する。</p> <p>②経常費補助金のうち設備支出を対象とする部分 補助金の交付者の目的に基づき、区別することなくその全てを「教育活動収支」の「経常費等補助金」に計上する。(再掲)</p> <p>【特別収支の範囲】</p> <p>第8号通知13.(3)②において、「特別収支には、「資産売却差額」、「施設設備寄付金」、「現物寄付」、「施設設備補助金」、「資産処分差額」、「過年度修正額」、「災害損失」及びデリバティブ取引の解約に伴う損失又は利益が該当するものとする。「災害損失」とは資産処分差額のうち、災害によるものをいう」と定義されている。また、同通知13.(3)③では、「退職給与引当金の計上に係る変更時差異を平成23年度に一括計上せず毎年度均等に繰り入れる措置によっている場合の「退職給与引当金特別繰入額」についても特別収支に該当する」としている。</p> <p>したがって、これらの科目については金額の多寡を問わず、「特別収支」に計上しなければならない。</p> <p>なお、有価証券の時価の著しい下落による有価証券評価損(有価証券評価差額)は、「資産処分差額」にふくまれるので、特別収支に該当する。</p>	1 特別収支は適正か。	(1)特別収支が適正でない。	A	(1)25高私参第8号I-3(3) (2)実務指針2-2、2-3、2-4、2-5、4-9

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
	<p>【災害損失の範囲及び会計処理】 「災害」とは、一般的に、暴風、洪水、高潮、地震、大火その他の異常な現象により生ずる災害をいう。したがって、ここでは、盗難、事故、通常の火災などは含まれない。 なお、第8号通知 I 3.(3)②において、「災害損失」とは「資産処分差額のうち、災害によるものをいう」とされていることから、その災害に対応する復旧や現状回復のための支出については、当該「災害損失」には含まれず、「教育活動収支」に計上されることになる。(再掲)</p> <p>【有価証券評価差額の事業活動収支計算書上の表示】 有価証券の評価換えによる損失額は、計上の事業活動を通じて発生する性格のものではなく、時価の著しい下落という特殊な要因によって一時的に発生した臨時的な資産価額の強制的引下げであって、資産の処分に伴う損失額に準ずる性格のものであると考えられる。 第8号通知では、資産処分差額は事業活動収支計算書の特別収支に含まれることとしていることから、大科目「資産処分差額」、小科目「有価証券評価差額」と表示するのが妥当である。 また、引当特定資産に含まれる有価証券について評価換えによる損失が生じた場合には、一般の有価証券の評価差額とは区分して表示する。 (例)事業活動収支計算書の特別収支 (大科目)資産処分差額 (小科目)有価証券評価差額 ○引当特定資産評価差額</p> <p>7 25高私参第8号 II-1(1)の規定による損失の処理科目は、事業活動収支計算書の「特別収支」の大科目「資産処分差額」に小科目「有姿除却等損失」等を設けて表示するものとする。</p> <p>8 「過年度修正額」のうち、資金収入又は資金支出を伴うものについては、事業活動収支計算書においては小科目「過年度修正額」で処理することとなるが、資金収支計算書及び活動区分資金収支計算書においては、次のとおり処理するものとする。(再掲)</p> <p>9 (4)表「(参考)」 新基準第5号様式に定める「(参考)」の表中の「事業活動収入計」には、「教育活動収入計」、「教育活動外収入計」及び「特別収入計」を合計した金額を、「事業活動支出計」には「教育活動支出計」、「教育活動外支出計」及び「特別支出計」を合計した金額を表示するものとする。なお、予算欄については、「予備費」の未使用額を含めるものとする。</p>	<p>1 事業活動収入計の金額は適正か。</p> <p>1 事業活動収支計算書は活動ごとの事業活動収入及び支出の部を設け、科目ごとに決算額を予算額と対比して記載しているか。</p> <p>1 事業活動収支計算書の科目は別表第二のとおりとなっているか。</p> <p>1 活動ごとの当該会計年度の収支差額は、事業活動支出の部に次に予算の額と対比して記載しているか。</p>	<p>(1)事業活動収入計の金額が適正でない。</p> <p>(1)事業活動収支計算書に活動ごとの事業活動収入及び支出の部を設け、科目ごとに決算額を予算額と対比して記載していない。</p> <p>(1)事業活動収支計算書の科目が別表第二のとおりとなっていない。</p> <p>(1)活動ごとの当該会計年度の収支差額を、事業活動支出の部に次に予算の額と対比して記載していない。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>(1)25高私参第8号 II-1(2)</p> <p>(1)25高私参第8号 I-4</p> <p>(1)25高私参第8号 I-3(4)</p> <p>(1)学校法人会計基準第18条</p> <p>(1)学校法人会計基準第19条</p> <p>(1)学校法人会計基準第20条第1項</p>
(3)事業活動収支計算書の記載方法	1 事業活動収支計算書には、第15条各号に掲げる活動ごとに事業活動収入の部及び事業活動支出の部を設け、事業活動収入又は事業活動支出の科目ごとに当該会計年度の決算の額を予算の額と対比して記載するものとする。	1 事業活動収支計算書は活動ごとの事業活動収入及び支出の部を設け、科目ごとに決算額を予算額と対比して記載しているか。	(1)事業活動収支計算書に活動ごとの事業活動収入及び支出の部を設け、科目ごとに決算額を予算額と対比して記載していない。	B	(1)学校法人会計基準第18条
(4)事業活動計算書の記載科目	1 事業活動収支計算書に記載する科目は、別表第二のとおりとする。	1 事業活動収支計算書の科目は別表第二のとおりとなっているか。	(1)事業活動収支計算書の科目が別表第二のとおりとなっていない。	B	(1)学校法人会計基準第19条
(5)当年度収支差額等の記載	1 第15条各号に掲げる活動ごとの当該会計年度の収支差額(事業活動収入の額から事業活動支出の額を控除した額をいう。以下同じ。)は、事業活動支出の部の次に予算の額と対比して記載するものとする。	1 活動ごとの当該会計年度の収支差額は、事業活動支出の部に次に予算の額と対比して記載しているか。	(1)活動ごとの当該会計年度の収支差額を、事業活動支出の部に次に予算の額と対比して記載していない。	B	(1)学校法人会計基準第20条第1項

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
	<p>2 当該会計年度の経常収支差額(第15条第1号に掲げる活動の収支差額に同条第2号に掲げる活動の収支差額を加算した額をいう。以下同じ。)は、同号に掲げる活動の収支差額の次に予算の額と対比して記載するものとする。</p> <p>3 当該会計年度の基本金組入前当年度収支差額(経常収支差額に第15条第3号に掲げる活動の収支差額を加算した額をいう。以下同じ。)は、同号に掲げる活動の収支差額の次に予算の額と対比して記載するものとする。</p> <p>4 当該会計年度の基本金組入額は、基本金組入前当年度収支差額の次に予算の額と対比して記載するものとする。</p> <p>5 当該会計年度の当年度収支差額(基本金組入前当年度収支差額から基本金組入額を控除した額をいう。以下同じ。)は基本金組入額の次に予算の額と対比して記載するものとする。</p>	<p>1 当該会計年度の経常収支差額は、活動の収支差額の次に予算の額と対比して記載しているか。</p> <p>1 当該会計年度の基本金組入前当年度収支差額は、収支差額の次に予算の額と対比して記載しているか。</p> <p>1 当該会計年度の基本金組入額は、基本金組入前当年度収支差額の次に予算の額と対比して記載しているか。</p> <p>1 当該会計年度の当年度収支差額は、基本金組入額の次に予算の額と対比して記載しているか。</p>	<p>(1)当該会計年度の経常収支差額は、活動の収支差額の次に予算の額と対比して記載していない。</p> <p>(1)当該会計年度の基本金組入前当年度収支差額を、収支差額の次に予算の額と対比して記載していない。</p> <p>(1)当該会計年度の基本金組入額を、基本金組入前当年度収支差額の次に予算の額と対比して記載していない。</p> <p>(1)当該会計年度の当年度収支差額を、基本金組入額の次に予算の額と対比して記載していない。</p>	B	(1)学校法人会計基準第20条第2項
(6)翌年度繰越収支差額	<p>1 当該会計年度において次に掲げる額がある場合には、当該額を加算した額を、翌年度繰越収支差額として、翌会計年度に繰り越すものとする。</p> <p>一 当年度収支差額</p> <p>二 前年度繰越収支差額(当該会計年度の前会計年度の翌年度繰越収支差額をいう。)</p> <p>三 第31条の規定により当該会計年度において取り崩した基本金の額</p>	<p>1 翌年度繰越収支差額は適正か。</p>	<p>(1)翌年度繰越収支差額が適正でない。</p>	A	(1)学校法人会計基準第21条
(7)翌年度繰越収支差額の記載	<p>1 翌年度繰越収支差額は、当年度収支差額の次に、前条の規定による計算とともに、予算の額と対比して記載するものとする。</p>	<p>1 翌年度繰越差額は予算と対比して記載しているか。</p>	<p>(1)翌年度繰越差額を予算と対比して記載していない。</p>	B	(1)学校法人会計基準第22条
(8)事業活動収支計算書の様式	<p>1 事業活動収支計算書の様式は、第五号様式のとおりとする。</p>	<p>1 事業活動収支計算書は第五号様式のとおりとなっているか。</p>	<p>(1)事業活動収支計算書が第五号様式のとおりとなっていない。</p>	A	(1)学校法人会計基準第23条
(9)事業活動収支内訳表の記載方法等	<p>1 事業活動収支内訳表には、事業活動収支計算書に記載される事業活動収入及び事業活動支出並びに基本金組入額の決算の額を第13条第1項各号に掲げる部門ごとに区分して記載するものとする。</p> <p>2 事業活動収支内訳表の様式は、第六号様式のとおりとする。</p>	<p>1 事業活動収支内訳表は、事業活動収入及び事業活動支出並びに基本金組入額の決算の額を部門ごとに区分して記載しているか。</p> <p>1 事業活動収支内訳表は第六号様式のとおりとなっているか。</p>	<p>(1)事業活動収支内訳表が、事業活動収入及び事業活動支出ならびに基本金組入れ額の決算の額を部門ごとに区分して記載していない。</p> <p>(1)事業活動収支内訳表が第六号様式のとおりとなっていない。</p>	A	(1)学校法人会計基準第24条第1項
<p>4 貸借対照表</p> <p>(1)資産の評価</p>	<p>1 資産の評価は、取得価額をもつてするものとする。ただし、当該資産の取得のために通常要する価額と比較して著しく低い価額で取得した資産又は贈与された資産の評価は、取得又は贈与の時における等が資産の取得のために通常要する価額をもつてするものとする。</p> <p>【資産に係る評価及び減価償却に係る特例】 学校法人が附則第2項に規定する会計年度の末日に有している資産に係る評価及び減価償却の方法については、第25条及び第26条第2項の規定によらないことができる。</p>	<p>1 資産の評価が適正か。</p>	<p>(1)資産の評価が適正でない。</p>	A	(1)学校法人会計基準第25条、附則第3項

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
(2)減価償却	<p>2 近年、大規模な災害等により学校法人が保有する校地校舎等の固定資産の使用が困難となり、かつ処分もできないような状況が生じている。そうした状況にある固定資産について、資産計上を続けることは学校法人の財政状態を適切に表さないと考えられることから、貸借対照表の資産計上額から除くことができることとする。</p> <p>3 (1)学校法人が保有する有形固定資産又は無形固定資産について、現に使用することをやめ、かつ、将来も転用するなどにより、使用する予定のないものについては、理事会及び評議員会(私立学校法第42条第2項の規定に基づき、寄附行為をもって評議員の議決を要することとしている場合に限る。)の承認を得た上で、備忘価額を残して貸借対照表の資産計上額から除くことができるものとする。</p> <p>【固定資産の評価の会計処理が適用される場合】 固定資産について備忘価額を残して貸借対照表の資産計上額から除くことができるものは、現に使用することをやめ、かつ、将来も転用するなどにより、使用する予定のない状態にあるものであり、以下の①から③までの条件に全て該当する場合である。 ①固定資産の使用が困難である場合 社会通念上誰にとっても使用することが困難である場合であり、当該学校法人の個別的な事由で使用が困難な場合は含まない。なお、当該固定資産の使用を継続するために巨額な支出を要するなど、使用目的から考えて明らかに合理的でない場合も使用が困難である場合に該当する。 ②処分ができない場合 通常想定される方法で処分できない場合であり、例えば以下のようなケースが考えられる。 ・物理的なアクセスが制限されている場合 ・当該固定資産を処分するためには教育活動を長期にわたり中断しなければならないなど事業を行う上で重要な支障を来し、直ちに処分することが合理的でない場合 ③①及び②に該当する固定資産であって、備忘価額を残して貸借対照表の資産計上額から除くことについて理事会及び評議員会(評議員については私立学校法(昭和24年法律第270号)第42条第2項の規定に基づき、寄附行為をもって評議員会の議決を要することとしている場合に限る。)の承認を得た場合 これら①、②の条件を満たす場合として以下が考えられる。 ・立入禁止区域にある固定資産 ・地中に空洞があり、崩落の危険があるような場合で、埋め戻して使用可能な状態にするためには巨額な支出を要する土地・建物 ・使用が困難となった構築物だが、校舎と一体となっており、処分するためには長期にわたり校舎を閉鎖しなければならない場合 ・倉庫に保管しているPCB入りとらんす(変圧器)等で、外部要因により処分するのに相当期間を要すると想定されるもの</p> <p>1 固定資産のうち時の経過によりその価値を減少するもの(以下「減価償却資産」という。)については、減価償却を行うものとする。</p> <p>2 減価償却資産の減価償却の方法は、定額法によるものとする。</p> <p>【資産に係る評価及び減価償却に係る特例】 学校法人が附則第2項に規定する会計年度の末日に有している資産に係る評価及び減価償却の方法については、第25条及び第26条第2項の規定によらないことができる。(再掲)</p>	<p>1 減価償却を行っているか。</p> <p>1 減価償却は定額法により行われているか。</p>	<p>(1)減価償却を行っていない。</p> <p>(1)減価償却が定額法により行われていない。</p>	<p>A</p> <p>A</p>	<p>(1)25高私参第8号Ⅱ-1</p> <p>(1)25高私参第8号Ⅱ-1(1) (2)実務指針3-2</p> <p>(1)学校法人会計基準第26条第1項</p> <p>(1)学校法人会計基準第26条第2項、附則第3項、第4項</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
(3)有価証券の評価換え	<p>【減価償却に係る特例】 当分の間、学校法人のうち、法附則第2条第1項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者に対する第26条第2項の規定の適用については、同項中「定額法」とあるのは「定額法又は定率法」とする。</p> <p>1 有価証券については、第二十五条の規定により評価した価額と比較してその時価が著しく低くなった場合には、その回復が可能と認められるときを除き、時価によっては評価するものとする。</p> <p>2 有価証券については、取得価額で評価しているが、取得価額と比較してその時価が著しく低くなった場合には、その回復が可能と認められるときを除き、時価によって評価するものとしている(第27条)が、従来その具体的な取扱が明確ではなかった。このため、具体的な処理の基準を示すこととする。 (1)当該有価証券が市場で取引され、そこで成立している価格(以下「市場価格」という。)がある場合は、それを時価とするものとする。市場価格のない有価証券のうち、債券等については当該有価証券を取引した金融機関等において合理的に算定した価額を時価とするものとする。 これらの時価が取得価額に比べて50%以上下落した場合には、特に合理的と認められる理由が示されない限り、時価が取得価額まで回復が可能とは認めないものとする。また時価の下落率が30%以上50%未満の場合には、著しく低くなったと判断するための合理的な基準を設けて判断するものとする。 (2)市場価格のない有価証券のうち、株式については当該株式の発行会社の実質価額(一般に公正妥当と認められた企業会計の基準に従い作成された財務諸表を基礎とした1株あたりの順資産額)を時価とみなすものとし、取得価額に比べて50%以上下落した場合には、十分な証拠によって裏付けられない限り、その回復が可能とは認めないものとする。</p>	1 有価証券の評価は適正か。	(1)有価証券の評価が適正でない。	B	(1)学校法人会計基準第27条 (1)25高私参第8号Ⅱ-2 (1)25高私参第8号Ⅱ-2(1) (1)25高私参第8号Ⅱ-2(2)
(4)徴収不能額の引当	<p>1 金銭債権については、徴収不能のおそれがある場合には、当該徴収不能の見込額を徴収不能引当金に繰り入れるものとする。</p> <p>【徴収不能引当金の特例】 知事所轄学校法人(高等学校を設置するものを除く。次条において同じ。)は第28条の規定にかかわらず、徴収不能の見込額を徴収不能引当金に繰り入れないことができる。</p>	1 金銭債権について、徴収不能のおそれがある場合に、徴収不能の見込額を徴収不能引当金に繰り入れているか。	(1)金銭債権について、徴収不能のおそれがある場合に、徴収不能の見込額を徴収不能引当金に繰り入れているか。	B	(1)学校法人会計基準第28条、第38条
(5)基本金	1 学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その事業活動収入のうちから組み入れた金額を基本金とする。	1 基本金は、事業活動収入のうちから組み入れた金額としているか。	(1)基本金が、事業活動収入のうちから組み入れた金額となっていない。	A	(1)学校法人会計基準第29条
(6)基本金への組入れ	<p>1 学校法人は、次に掲げる金額に相当する金額を、基本金に組み入れるものとする。</p> <p>一 学校法人が設立当初に取得した固定資産(法附則第2条第1項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者にあつては、同条第3項の規定による特別の会計を設けた際に有していた固定資産)で教育の用に供されるものの価額又は新たな学校(専修学校及び各種学校を含む。以下この号において同じ。)の設置若しくは既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために取得した固定資産の価額</p> <p>二 学校法人が新たな学校の設置又は既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得にあてる金銭その他の資産の額</p> <p>三 基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額</p> <p>四 恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額</p>	1 基本金の額は適正か。	(1)基本金の額が適正でない。	A	(1)学校法人会計基準第30条第1項、第39条 (2)25高私参第9号Ⅱ

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
(7)基本金の取崩し	<p>【基本金組入れに関する特例】 知事所轄学校法人は、第30条第1項の規定にかかわらず、同項第4号に掲げる金額に相当する金額の全部又は一部を基本金に組み入れないことができる。</p> <p>【恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額】 1. 算定式の変更 恒常的に保持すべき資金の額は、前年度の事業活動収支計算書における教育活動収支の人件費(退職給与引当金繰入額及び退職金を除く。)、教育活動研究費(減価償却額を除く。)、管理経費(減価償却額を除く。)及び教育活動外収支の借入金等利息の決算額の合計を12で除した額(100万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てることできる。)と定めることとした。</p> <p>2. 恒常的に保持すべき資金の額の引下げ 当年度の恒常的に保持すべき資金の額の計算額が、前年度の保持すべき資金の額に比べて下がった場合において、前年度の保持すべき資金の額をもって、当年度の保持すべき資金の額とした。 また、前年度の保持すべき資金の額に比べて、当年度の計算額が20%を超えて減少した場合には、一時的な現象ではなく、法人の支出規模が減少したものとみなして、学校法人会計基準第31条第1項第1号に該当し、前年度の保持すべき資金の額と当年度の計算額との差額を取崩しの対象としなければならないものとした。</p> <p>2 前項第2号又は第3号に規定する基本金への組入れは、固定資産の取得又は基金の設定に係る基本金組入れ計画に従い行うものとする。</p> <p>3 計画の組入目標額に達した後、基金の運用果実の事業使用残額を基金として充当しない場合等、組入れが行われない場合であっても、貸借対照表上の計上金額の内訳を示す「第3号基本金の組入れに係る計画集計表」の記載を省略することではない。 したがって、基金を組入れ済みで、かつ、運用果実を基金として組み入れない場合には、「第3号基本金の組入れに係る計画表」は作成されないが「第3号基本金の組入れに係る計画集計表」には記載する。 なお、計画が1件のみの場合には、計画集計表の作成は必要ない。</p> <p>4 学校法人が第1項第1号に規定する固定資産を借入金(学校債を含む。以下この項において同じ。)又は未払金(支払手形を含む。以下この項において同じ。)により取得した場合において、当該借入金又は未払金に相当する金額については、当該借入金又は未払金の返済又は支払(新たな借入金又は未払金によるものを除く。)を行った会計年度において、返済又は支払を行った金額に相当する金額を基本金へ組み入れるものとする。</p> <p>1 学校法人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額の範囲内で基本金を取り崩すことができる。 一 その諸活動の一部又は全部を廃止した場合、その廃止した諸活動に係る基本金への組入額 二 その経営の合理化により前条第1項に規定する固定資産を有する必要がなくなった場合、その固定資産の価額 三 前条第1項第2号に規定する金銭その他の資産を将来取得する固定資産の取得にあてる必要がなくなった場合、その金銭その他の資産の額 四 その他やむを得ない事由がある場合、その事由に係る基本金への組入額</p>	<p>1 会計基準省令第30条第1項第2号、3号に規定される基本金への組入れが、基本金組入れ計画に従い行われているか。</p> <p>1 固定資産を借入金又は未払金により取得した場合において、当該借入金又は未払金の返済又は支払を行った会計年度において、返済又は支払を行った金額に相当する金額を基本金へ組み入れているか。</p> <p>1 基本金の取り崩しは適正か。</p>	<p>(1)会計基準省令第30条第1項第2号、第3号に規定される基本金への組入れが、基本金組入れ計画に従い行われていない。</p> <p>(1)固定資産を借入金又は未払金により取得した場合において、当該借入金又は未払金の返済又は支払を行った会計年度において、返済又は支払いを行った金額に相当する金額を基本金へ組み入れているか。</p> <p>(1)基本金の取り崩しが適正でない。</p>	<p>B</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>(1)学校法人会計基準第30条第2項</p> <p>(1)実務指針5-5</p> <p>(1)学校法人会計基準第30条第3項</p> <p>(1)学校法人会計基準第31条</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
(8)貸借対照表の記載方法等	<p>2 25高私参第8号Ⅱ-1(1)の規定により貸借対照表の資産計上額から除いた固定資産に対応する基本金(備忘価額を含む)は取崩しの対象としなければならない。</p> <p>1 貸借対照表には、資産の部、負債の部及び純資産の部を設け、資産、負債及び純資産の科目ごとに、当該会計年度末の額を前会計年度末の額と対比して記載するものとする。</p>	<p>1 貸借対照表が、資産の部、負債の部及び純資産の部が設けられ、科目ごとに当該会計年度末の額と前会計年度末の額を対比して記載されているか。</p>	<p>(1)貸借対照表が、資産の部、負債の部及び純資産の部が設けられ、科目ごとに当該会計年度末の額と前会計年度末の額を対比して記載していない。</p>	A	(1)25高私参第8号Ⅱ-1(3) (1)学校法人会計基準第32条
(9)貸借対照表の記載科目	<p>2 第4号基本金に対応する名称を付した特定資産は、支払資金としての機能を有している資産であるため、短期的に決済されるものが想定される。 学校法人では、原則としていわゆるワンイヤールール(1年基準)により、「流動資産」と「固定資産」の区分を行っているが、「学校法人会計基準別表第3 貸借対照表記載科目」備考において、特定資産は「使途が特定された預金等をいう。」とされ、「固定資産」として計上される。 したがって、短期的に決済可能な資金であっても、特定資産であることから「固定資産」として計上することになる。</p> <p>1 貸借対照表に記載する科目は、別表第三のとおりとする。</p>	<p>1 短期的に決済可能であっても、特定資産を固定資産に計上しているか。</p> <p>1 貸借対照表の科目は別表第三のとおりとなっているか。</p>	<p>(1)短期的に決済可能な特定資産が固定資産に計上されていない。</p> <p>(1)貸借対照表の科目が別表第三のとおりとなっていない。</p>	A	(1)実務指針5-9 (1)学校法人会計基準第33条
(10)貸借対照表の様式	<p>1 貸借対照表の様式は、第七号様式のとおりとする。</p>	<p>1 貸借対照表の様式は第七号様式のとおりとなっているか。</p>	<p>(1)貸借対照表の様式が第七号様式のとおりとなっていない。</p>	A	(1)学校法人会計基準第35条
<p>5 注記事項</p> <p>(1)重要な会計方針の記載方法</p>	<p>1 引当金の計上基準その他の計算書類の作成に関する重要な会計方針については、当該事項を脚注(注記事項を計算書類の末尾に記載することをいう。以下この条において同じ。)として記載するものとする。</p> <p>2 重要な会計方針を変更したときは、その旨、その理由及びその変更による増減額を脚注として記載するものとする。</p> <p>3 減価償却資産については、当該減価償却資産に係る減価償却額の累計額を控除した残額を記載し、減価償却額の累計額の合計額を脚注として記載するものとする。ただし、必要がある場合には、当該減却償却資産の属する科目ごとに、減価償却額の累計額を控除する形式で記載することができる。</p> <p>4 金銭債権については、徴収不能引当金の額を控除した残額を記載し、徴収不能引当金の合計額を脚注として記載するものとする。ただし、必要がある場合には、当該金銭債権の属する科目ごとに、徴収不能引当金の額を控除する形式で記載することができる。</p> <p>5 担保に供されている資産については、その種類及び額を脚注として記載するものとする。</p>	<p>1 計算書類の作成に関する重要な会計方針について、当該事項を脚注として記載しているか。</p> <p>1 重要な会計方針を変更したときに、その旨、その理由及びその変更による増減額を脚注として記載しているか。</p> <p>1 減価償却資産について、減価償却累計額を控除した残額を記載し、減価償却額の累計額の合計額を脚注として記載しているか。</p> <p>1 金銭債権について、徴収不能引当金の額を控除した残額を記載し、徴収不能引当金の合計額を脚注として記載しているか。</p> <p>1 担保に供されている資産について、その種類及び額を脚注として記載しているか。</p>	<p>(1)計算書類の作成に関する重要な会計方針について、当該事項を脚注として記載していない。</p> <p>(1)重要な会計方針を変更したときに、その旨、その理由及びその変更による増減額を脚注として記載していない。</p> <p>(1)減価償却資産について、減価償却累計額を控除した残額を記載し、減価償却額の累計額の合計額を脚注として記載していない。</p> <p>(1)金銭債権について、徴収不能引当金の額を控除した残額を記載し、徴収不能引当金の合計額を脚注として記載していない。</p> <p>(1)担保に供されている資産について、その種類及び額を脚注として記載していない。</p>	B	<p>(1)学校法人会計基準第34条第1項</p> <p>(1)学校法人会計基準第34条第2項</p> <p>(1)学校法人会計基準第34条第3項</p> <p>(1)学校法人会計基準第34条第4項</p> <p>(1)学校法人会計基準第34条第5項</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
	<p>6 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額については、当該金額を脚注として記載するものとする。</p> <p>7 当該会計年度の末日において第30条第1項第4号に掲げる金額に相当する資金を有していない場合には、その旨及び当該資金を確保するための対策を脚注として記載するものとする。</p> <p>8 (1)新基準第34条第7項に定める「当該会計年度の末日において第30条第1項第4号に掲げる金額に相当する資金を有していない場合」には、以下の例を参考に注記するものとする。 (注記例) 省略 また、該当しない場合には、以下の例を参考に注記する。 (注記例) 省略 (2)「第4号基本金に相当する資金」とは、現金預金及びこれに類する金融商品とするものとする。この現金預金とは貸借対照表上の現金預金であり、これに類する金融商品とは、他の金融商品の決裁手段として用いられるなど、支払資金としての機能をもっており、かつ、当該金融商品を支払資金と同様に用いている金融商品をいい、第4号基本金に対応する名称を付した特定資産を含み、その他の特定資産は含めないものとする。</p> <p>9 第4号基本金の組入れがない知事所轄学校法人において第4号基本金に相当する資金を有していない場合は、学校法人会計基準第39条の規定により、第4号基本金の組入れがない場合は、その旨を記載することとなる。</p> <p>10 第4号基本金に相当する資金を有しているも、第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対応策の注記は、学校法人会計基準第34条により記載するものとされており、学校法人会計基準第7号様式においてもしめされている注記であり省略はできない。</p> <p>11 前各号に規定するもののほか、財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項については、当該事項を脚注として記載するものとする。</p> <p>12 新基準第34条第8項に定める「その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項」については、平成17年5月31日付け17高私参第1号「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について(通知)」で示した9項目に、以下の(1)及び(2)に示す注記事項を加え、これらについて重要性があると認められる場合には記載するものとする。 (1)有価証券の時価情報に係る注記 近年の金融商品の多様化や、特にリーマンショック以降の経済状況の大きな変化に伴い、学校法人の資産運用のリスクを一層明確に把握しやすくなることが重要となっており、有価証券の時価情報を種類別に注記するものとする。 ①改正前の学校法人会計基準における有価証券の時価情報の注記に加えて、保有する有価証券の種類ごとの情報について、以下の例を参考に注記するものとする。 (注記例) 省略</p>	<p>1 翌会計年度以後に基本金への組入れを行う金額を脚注として記載するものとする。</p> <p>1 会計基準省令第30条第1項第4号に掲げる金額に相当する資金を有していない場合に、その旨及び当該資金を確保するための対策を脚注として記載しているか。</p> <p>1 第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対応策の注記が記載されているか。</p> <p>1 その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項について、脚注として記載しているか。</p>	<p>(1)翌会計年度以後に基本金への組入れを行う金額を脚注として記載していない。</p> <p>(1)会計基準省令第30条第1項第4号に掲げる金額に相当する資金を有していない場合に、その旨及び当該資金を確保するための対策を脚注として記載していない。</p> <p>(1)第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対応策の注記が記載されていない。</p> <p>(1)その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項について、脚注として記載していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p>	<p>(1)学校法人会計基準第34条第6項</p> <p>(1)学校法人会計基準第34条第7項</p> <p>(1)25高私参第8号Ⅲ-2</p> <p>(1)実務指針5-8</p> <p>(1)実務指針5-6</p> <p>(1)学校法人会計基準第34条第8項</p> <p>(1)25高私参第8号Ⅲ-3</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
	<p>(2)学校法人間取引についての注記 学校法人の経営状況や財政状態についてより透明性を高める観点から、学校法人間の取引について明らかにすべきとの課題に対応するため、関連当事者の注記に該当しない場合についても、広く貸付金・債務保証等の学校法人間の取引について注記するものとする。 ①学校法人間での貸付け、借入れ、寄付金(現物寄付を含む)、人件費等の負担及び債務保証その他これらに類する取引が、当該年度中にあるか又は期末に残高がある場合は、以下の例を参考に注記するものとする。 ②学校法人間取引についての注記は、関連当事者との取引に該当する場合であっても注記するものとする。また関連当事者との取引についての注記は、学校法人間取引にも該当する場合であっても注記するものとする。 (注記例) 省略</p>				
(2)活動区分ごとの調定勘定等の加減の計算過程の注記	<p>1 新基準第4号様式の(注)3に定める活動区分ごとの調整勘定等の加減の計算過程の注記は、以下の例を参考に「活動区分資金収支計算書」の末尾に記載するものとする。</p> <p>2 第8号通知Ⅲ1.(注記例)の脚注において、「(注)該当する項目のみに数値を記入する。」とされていることから、該当する項目に金額がない場合であっても項目を省略できない。</p>	<p>1 調整勘定等の加減の計算過程の注記が活動区分資金収支計算書の末尾に記載されているか。</p> <p>1 第8号通知Ⅲ1.(注記例)の脚注が記載されているか。</p>	<p>(1)調整勘定等の加減の計算過程の注記が活動区分資金収支計算書の末尾に記載されていない。</p> <p>(1)第8号通知Ⅲ1.(注記例)の脚注が記載されていない。</p>	B	(1)25高私参第8号Ⅲ-1
(3)有価証券の時価情報に係る注記の記載	<p>1 当該注記は、学校法人の保有する有価証券を種類別に記載することにより、運用リスクを一層明確に開示することを目的としている。したがって、債券、株式、投資信託、貸付信託の4種類については、該当する種類がない場合であっても省略できない。 なお、注記の趣旨に鑑みて、この様式にかかわらず、より詳細な種類内容を明細表として記載することを妨げるものではない。</p>	<p>1 有価証券に関する注記は適正か。</p>	<p>(1)有価証券に関する注記が適正でない。</p>	C	(1)実務指針5-1
6 附属明細表	<p>1 固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表には、当該会計年度における固定資産、借入金及び基本金の増減の状況、事由当をそれぞれ第8号様式、第9号様式、及び第10号様式に従って記載するものとする。</p>	<p>1 附属明細表は各号様式に従って記載されているか。</p>	<p>(1)附属明細表が各号様式に従って記載されていない。</p>	B	(1)学校法人会計基準第36条
7 区分経理	<p>1 認定こども園が会計処理を行うにあたっては、運営基準条例第33条に基づく区分経理を行い、施設ごとに独立した区分を設け、本市の会計年度と合致させた予算書を作成するものとする。</p>	<p>1 施設ごとに独立した区分で、本市の会計年度と合致した会計処理が行われているか。</p>	<p>(1)施設ごとに独立した区分で、本市の会計年度と合致した会計処理が行われていない。</p>	A	(1)運営基準条例第33条 (2)市取扱要綱第23条
8 予算書及び財務関係書類の提出	<p>2 前3項に規定する財務関係書類の提出は、予算書に関しては、毎会計年度開始後3か月以内に行うものとし、その他の財務関係書類に関しては、毎会計年度終了後3か月以内に、法人全体の直近の計算書類又は財務諸表の提出と併せて行うものとする。</p>	<p>1 予算書に関しては、毎会計年度開始後3か月以内に、その他の財務関係書類にかんしては、毎会計年度終了後3か月以内に、法人全体の直近の計算書類又は財務諸表と併せて提出されているか。</p>	<p>(1)予算書に関しては、毎会計年度開始後3か月以内に、その他の財務関係書類に関しては、毎会計年度終了後3か月以内に、法人全体の直近の計算書類又は財務諸表と併せて提出されていない。</p>	A	(1)市取扱要綱第23条